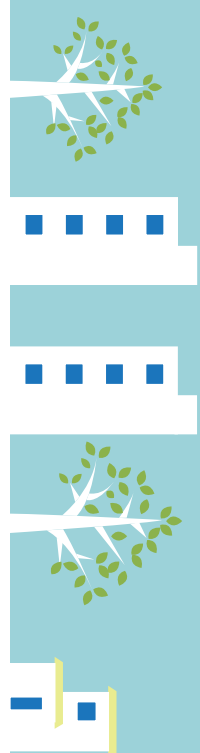


魅力的な自然・産業・人を生かした、
コンパクト・プラス・ネットワークによる持続可能なまち

室蘭市都市計画 マスタープラン

2020年3月 室蘭市



目次

0. はじめに	1
0.1. 計画の背景と目的.....	1
0.2. 都市計画マスタープランで定める事項.....	1
0.3. 計画の位置づけ.....	2
0.4. 計画の役割.....	3
0.5. 計画の対象区域.....	4
0.6. 計画の期間と想定人口.....	5
0.7. 計画の構成.....	6
1. 室蘭市の現状と課題	7
1.1. 室蘭市の概況.....	7
1.1.1. 位置と地形.....	7
1.1.2. 都市の沿革.....	7
1.1.3. 人口.....	8
1.1.4. 産業.....	10
1.1.5. 観光.....	13
1.1.6. 自然・景観.....	15
1.1.7. 土地利用.....	16
1.1.8. 住宅.....	17
1.1.9. 交通体系.....	28
1.1.10. 室蘭港.....	33
1.1.11. 都市施設.....	35
1.1.12. 災害.....	38
1.2. 上位・関連計画.....	41
1.3. まちづくりに関する市民意識.....	42
1.4. 室蘭市が抱えるまちづくりの課題.....	46
1.4.1. まちづくりの現状と課題.....	46
1.4.2. まちづくりにおける主要課題.....	48

2. 全体構想	50
2.1. まちづくりの基本理念	50
2.2. 将来都市構造.....	51
2.3. まちづくりの基本目標	52
2.4. 分野別方針	55
2.4.1. 土地利用（用途地域や低未利用土地などに関する方針）	55
2.4.2. 交通体系（道路や公共交通のネットワークに関する方針）	59
2.4.3. 港湾（港の土地利用や整備に関する方針）	62
2.4.4. 自然・景観（公園や緑地、都市景観に関する方針）	64
2.4.5. 都市施設（市民の日常生活を支える公共施設に関する方針）	66
2.4.6. 住宅（住宅供給や住環境に関する方針）【室蘭市住宅マスタープラン】	69
2.4.7. 防災・減災（災害発生時の対策に関する方針）	73
2.4.8. 市民とともに進めるまちづくり（まちづくりにおける市民協働に関する方針）	76
2.4.9. 基本目標と分野別方針の関係性	77
3. 地域別構想	78
3.1. 地域別構想について	78
3.2. 蘭西地域.....	79
3.2.1. 蘭西地域の特徴.....	79
3.2.2. 蘭西地域の目指す将来像.....	80
3.2.3. 蘭西地域のまちづくりの方針.....	80
3.2.4. 蘭西地域のまちづくりの取り組み	81
3.2.5. 蘭西地域の将来都市像	82
3.3. 蘭東地域.....	83
3.3.1. 蘭東地域の特徴	83
3.3.2. 蘭東地域の目指す将来像.....	84
3.3.3. 蘭東地域のまちづくりの方針.....	84
3.3.4. 蘭東地域のまちづくりの取り組み	85
3.3.5. 蘭東地域の将来都市像	86
3.4. 蘭北地域.....	87
3.4.1. 蘭北地域の特徴.....	87
3.4.2. 蘭北地域の目指す将来像.....	88
3.4.3. 蘭北地域のまちづくりの方針.....	88
3.4.4. 蘭北地域のまちづくりの取り組み	89
3.4.5. 蘭北地域の将来都市像	90

4. 計画の推進に向けた取り組み	91
4.1. 計画の評価	91
4.2. 計画の見直し.....	91
4.3. 地区別構想の作成の推進.....	91
5. 参考資料	92
5.1. 本計画策定の経緯.....	92
5.2. 策定協議会委員構成.....	98

0. はじめに

0.1. 計画の背景と目的

都市計画マスタープランとは、都市計画法第 18 条の 2 第 1 項の規定に基づく「市町村の都市計画に関する基本的な方針」であり、市民と行政が一緒に考え、将来の都市像を描き、その実現に向けたまちづくりの方向性を示すとともに、今後の土地利用・道路・公園等の都市計画を定めるための指針になるものです。

室蘭市では、「室蘭市都市計画マスタープラン」（以下「本計画」）を 2003（平成 15）年 10 月に目標年次を 2022（令和 4）年度と設定して策定しましたが、急速な人口減少と高齢者の増加及び拡散した市街地や空家率の増加など、室蘭市の抱える課題の現状を踏まえ、コンパクトで持続可能なまちの実現に向けて、本計画を見直すこととし、先行して 2019（平成 31）年 3 月に「室蘭市立地適正化計画」を策定しました。

本計画では、都市全体の観点から居住機能や都市機能の立地誘導、総合的かつ体系的な住宅施策の展開や公共交通の充実、空家対策の推進など、まちづくりに関わるさまざまな関係施策と連携を図り、将来を見据えたまちづくりを進めます。また、市民と行政の協働による魅力あるまちづくりのあり方を検討し、今後のまちづくりに取り入れていくこととしました。



0.2. 都市計画マスタープランで定める事項

都市計画運用指針では、都市計画マスタープランの記載内容として、以下の項目が示されています。

- ① まちづくりの理念や都市計画の目標
- ② 全体構想（目指すべき都市像、課題、課題に対する整備方針等）
- ③ 地域別構想（地域像、実施する施策）

0

はじめに

1

室蘭市の
現状と課題

2

全体構想

3

地域別構想

4

計画の推進に
向けた取り組み

5

参考資料

0.3. 計画の位置づけ

本計画は、北海道が定める、室蘭市、登別市、伊達市の3市で構成される室蘭圏都市計画区域における「室蘭圏都市計画区域（室蘭市・登別市・伊達市）都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」（以下「室蘭圏都市計画区域マスタープラン」）や「北海道住生活基本計画」に即すほか、室蘭市が定める「室蘭市総合計画」と即したものとなっていることが必要です。

本計画は、まちづくり全体に関わる計画のため、基本的に室蘭市の全ての計画が関連します。また、「室蘭市立地適正化計画」と「室蘭市住宅マスタープラン」は、本計画に内包して整合を図ります。

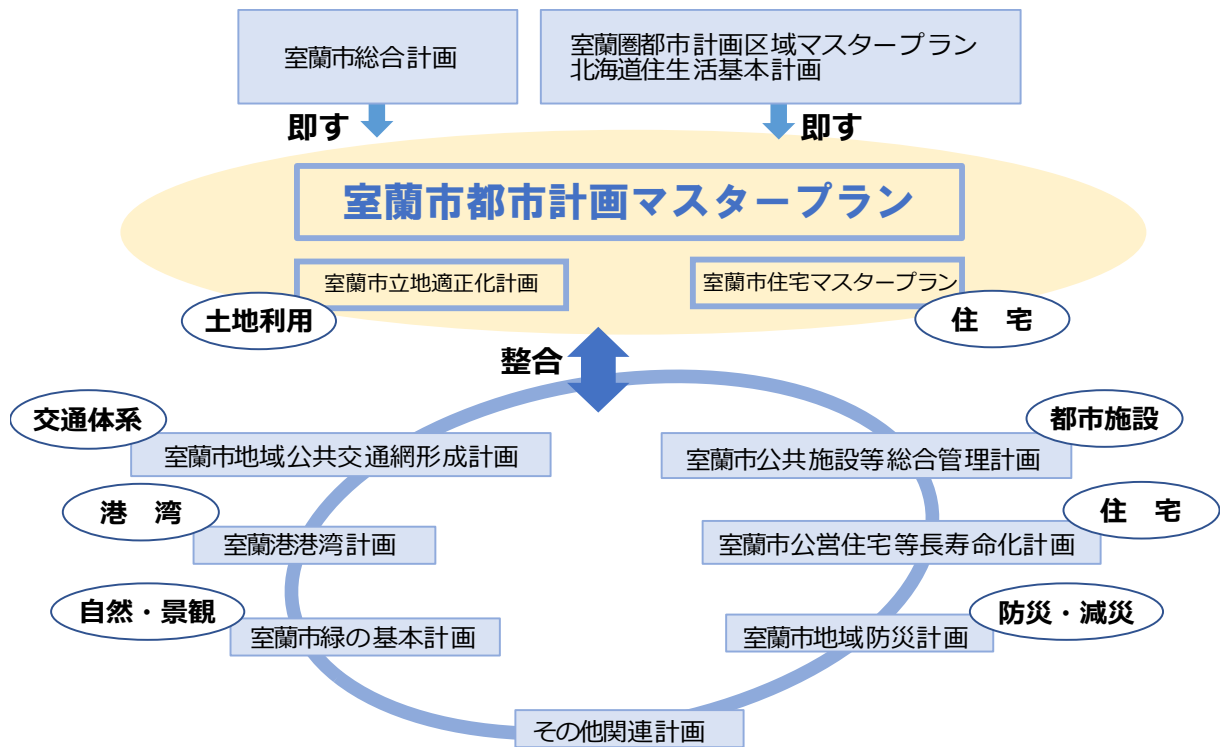


図 0-1 計画の位置づけ

0.4. 計画の役割

本計画は、室蘭市の将来像を長期的な視点で明らかにし、その実現に向けた大きな道筋を示す計画です。また、個別の事業や取り組みを行う際に、まちづくりの観点から本計画の分野別や地域別の構想との整合を確認し、調整を行うとともに、地域の住民が行うまちづくりの大きなよりどころとなる計画です。

このため、室蘭市の将来像や課題などを地域住民と共有できるよう、出来るだけわかりやすく取りまとめた計画とします。

本計画の役割

- ① 室蘭市の将来像の明示
- ② 各種計画や事業を決定・変更する際の根拠や指針
- ③ さまざまな分野にまたがる都市計画の総合性・一体性の確保
- ④ まちづくりに対する住民の理解促進・合意形成の円滑化

0.6. 計画の期間と想定人口

室蘭市の人口は、1990（平成 2）年の約 11 万 8 千人から、2015（平成 27）年には約 25%の人口が減少し約 8 万 9 千人となっています。少子高齢化も進んでおり、1990（平成 2）年には 13%であった高齢化率が、2015（平成 27）年には 34%まで増加しています。

国立社会保障・人口問題研究所の推計では、今後も当該傾向が進むと予測されており、2040（令和 22）年には人口が約 5 万 5 千人で高齢化率は 39%となる見通しです。

本計画は、「室蘭市立地適正化計画」と整合を図り、計画の期間を 2020（令和 2）年から 2040（令和 22）年とし、想定人口を約 5 万 5 千人とします。

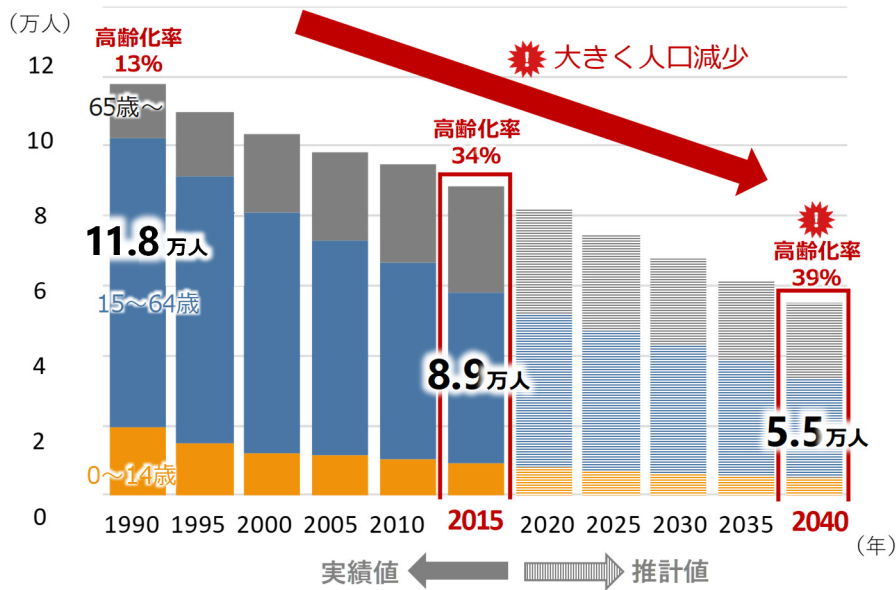


図 0-3 室蘭市全体の総人口・年齢別人口の推移

資料：実績値 国勢調査、推計値 日本の地域別将来推計人口／2018（平成 30）年推計／国立社会保障・人口問題研究所

0.7. 計画の構成

室蘭市が目指す「まちづくりの基本理念」を定め、基本理念の実現に向けた「まちづくりの基本目標」を設定します。その下に基本目標を達成するため各分野で実施する「分野別方針」を定めます。さらに、基本目標や分野別方針を地域ごとに具体化した「地域別構想」を定めます。

また、本計画の対象範囲外になりますが、住民自らが主体的に地区のまちづくりに取り組めるように、地域別構想をベースとし、より細かな単位である地区の目指す姿やまちづくりの方針などを具体的に示す「地区別構想」を住民主体で作成することを推進していきます。

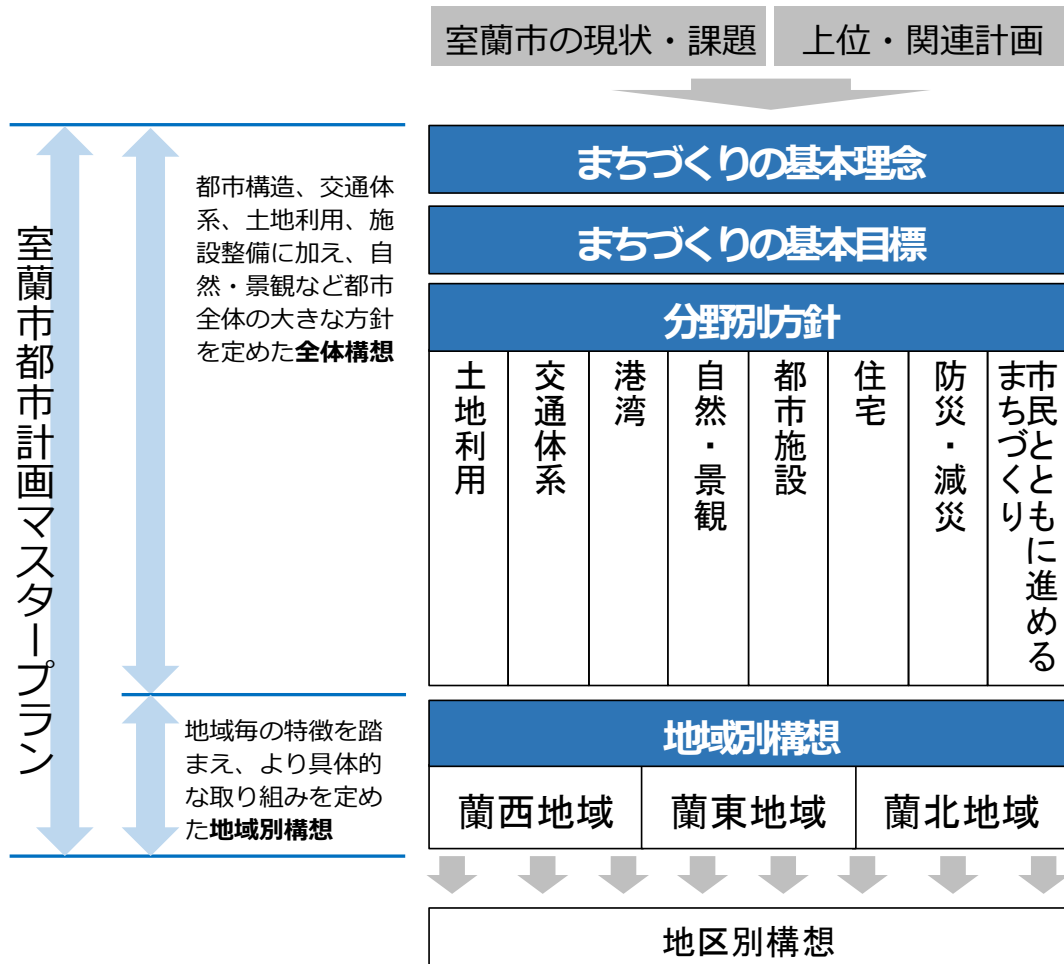


図 0-4 本計画の全体構成

1. 室蘭市の現状と課題

1.1. 室蘭市の概況

1.1.1. 位置と地形

室蘭市は、北海道の南西部の噴火湾に面し、南側は太平洋に突き出た絵鞆半島により形成され、外洋側は、100m 前後の断崖絶壁が 14km も連なる風光明媚な景勝地となっています。面積は 81.01km² となっており、北東は登別市、北西は伊達市に接しています。また、室蘭市はその地形的な特性から、市街地及び住宅地が沢ごとに形成されていることが大きな特徴となっています。

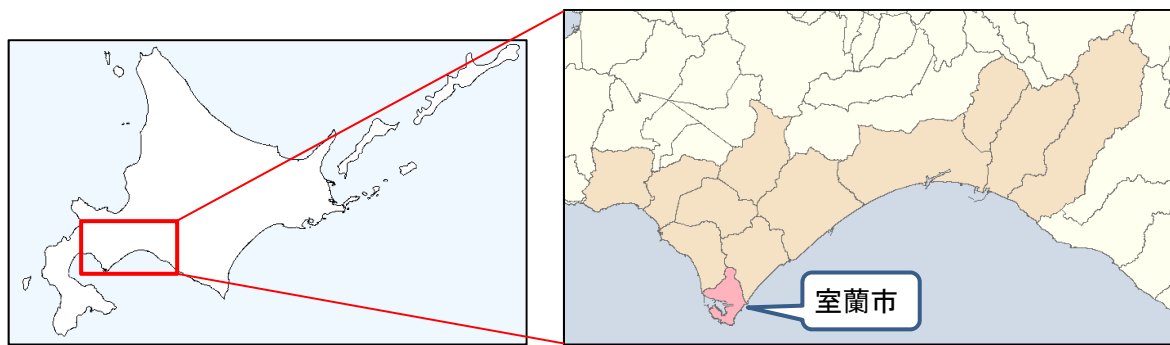
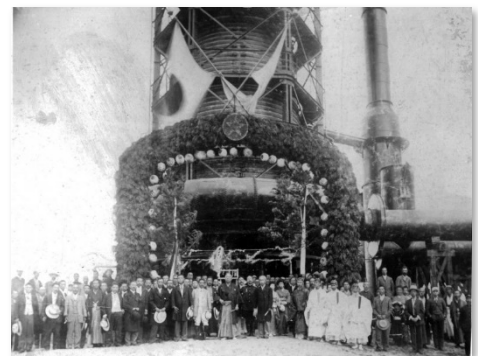


図 1-1 室蘭市の位置図

1.1.2. 都市の沿革

1907（明治 40）年には現在の(株)日本製鋼所室蘭製作所、また、1909（明治 42）年には現在の日本製鉄(株)棒線事業部室蘭製鐵所のそれぞれの前身が設立されて以来、室蘭市は「鉄のまち」として発展してきましたが、第 2 次世界大戦の際、空襲と艦砲射撃(1945（昭和 20）年 7 月 14・15 日)により大きな損害を受けるとともに、400 人超の死者を出しています。



輪西製鐵場の火入れ式の様子(明治 42 年)

しかし、終戦後は軍需から民需へといち早く転換したことなどにより、著しく復興が進み、大手の日本製鉄や日本製鋼所、函館どつく、檜崎造船などの重工業部門と日鉄セメント、JXTG エネルギーなどの近代工業の進出により東北・北海道を代表する重化学工業・港湾都市として、北海道総合開発の推進に大きく寄与してきました。

1.1.3. 人口

室蘭市の総人口は、2015（平成 27）年の約 8 万 9 千人から 2040（令和 22）年の約 5 万 5 千人へと、約 3 万 4 千人減少して、約 6 割の人口になると見込まれています。また、2015（平成 27）年には 34%であった高齢化率は、2040（令和 22）年には 39%になることが見込まれています。

人口減少に伴い、人口密度が低下し、生活サービス機能や産業活力の低下が心配され、持続的な都市経営が課題となります。

また、高齢者が減少する地区と増加する地区が偏在する中で、高齢者福祉の効率的な提供のあり方、高齢者の足となる地域公共交通の充実が重要となります。高齢化によって福祉需要の増加や労働力の確保難など、さまざまな課題が現れています。

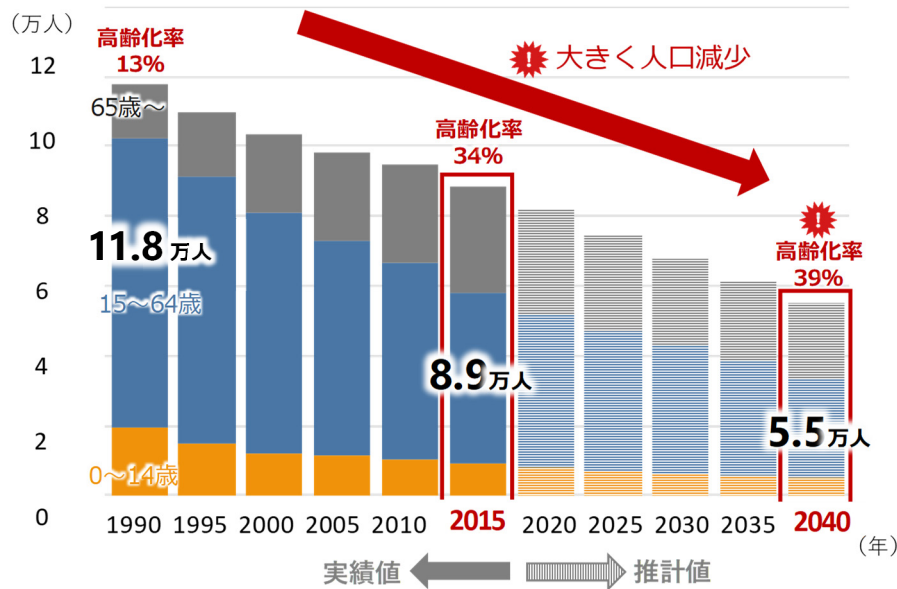


図 1-2 室蘭市全体の総人口・年齢別人口の推移（再掲）

資料：実績値 国勢調査、推計値 日本の地域別将来推計人口／2018（平成 30）年推計／国立社会保障・人口問題研究所

転出人口が転入人口を上回る社会減、死亡人口が出生人口を上回る自然減が続いています。転入・転出人口を年齢別にみると、特に若年世代の転出が目立っていることから、若年世代や子育て世代が持続的に居住できる環境が必要となります。

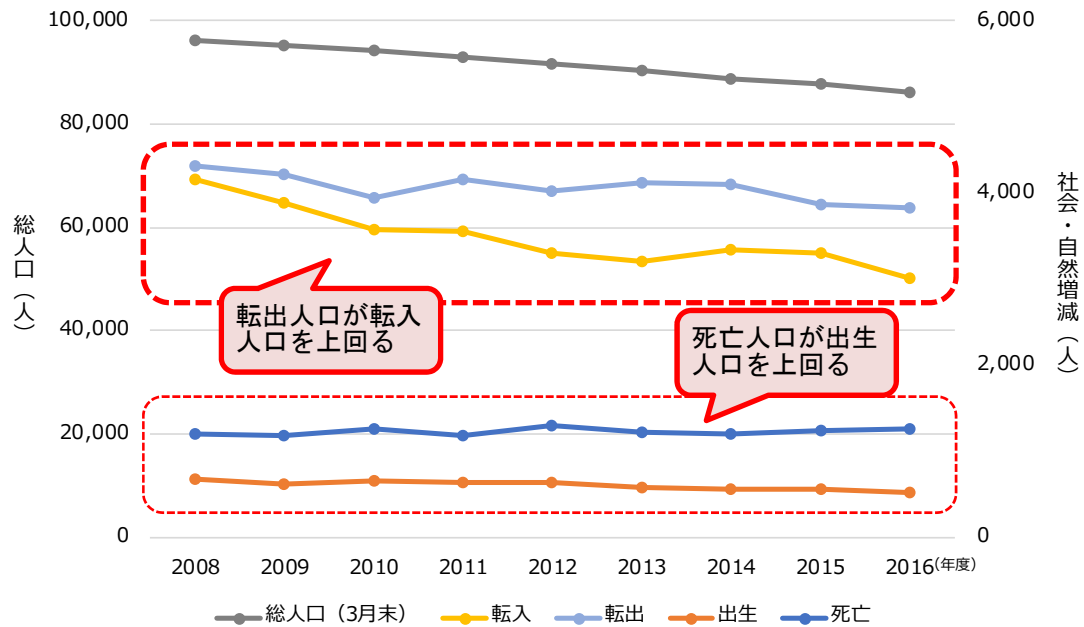


図 1-3 社会・自然増減の推移

資料：室蘭市住民基本台帳登録状況

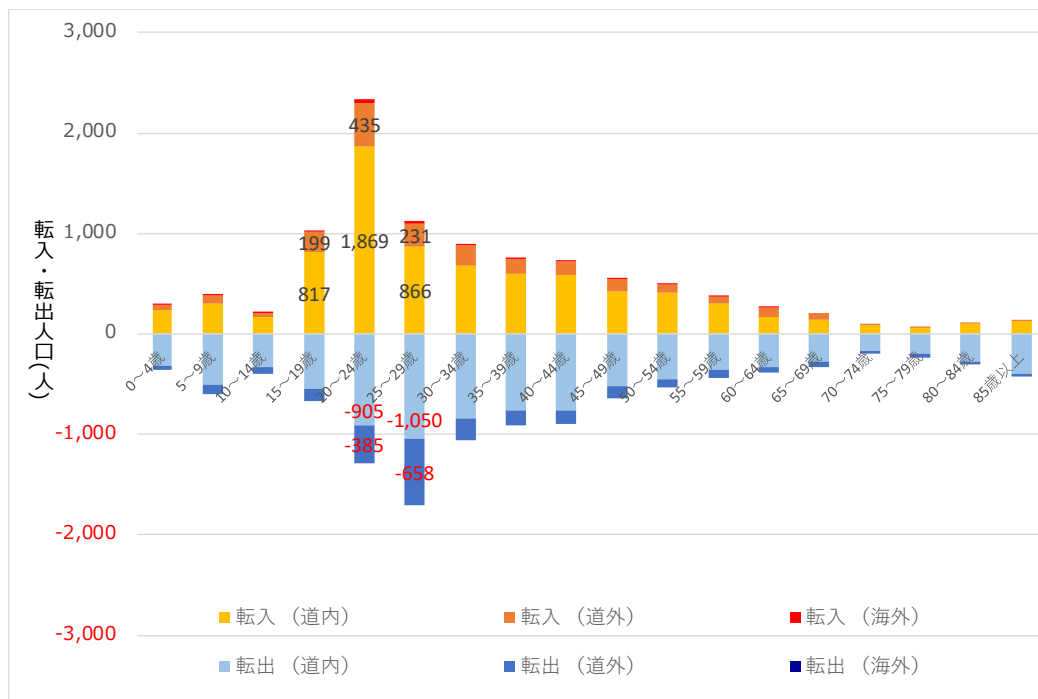


図 1-4 年齢別の転入・転出人口

資料：2015（平成 27）年国勢調査

1.1.4. 産業

室蘭市の産業別就業者割合をみると、第3次産業が72.9%、続いて第2次産業が26.1%であり、第1次産業は1.0%と低くなっています。工業が盛んなため、第2次産業の割合が全道平均と比較して高くなっています。

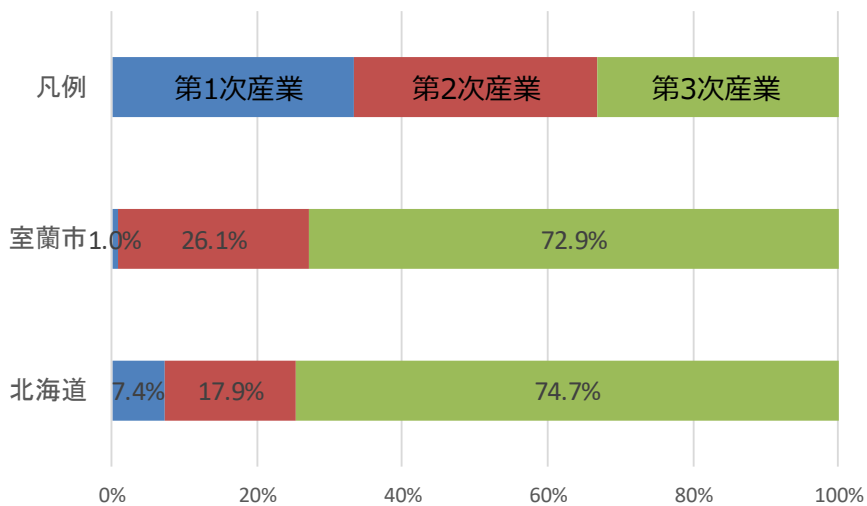


図 1-5 北海道及び室蘭市の産業別就業者割合

資料：2015（平成27）年国勢調査

1.1.4.1 工業

工業統計では、事業所数、従業者数とも近年微減傾向であるほか、製造品出荷額は社会情勢に左右されています。室蘭市の特性であるものづくりの基盤を生かした産業活性化や、労働力確保が必要となります。

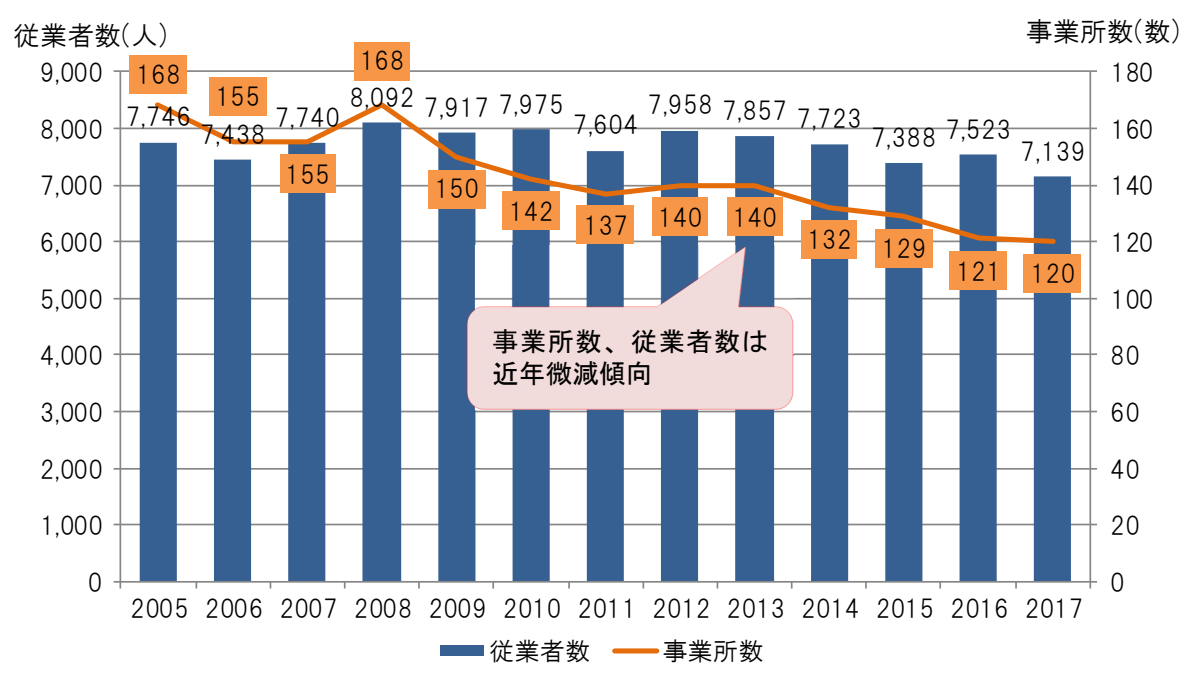


図 1-6 従業者数・事業所数の推移

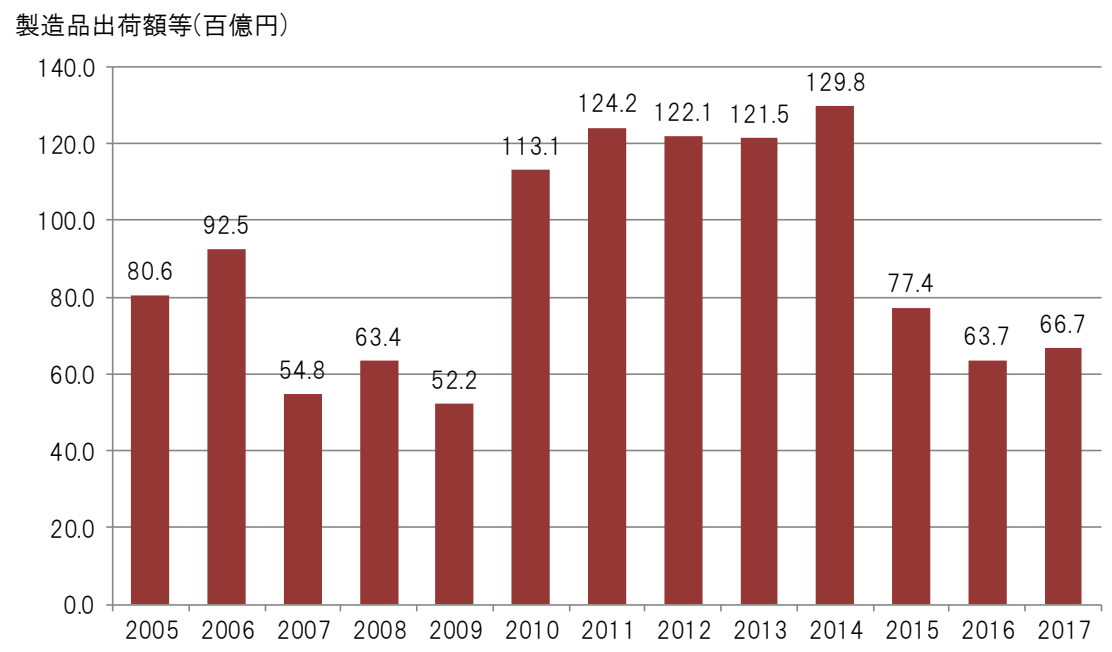


図 1-7 製造品出荷額等の推移

資料：工業統計

1.1.4.2 商業

商業統計では、事業所数、従業者数、年間商品販売額は減少しています。売場面積は大型店舗の閉店などにより2007（平成19）年から2014（平成26）年にかけて急減しています。2016（平成28）年は、事業所数、従業者数、年間商品販売額、売場面積がやや増加しています。

商店街等の中小規模の小売店の衰退と大型店舗の撤退が進んでいる中で、商店街の再生のみならず市全体の商業活性化、にぎわい再生に向けた取り組みが必要となります。

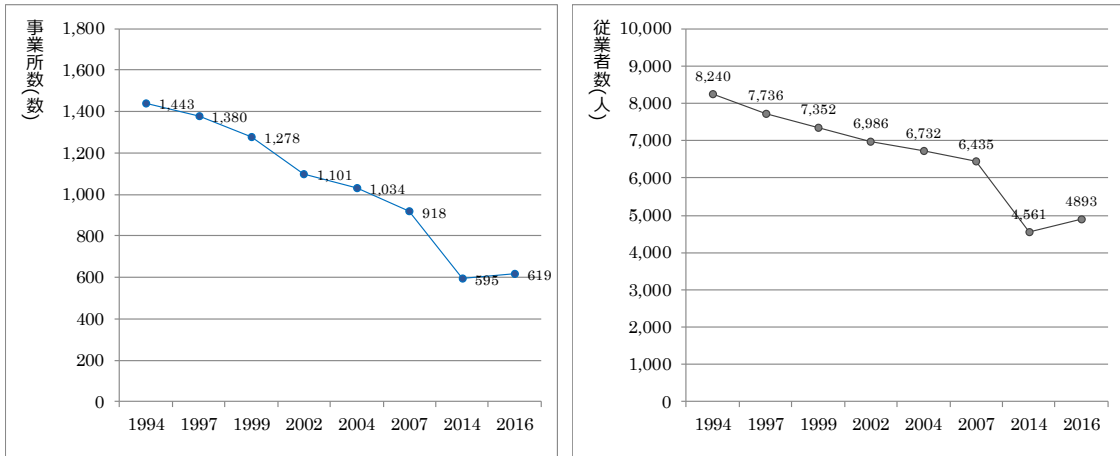


図 1-8 事業所数・従業者数の推移

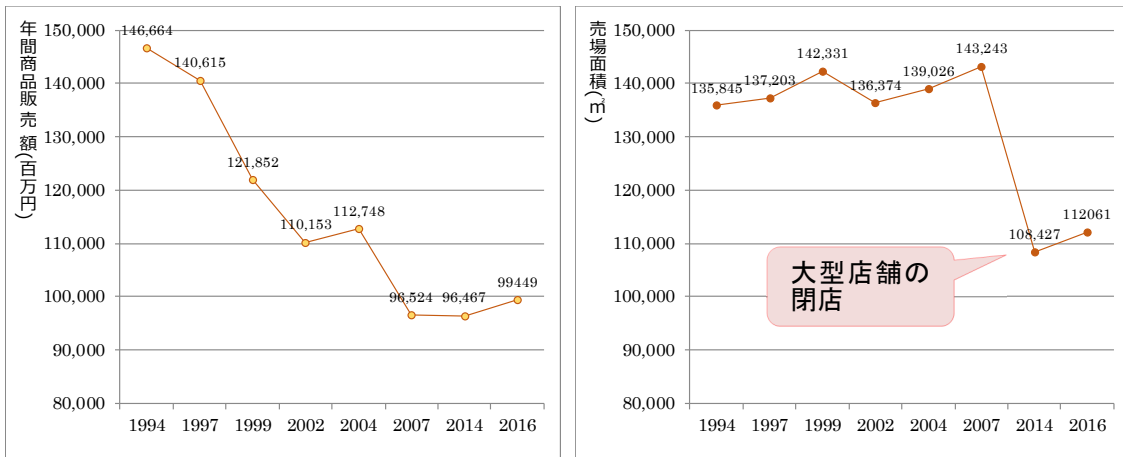


図 1-9 年間商品販売額の推移

図 1-10 小売業の売場面積の推移

資料：商業統計、経済センサス

1.1.5. 観光

観光入込客数は、2011（平成 23）年度以降増加傾向が見られ、外国人宿泊者数は 2013（平成 25）年度以降に急増し、約 18 倍に増加していますが、近年はやや減少傾向が見られます。

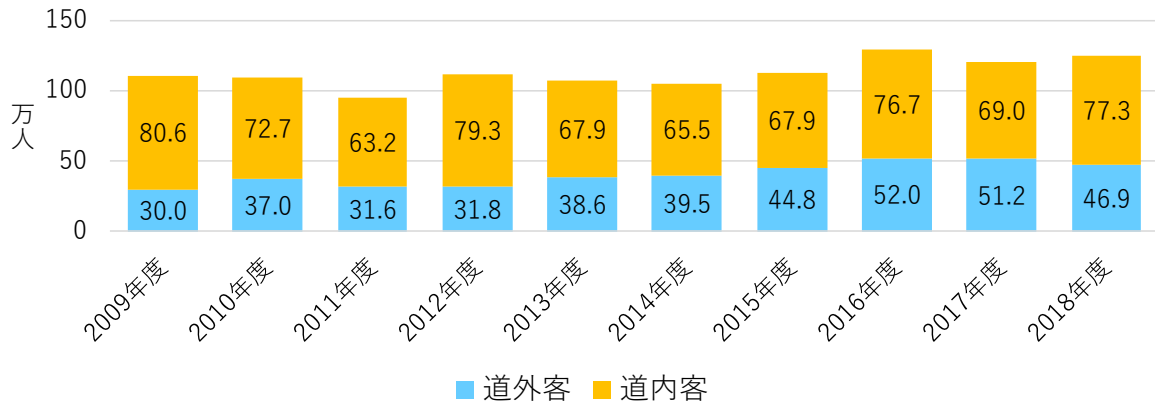


図 1-11 室蘭市の観光入込客数の推移

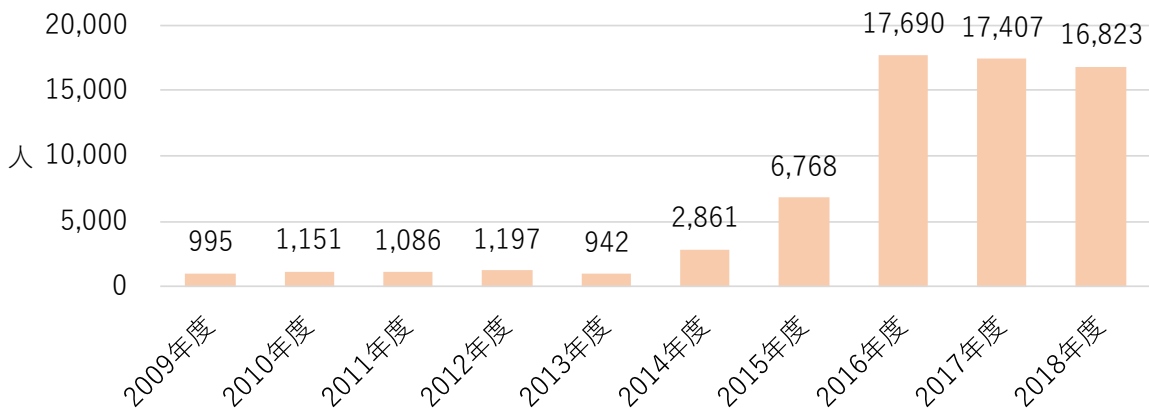


図 1-12 室蘭市の外国人宿泊数の推移

資料：北海道観光入込客数調査

観光資源としては、「炭鉄港」のストーリーで日本遺産として選定された旧室蘭駅舎などのほか、道の駅「みたら」や地球岬といった観光の拠点施設、白鳥大橋や工場群などの室蘭独自の景観など、数多くの魅力的な地域資源を有しています。

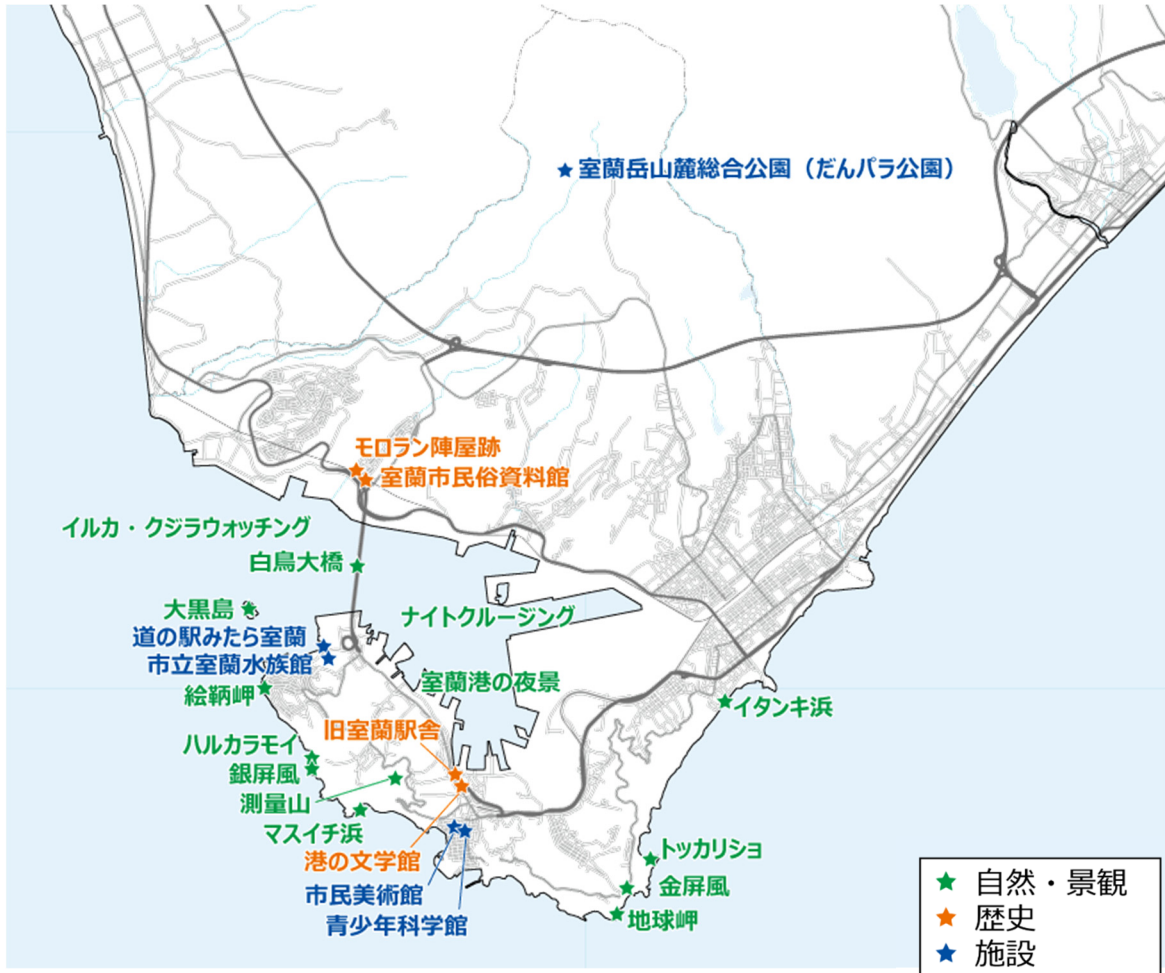


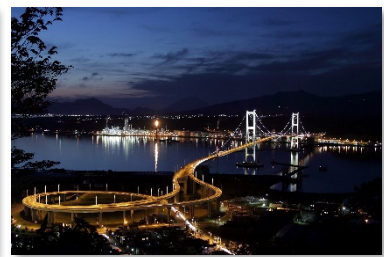
図 1-13 室蘭市の主な観光資源



旧室蘭駅舎



地球岬からの眺め



室蘭港の夜景

1.1.6. 自然・景観

室蘭岳山麓や絵鞆半島の緑地が室蘭市の緑の骨格を形成しています。また、潮見公園にはビオトープ・イタンキがあり、昔の室蘭の湿原の再生を図っているほか、室蘭市の特徴である港や工場群、貴重な田園風景などの景観が形成されています。

また、住区基幹公園の誘致圏は、おおむねの地域をカバーしています。



図 1-14 緑の分布状況

資料：室蘭市緑の基本計画

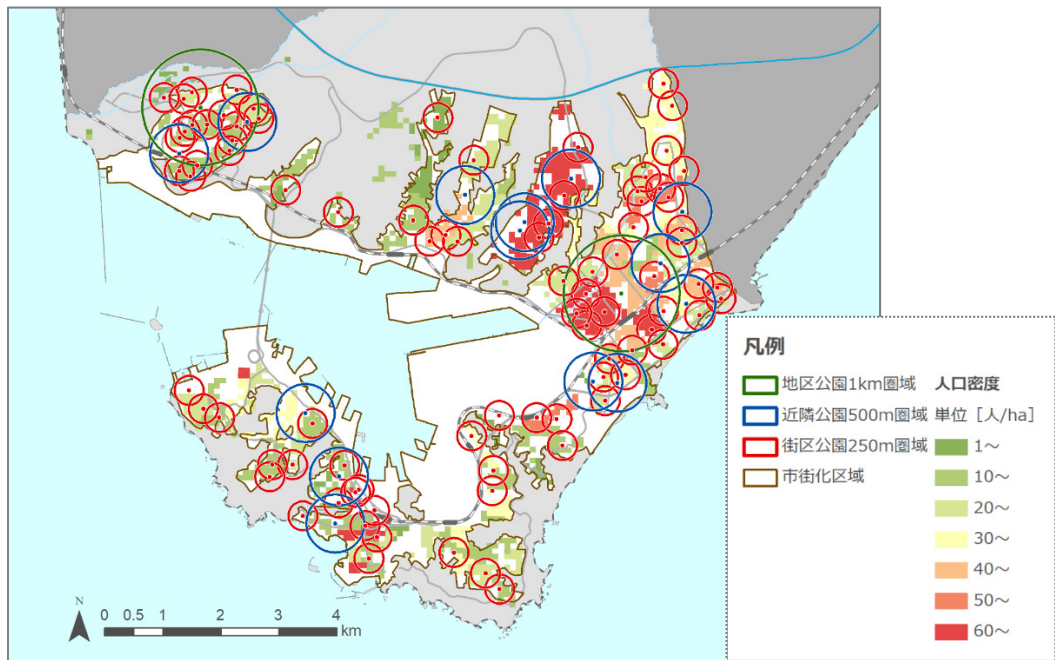


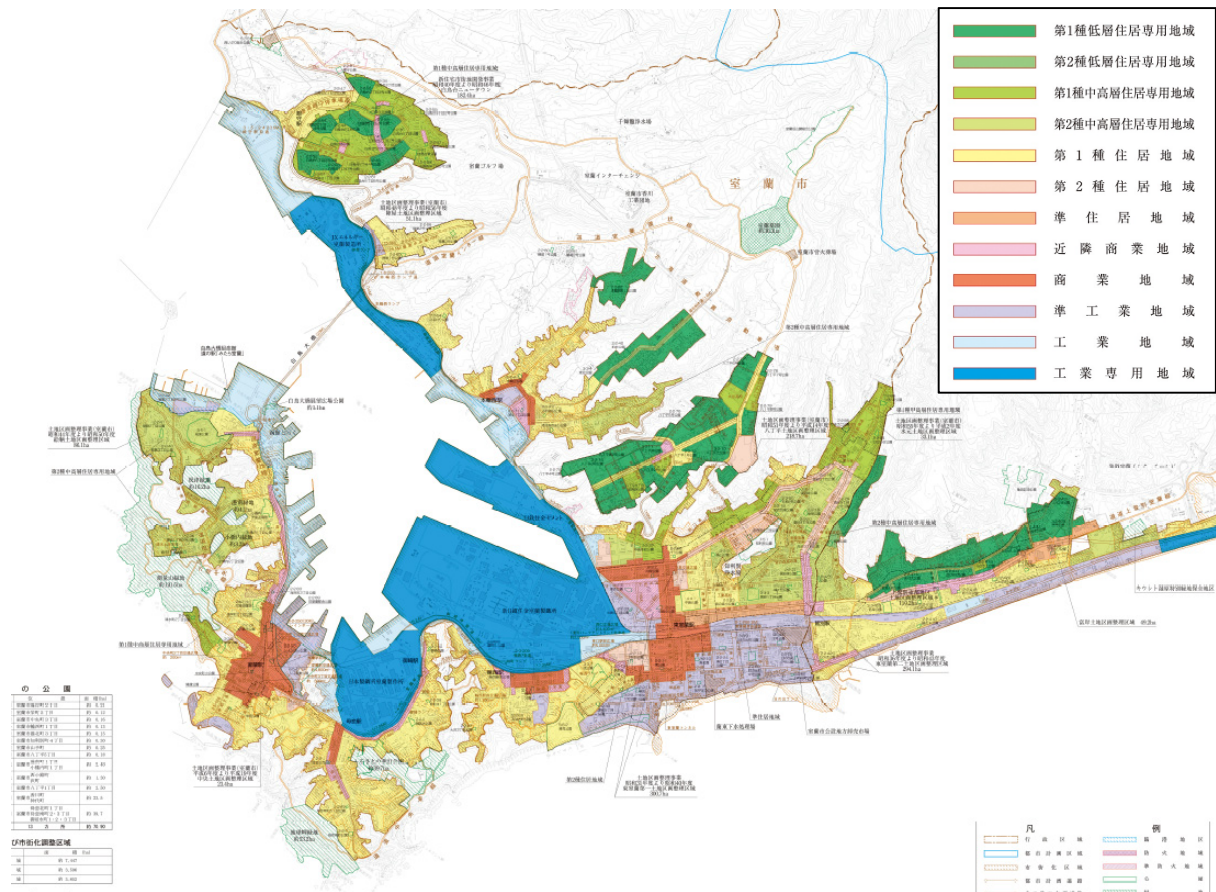
図 1-15 住区基幹公園の誘致圏と将来人口密度

資料：室蘭市緑の基本計画

1.1.7. 土地利用

室蘭市の市街地は、室蘭港を取り囲むように臨海部に工業系の土地利用、その背後に鉄道網があり、主要な駅の周辺は商業系の土地利用がなされています。住宅系用途の土地利用はさらに山側に向かって広がっており、港を中心に発展してきた背景が伺えます。

区画整理などの手法により計画的に整備された地域の用途地域は、主に住居専用地域と なっていますが、その他の市街地の用途地域は、多様な建物用途の混在を許容する第1種住居地域や準工業地域等が多くなっています。



1.1.8. 住宅

1.1.8.1 住宅地の形成状況

室蘭市の住宅地は、本市の地形的な制約から、港を囲むようにして丘陵地に多く形成されていることが特徴となっています。新住宅市街地整備事業や区画整理事業により計画的に整備された住宅地のほか、古くからの市街地は沢ごとに形成され、多くの住宅が斜面地に建ち並んでいます。

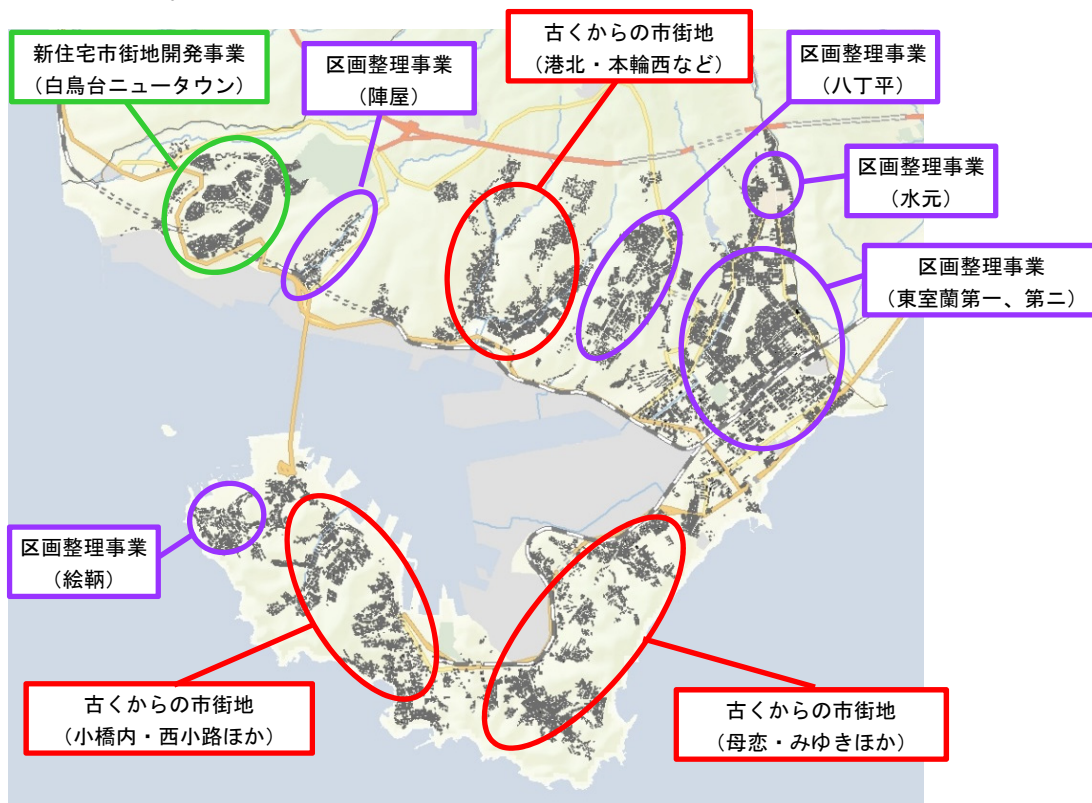


図 1-17 住宅立地状況

資料：2015（平成27）年都市計画基礎調査（様式A建物 住居施設）

1.1.8.2 住宅の所有状況

室蘭市の住宅は、持ち家が56.9%となっています。持ち家は9割以上が一戸建となっており、共同住宅などは非常に少ない状況です。一方、借家は共同住宅が9割弱と最も多くなっています。

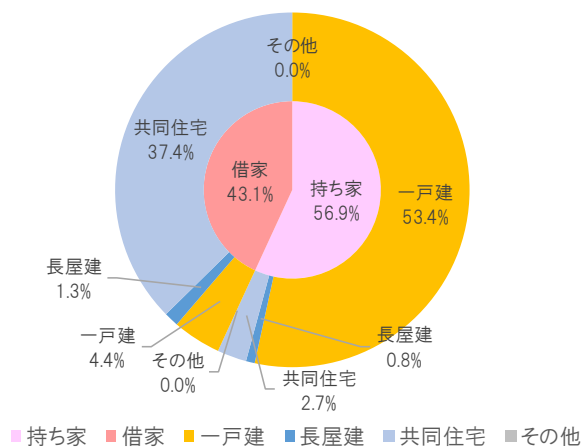


図 1-18 住宅の所有状況

資料：2018（平成30）年住宅土地統計調査

1.1.8.3 住宅の建築時期

室蘭市の専用住宅及び店舗兼住宅は、1981（昭和 56）年の建築基準法改正前の旧耐震基準のものが約 4 割、新耐震基準のものが約 6 割を占めています。

1970（昭和 45）～2005（平成 17）年は、持ち家が約 6 割を占めていましたが、1981（昭和 56）年頃以降からは、民営借家の割合が増加傾向にあり、近年では約 6 割以上を占めています。

1970（昭和 45）年以前は、木造住宅が約 1 割、防火木造が約 6 割を占めていましたが、近年は、防火木造が約 7 割、鉄筋・鉄骨コンクリートや鉄骨造が約 3 割を占めています。リフォーム住宅の平均築年数は 27 年、建て替え住宅の平均地区年数は 37 年というデータもあり、建築から 30 年以上経過した住宅が多い室蘭市では、現在の住宅に住み続ける場合、建て替えやリフォームの必要性が増加することが予想されます。

0

はじめに

1

室蘭市の
現状と課題

2

全体構想

3

地域別構想

4

計画の推進に
向けた取り組み

5

参考資料

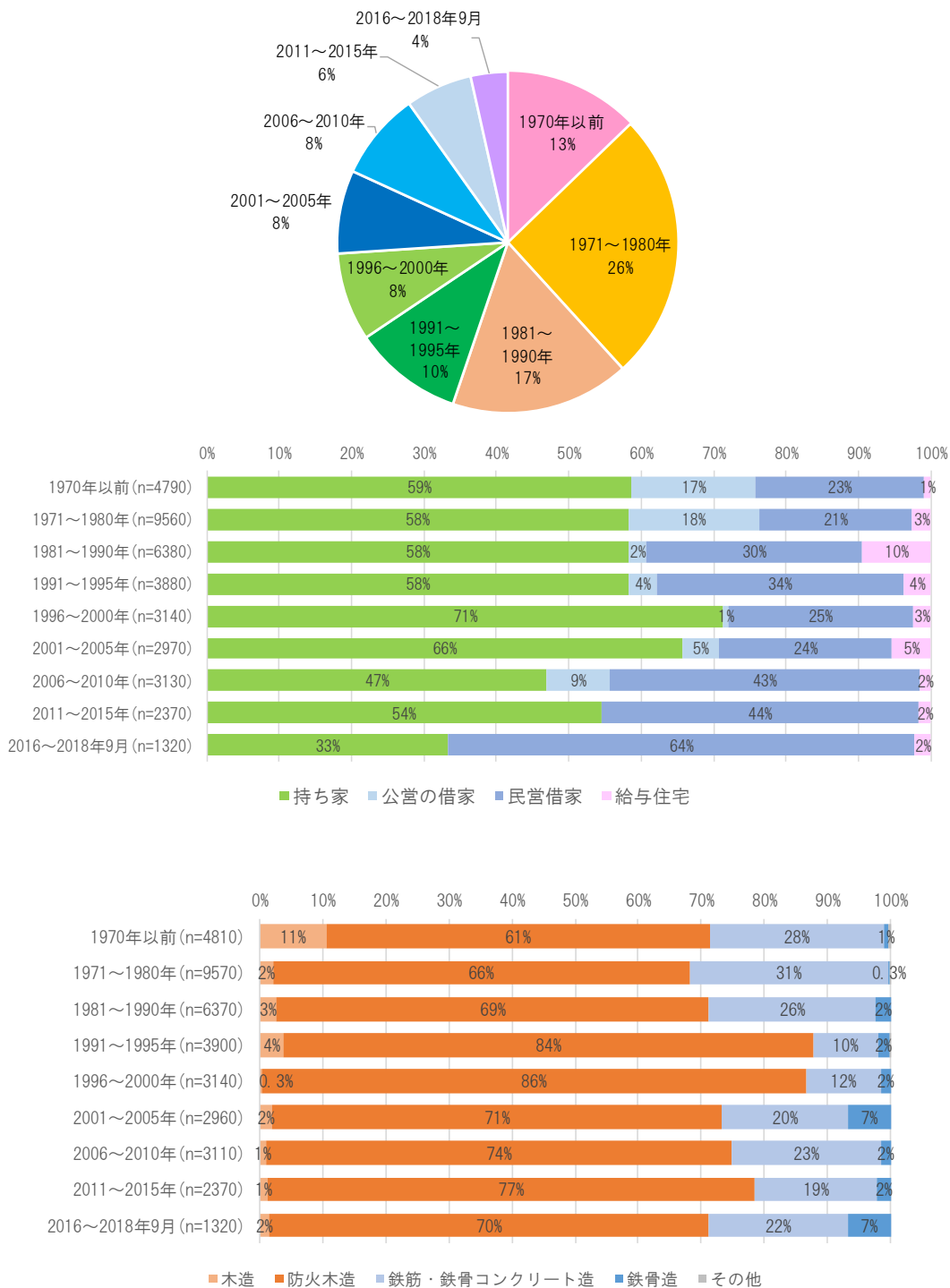


図 1-19 住宅の建築時期と構造

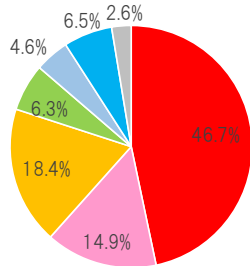
資料：2018（平成30）年住宅土地統計調査

参考：住宅の建て替え及びリフォーム時期

平均築年数：37年

平均築年数：27年

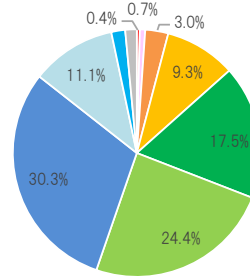
建て替えにおける従前住宅の構成比



- 40年以上
- 35～40年未満
- 30～35年未満
- 25～30年未満
- 20～25年未満
- 20年未満
- 不明

資料：2017年度戸建注文住宅の顧客実態調査報告書，
一般社団法人住宅生産団体連合会
※調査対象エリア：3大都市圏及び地方都市圏

リフォーム住宅の建築時期



- 昭和19年以前
- 昭和20年～昭和29年
- 昭和30年～昭和39年
- 昭和40年～昭和49年
- 昭和50年～昭和59年
- 昭和60年～平成6年
- 平成7年～平成16年
- 平成17年～平成26年
- 平成27年以降
- 無回答

資料：平成29年度住宅市場動向調査報告書，国土交通省住宅局
※調査対象エリア：首都圏、中京圏、近畿圏

1.1.8.4 居住形態

65歳以上の単身者が一戸建てに居住している割合が約6割を占めています。

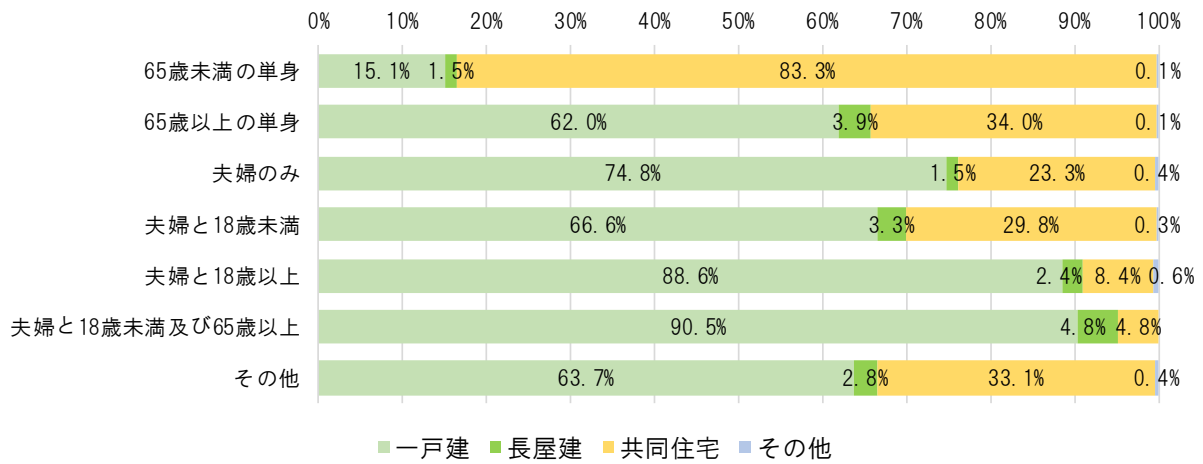


図 1-20 世帯型別の居住形態

資料：2018（平成30）年住宅土地統計調査

1.1.8.5 住宅の広さ

最低居住面積水準は、持ち家・借家ともに9割以上が水準以上となっています。誘導居住面積水準に対して、持ち家は約8割が水準以上となっていますが、借家では水準以上の住宅が4~5割程度と少なくなっています。

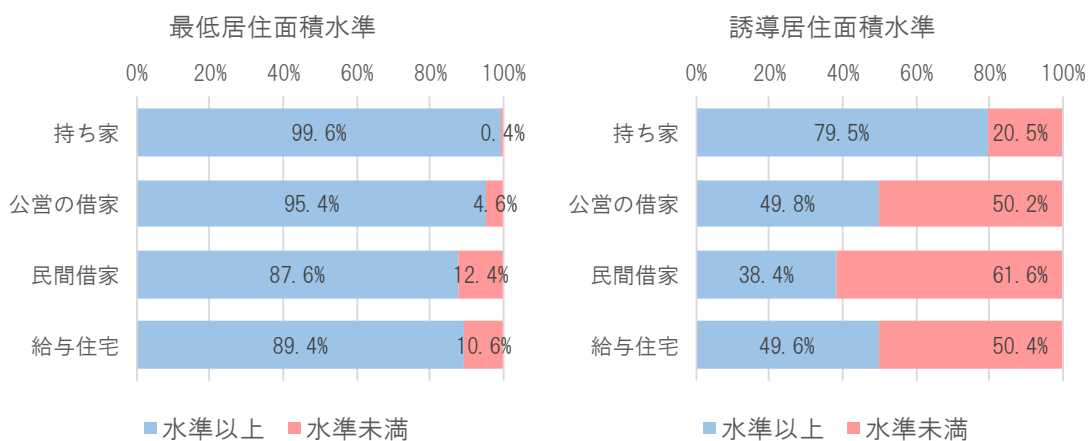


図 1-21 居住面積水準の状況

資料：2018（平成30）年住宅土地統計調査

※最低居住面積水準：世帯人数に応じて、健康で文化的な住生活の基本として必要不可欠な住宅の面積に関する水準

※誘導居住面積水準：世帯人数に応じて、豊かな住生活の実現の前提として、多様なライフスタイルを想定した場合に必要と考えられる住宅の面積に関する水準

1.1.8.6 高齢者の居住状況

室蘭市の単身高齢者世帯比率は、高齢化の進展とともに年々高まり、2015（平成 27）年には 2000（平成 12）年の 1.7 倍となる 17%まで増加しています。また、世帯主が 65 歳以上の高齢者層は「一戸建の持ち家」が多く、全世帯の約 4 割を占めています。

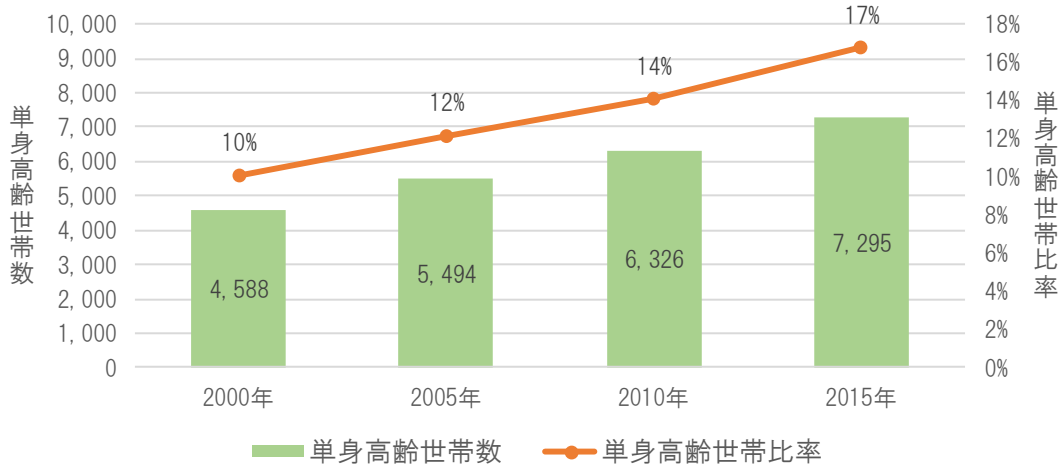


図 1-22 単身高齢者世帯比率

資料：国勢調査

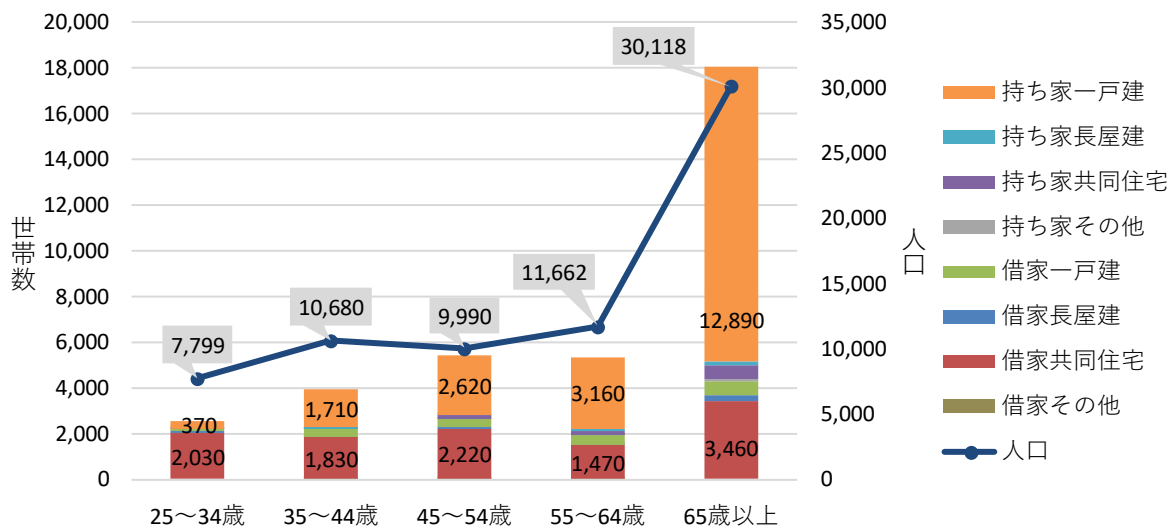


図 1-23 世帯主年齢別の住宅種類

資料：2018（平成 30）年住宅土地統計調査、2015（平成 27）年国勢調査

1.1.8.7 高齢者向け設備の設置状況

共同住宅は、その他の住宅と比較して高齢者のための設備の設置割合が低くなっています。高齢者のための設備では、手すりが80%と最も多くなっていますが、その他の設備は40%以下と低くなっています。

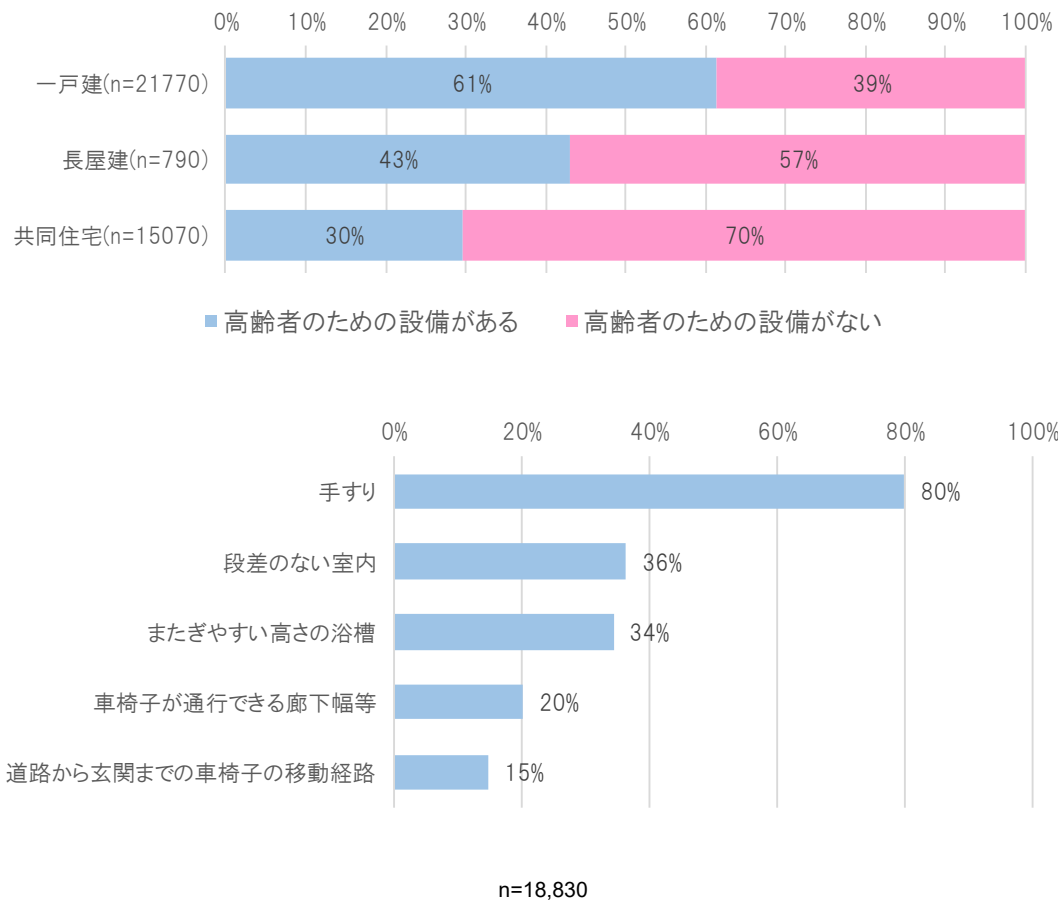


図 1-24 高齢者のための設備設置状況

資料：2018（平成30）年住宅土地統計調査

1.1.8.8 住宅ストックの状況

室蘭市の空家率は、道内平均値を大きく上回り 18.2%となっていますが、2013(平成 25)年から 2018(平成 30)年にかけて新規住宅着工数は約 1.3 倍、貸家は約 1.8 倍に増加しています。

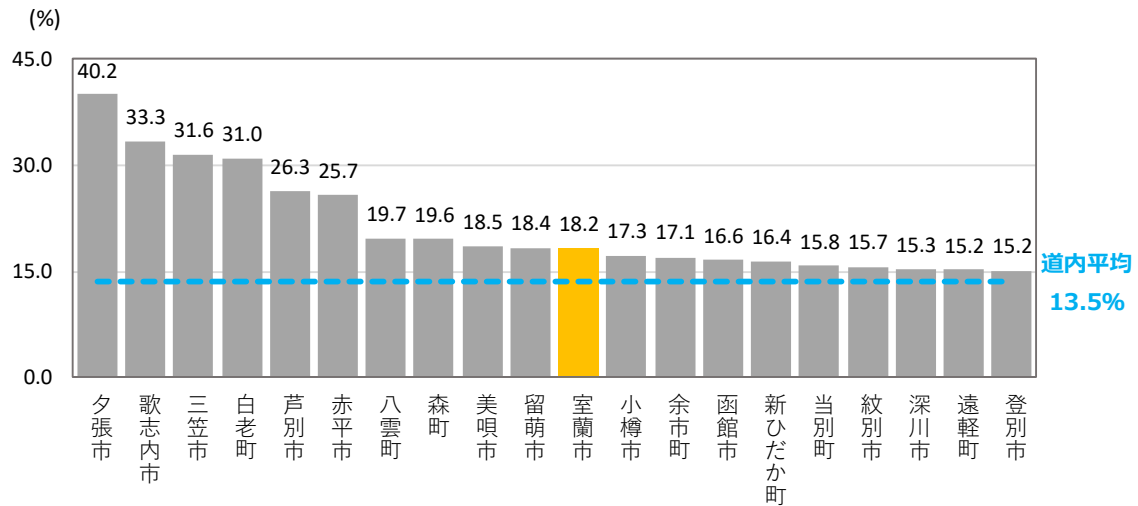


図 1-25 空き家率の高い道内他都市との比較（上位 20 市町）

資料：2018（平成 30）年住宅土地統計調査

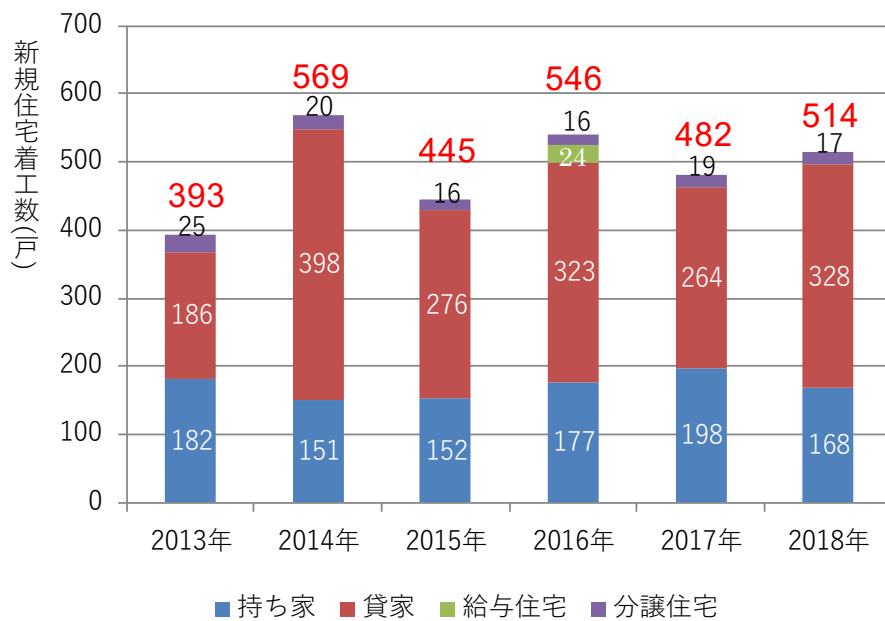


図 1-26 新規住宅着工数

資料：建築着工統計調査

1.1.8.9 家賃

借家の1カ月の平均家賃は、35,675円となっており、近隣では、登別市や伊達市、苫小牧市と比較して安価となっています。家賃ごとの割合を見ると、室蘭市は他市に比べ、家賃4万円未満の借家の割合が高くなっています。また、1㎡あたりの家賃を借家の種類別に見ると、公営の借家や給与借家は他都市と比べ単価が低くなっていますが、民営借家は949円/㎡と最も高くなっています。

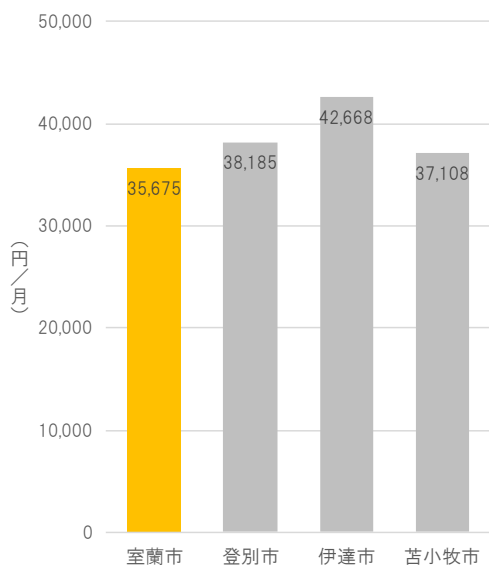


図 1-27 平均家賃

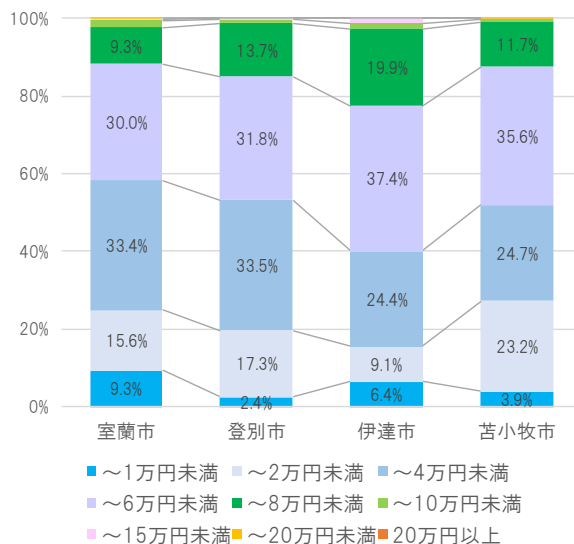


図 1-28 平均家賃別の借家割合

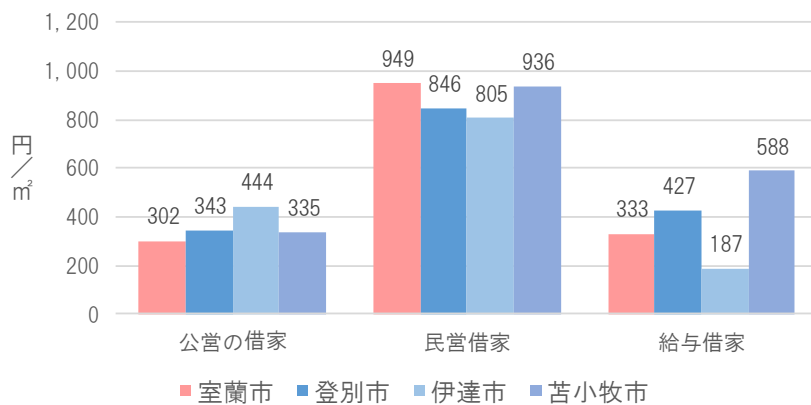


図 1-29 延べ面積1㎡あたりの家賃

資料：2018（平成30）年住宅土地統計調査

1.1.8.10 公共住宅ストック

公共賃貸住宅のストックとなる室蘭市の市営住宅の管理戸数は 4,467 戸となっています。そのうち、風呂なし住宅は 1,990 戸（45%）あります。

築年数が建替事業可能な耐用年限の 1/2 を超える住宅は 168 棟のうち 144 棟（86%）あり、特に風呂なし住宅では 89 棟のうち 37 棟（42%）が耐用年限を超えています。

表 1-1 市営住宅のストック

地域	戸数	うち風呂なし
絵鞆町	166	6
祝津町	30	
港南町	30	
舟見町	96	
母恋南町	126	48
御崎町	42	
中央町	18	18
東町	1,640	686
寿町	200	
知利別町	133	
高砂・天神町	62	
水元町	535	452
白鳥台	1,389	780
合計	4,467	1,990

※2019（平成31）年3月31日時点（募集・入居停止含む）

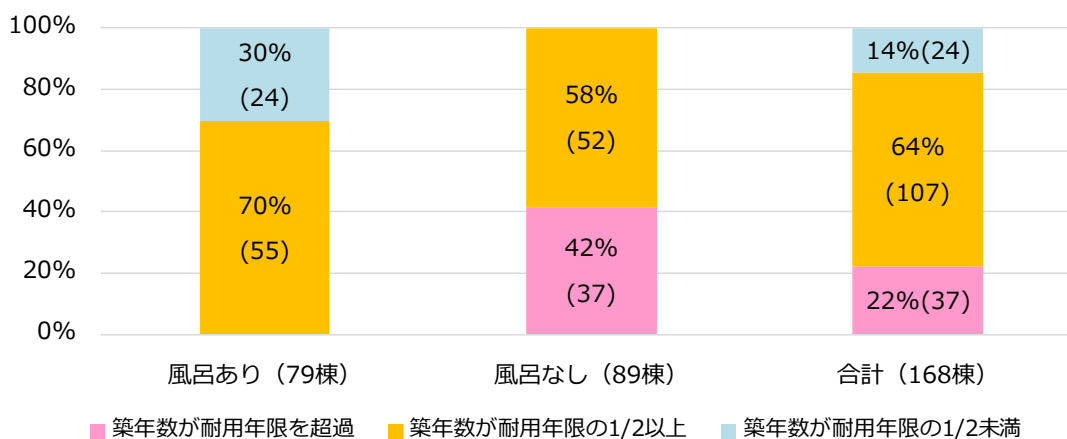


図 1-30 市営住宅の老朽化状況

※2019（平成31）年3月31日時点（募集・入居停止含む）

資料：室蘭市

市営住宅の多くは、東町と白鳥台に整備されています。水元町にも 535 戸の市営住宅がありますが、8 割以上が風呂なしとなっています。戸数が比較的少なく、ほとんどが風呂あり住宅となっているその他の地域は、おおむね 9 割を超える高い入居率となっているところが多く見られます。



室蘭市市営住宅

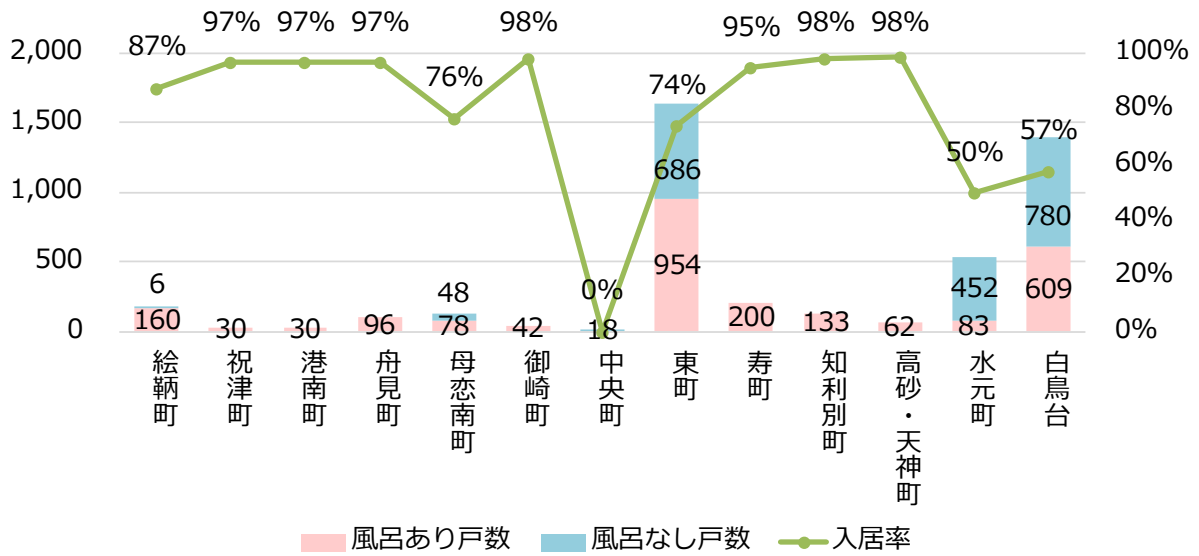


図 1-31 市営住宅の戸数と入居状況

※2019（平成31）年3月31日時点（募集・入居停止含む）
資料：室蘭市

0

はじめに

1

室蘭市の
現状と課題

2

全体構想

3

地域別構想

4

計画の推進に
向けた取り組み

5

参考資料

1.1.9. 交通体系

1.1.9.1 道路

室蘭市で都市計画決定されている都市計画道路は、自動車専用道路 3 路線、幹線街路 49 路線、特殊街路 5 路線の計 57 路線です。

2017（平成 29）年度末時点で都市計画道路の整備進捗は、延長 118,160m に対して 106,210m（整備率 89.9%）となっており、おおむね整備は完了していますが、一部では白鳥新道 2 期区間など長期未整備の都市計画道路もあります。

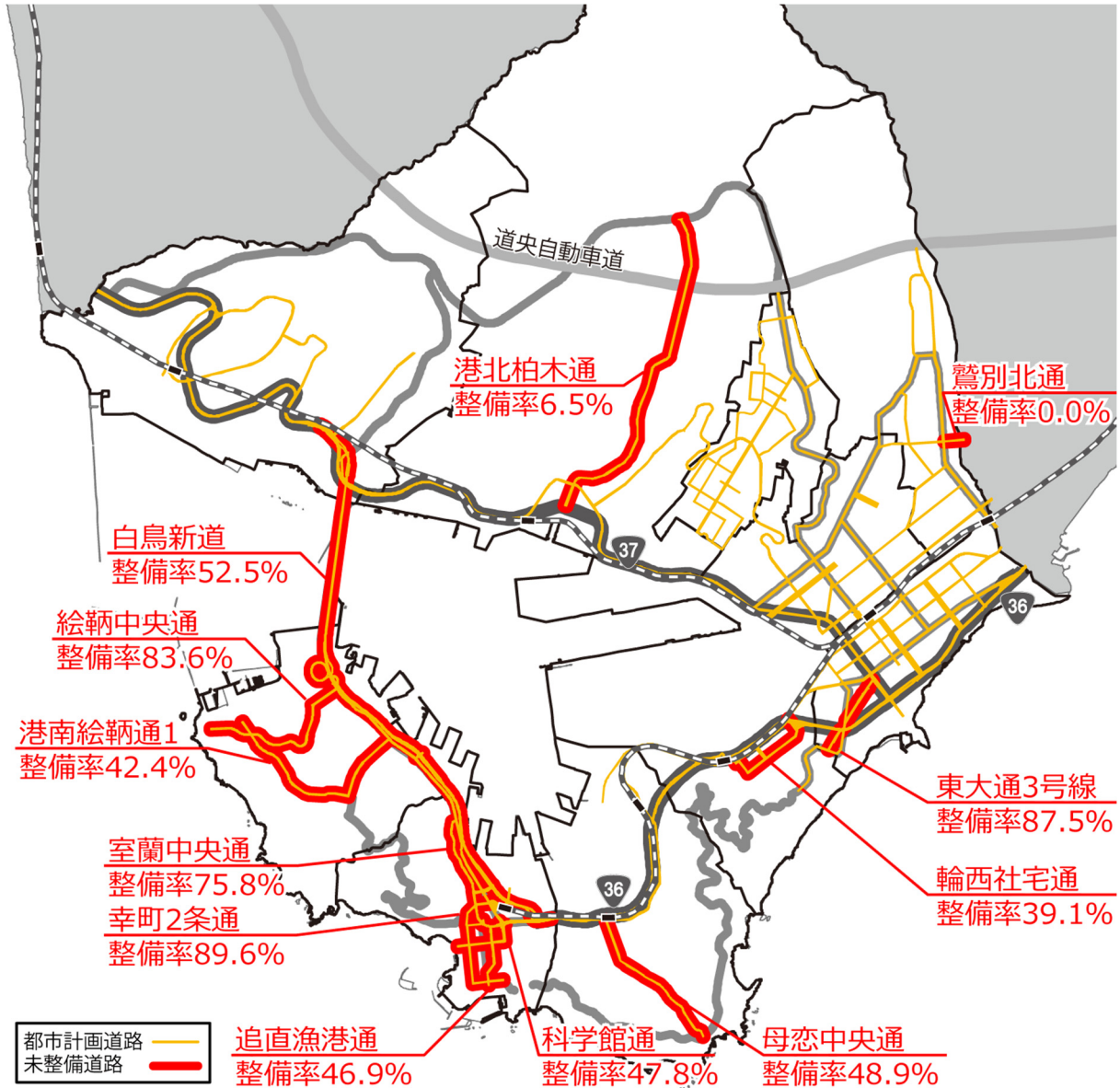


図 1-32 都市計画道路の整備進捗状況

資料：室蘭市

一般道路及び臨港道路は、約 50 年前の 1970（昭和 45）年度に道路延長が大きく増加しました。その後、道路延長は増加し、2014（平成 26）年度には約 463km となっています。

道路の舗装は、1990（平成 2）年度頃まで急速に整備が進められ、2014（平成 26）年には約 440km（95%）が舗装整備されました。

道路構造物の耐用年数は、一般的に 50 年といわれており、室蘭市における、整備後 50 年以上経過した道路延長の割合（老朽化率）は、2019（令和元）年時点では 36%ですが、2040（令和 22）年になると 83%に増加します。

今後は、道路網を維持するために、長寿命化対策などの老朽化への対応が重要となります。

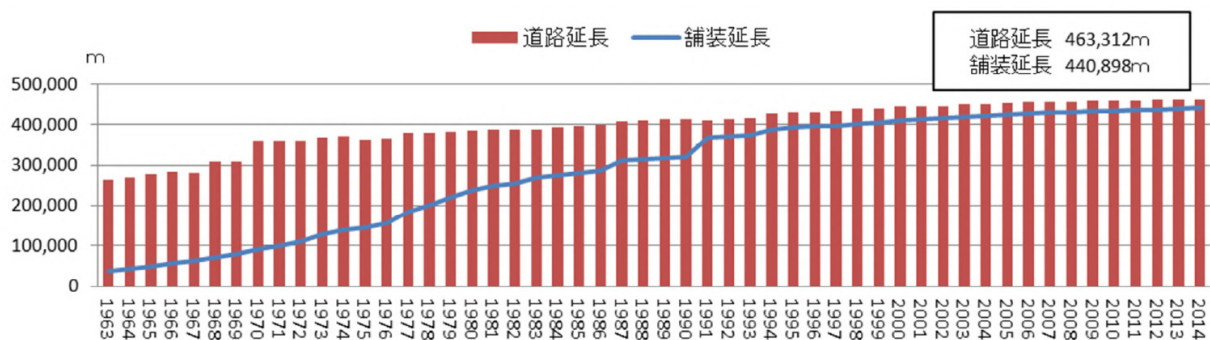


図 1-33 年度別道路延長・舗装延長の推移

資料：室蘭市公共施設等総合管理計画

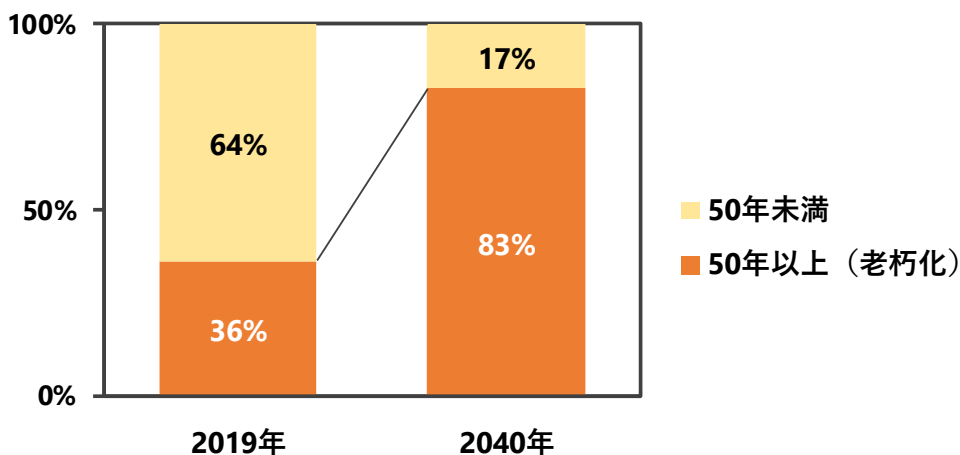


図 1-34 整備済道路の老朽化率の推移

資料：室蘭市

※上記グラフの数値は、今後施設更新を全く行わなかった場合の想定です。

1.1.9.2 公共交通

2016（平成 28）年の調査における室蘭都市圏の交通機関分担率は、自動車が 78.0%となっており、公共交通機関であるバスや鉄道は 5.7%と極めて低い状況にあります。北見網走・苫小牧・帯広など他の道内主要都市圏と比較すると、室蘭都市圏は二輪が少なく、徒歩での移動が多いことがわかります。しかしながら、1999（平成 11）年の調査では 23.0%あった徒歩での移動が、2016（平成 28）年の調査では 15.9%と約 7 ポイント減少し、自動車への依存がさらに進展していると考えられます。

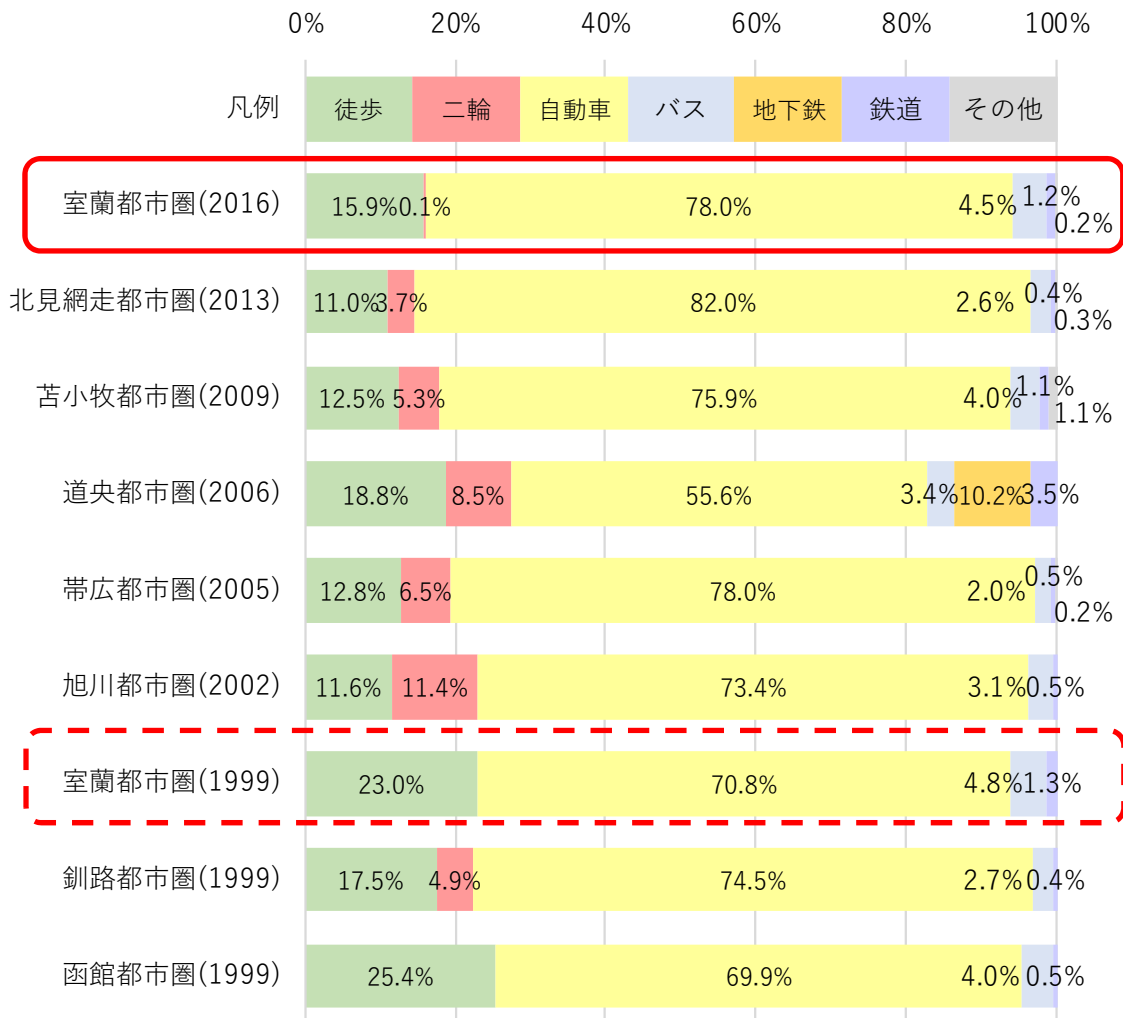


図 1-35 交通機関分担率

資料：2016（平成 28）年室蘭都市圏パーソントリップ調査

※四捨五入の関係で合計値が 100.0%とならないことがある

※室蘭都市圏は、室蘭市・登別市・伊達市・豊浦町・壮瞥町・洞爺湖町で構成される。

長期的に見ると公共交通の利用者数は、鉄道(JR 室蘭本線)、路線バス(道南バス)、タクシーともに減少傾向にあります。鉄道は近年横ばい傾向が見られます。路線バスは、市内線の利用者数が大きく減少しています。タクシーは、利用者数・登録台数ともに減少しており、需要と供給の両方が低下しています。

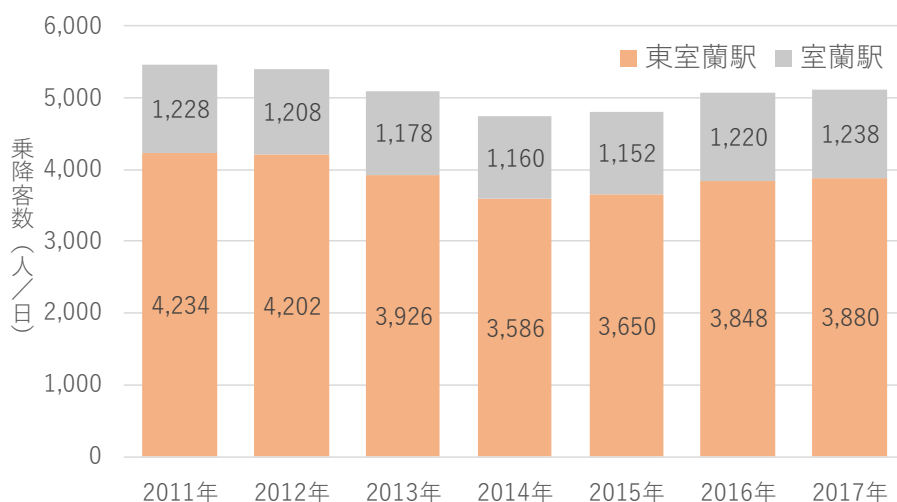


図 1-36 JRの主要駅の乗降客数の推移

資料：国土数値情報 駅別乗降客数 (2011(平成23)年～2017(平成29)年乗降客数)



東室蘭駅



室蘭駅

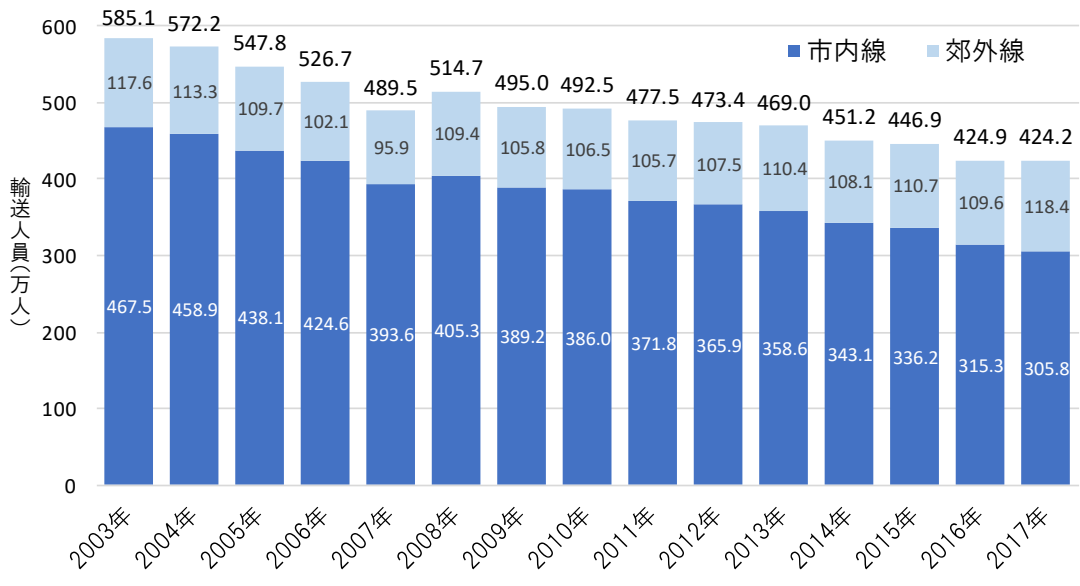


図 1-37 路線バス輸送人員の推移

資料：室蘭市統計書，北海道運輸局 北海道の運輸の動き年報

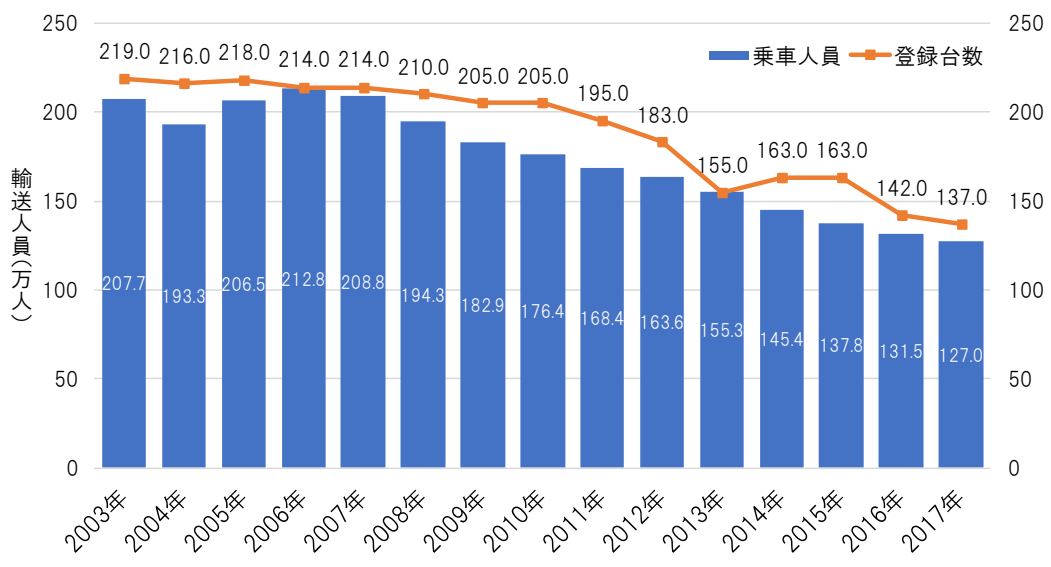


図 1-38 タクシー乗車人員・登録台数の推移

資料：室蘭市統計

※上記データは組合に加盟している会員分で、個人タクシーの乗車人員は含まれない。

1.1.10.室蘭港

室蘭港は、国際拠点港湾に指定されており、室蘭市の主要産業である工業を支えるとともに、後背圏である胆振地域の物流拠点として地域を支える重要な港です。

室蘭港の入港船舶は、過去5年間で年々減少傾向にあり、特に2014（平成26）年以降は、外国商船の利用の落ち込みとともに、貨物取扱量も2,300万トン前後で推移しています。

室蘭市では、古くから公共係留施設が整備されており、整備後50年以上経過した公共係留施設の割合（老朽化率）は、2019（令和元）年時点では43%ですが、2040（令和22）年には75%に増加します。

一方、フェリーの就航や、客船の寄港など、観光利用等を通じて室蘭港の利用促進が期待されます。

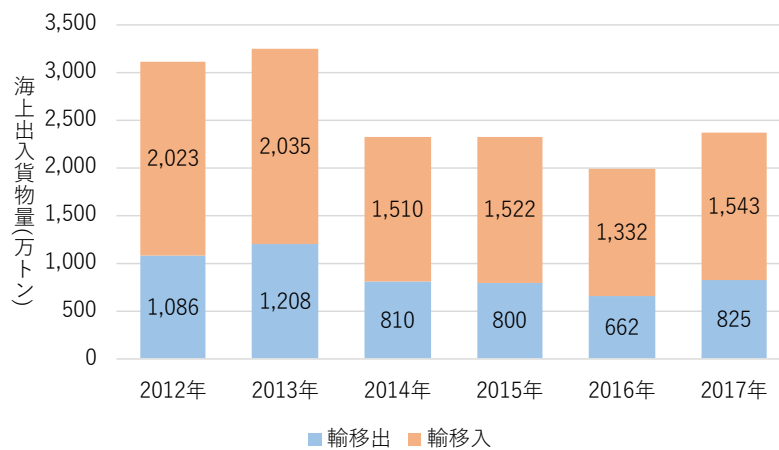


図 1-39 室蘭港貨物取扱量の推移

資料：室蘭港統計年報

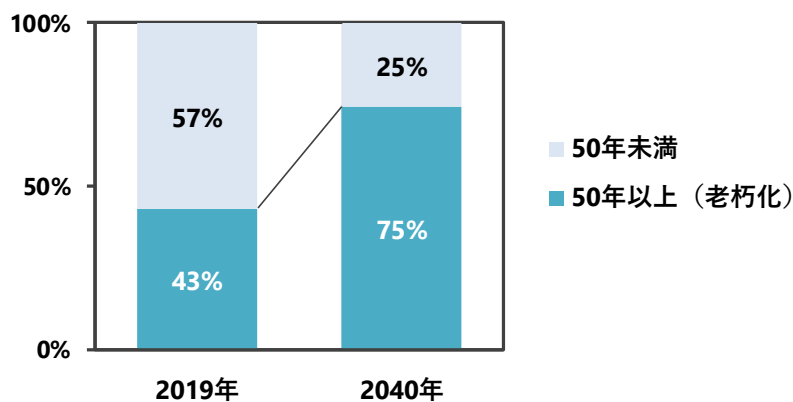


図 1-40 公共係留施設の老朽化率の推移

資料：室蘭市

※上記グラフの数値は、今後施設更新を全く行わなかった場合の想定です。

表 1-2 客船の寄港状況

年度	寄港実績	主な客船
2016年度	8回	ダイヤモンド・プリンセス、飛鳥Ⅱ など
2017年度	5回	ロストラル、飛鳥Ⅱ など
2018年度	8回	MSC スプレンドィダ など
2019年度	5回	クイーン・エリザベス など



大型客船と室蘭港まつりの花火



大型客船お見送りの様子

0

はじめに

1

室蘭市の
現状と課題

2

全体構想

3

地域別構想

4

計画の推進に
向けた取り組み

5

参考資料

1.1.11.都市施設

1.1.11.1 上下水道

室蘭市の水道普及率は、2017（平成 29）年度末において 99.9%と給水区域内のほぼ全ての市民に普及しています。また、下水道普及率も、2017（平成 29）年度末で 99.2%と、全国平均や北海道平均と比較しても高く、下水道の普及が進んでいます。

しかしながら、室蘭市の水道施設の老朽化率は、2019（令和元）年度末で 53.0%ですが、2028（令和 10）年度では 69.3%となります。同様に下水道施設の老朽化率は、2019（令和元）年度末で 55.6%ですが、2028（令和 10）年度末には 73.0%となり、上下水道ともに老朽化が進むことから、安定したサービスの提供に向け、適切な維持管理が必要です。

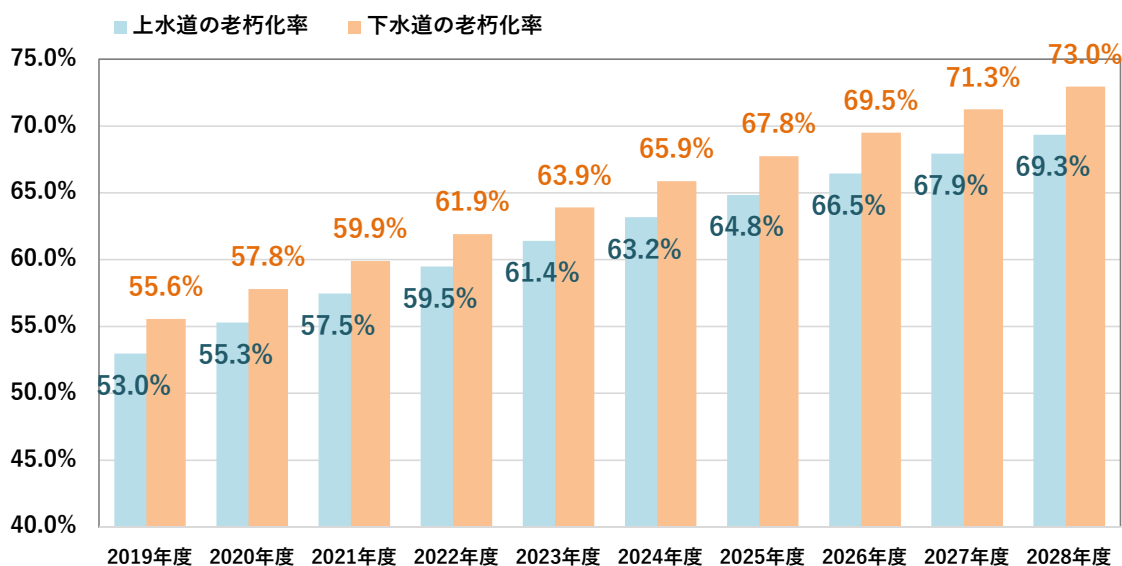


図 1-41 上下水道の老朽化率の推移

資料：室蘭市

※ここで示す上下水道施設の老朽化率とは、それぞれが保有する有形固定資産（管路や電気・機械設備など）の減価償却費率のことです。

※上記グラフの数値は、今後施設更新を全く行わなかった場合の想定です。

1.1.11.2 公共施設

室蘭市では、公共施設の老朽化対策や維持管理効率化のため、公共施設の集約や再整備を実施・計画しています。

2018（平成30）年12月には、総合福祉センター、青少年研修センター、中島会館、市民活動センターを集約した、「室蘭市生涯学習センター」（きらん）がオープンしました。その他にも市立図書館と青少年科学館を合築した「（仮称）環境科学館・図書館」の整備、入江運動公園のスポーツ・子育て機能強化などを計画しています。

表 1-3 公共建築物の保有状況

区分	施設数	床面積 (㎡)	割合 (%)
行政財産	499	551,025.23	92.2
公用財産	45	27,188.95	4.6
庁舎	4	12,266.94	2.1
消防施設	21	7,888.63	1.3
その他の施設	20	7,033.38	1.2
公共用財産	454	523,836.28	87.7
学校	73	170,737.82	28.6
市営住宅	151	271,722.57	45.5
その他の行政財産	230	81,375.89	13.6
公衆衛生及び福祉施設	42	23,151.75	3.9
社会教育施設	56	43,304.61	7.2
公園施設	72	3,404.76	0.6
その他の施設	60	11,514.77	1.9
普通財産	58	46,428.93	7.8
居住施設	24	4,966.90	0.8
その他	34	41,462.03	6.9
合計	557	597,454.16	100.0

資料：室蘭市公共施設等総合管理計画（※2015（平成27）年3月末時点）

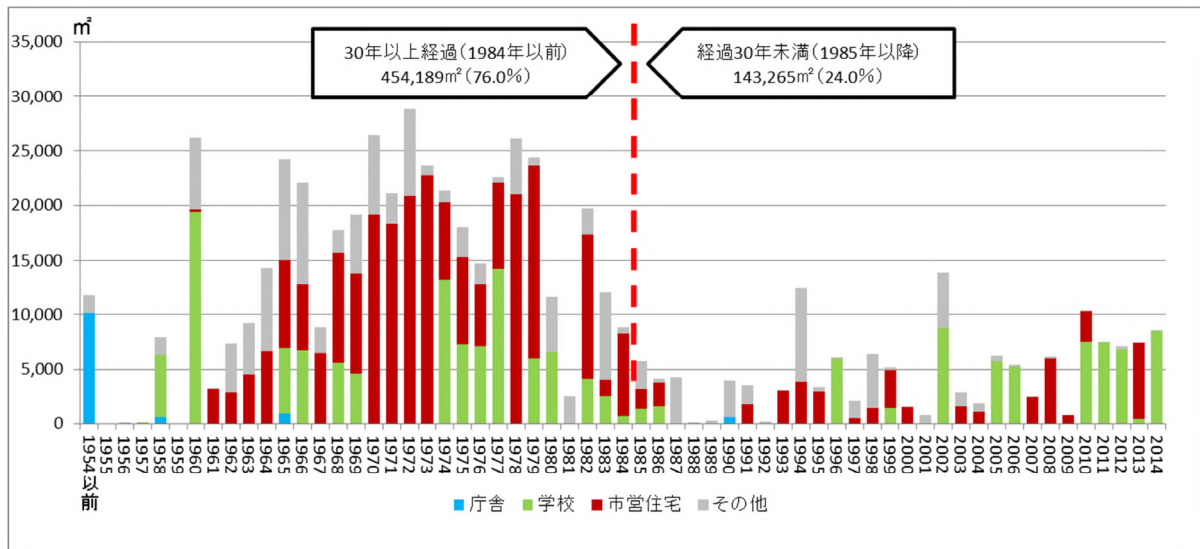


図 1-42 築年別延べ床面積

資料：室蘭市公共施設等総合管理計画

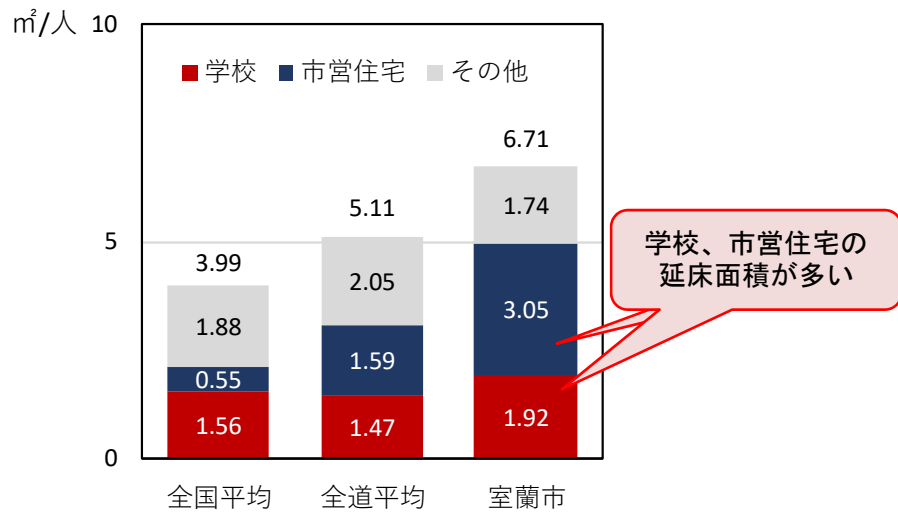


図 1-43 全国及び道内自治体との比較（一人当たり面積）

資料：室蘭市公共施設等総合管理計画

1.1.12.災害

急傾斜地が多くみられる絵鞆半島は、将来、一定の人口集積がみられるものの、土砂災害警戒区域急傾斜地に指定されています。白鳥台地区の一部、八丁平地区、中島地区、港南地区、蘭中地区は、将来、一定の人口集積がみられるものの、土砂災害警戒区域土石流が散在しています。

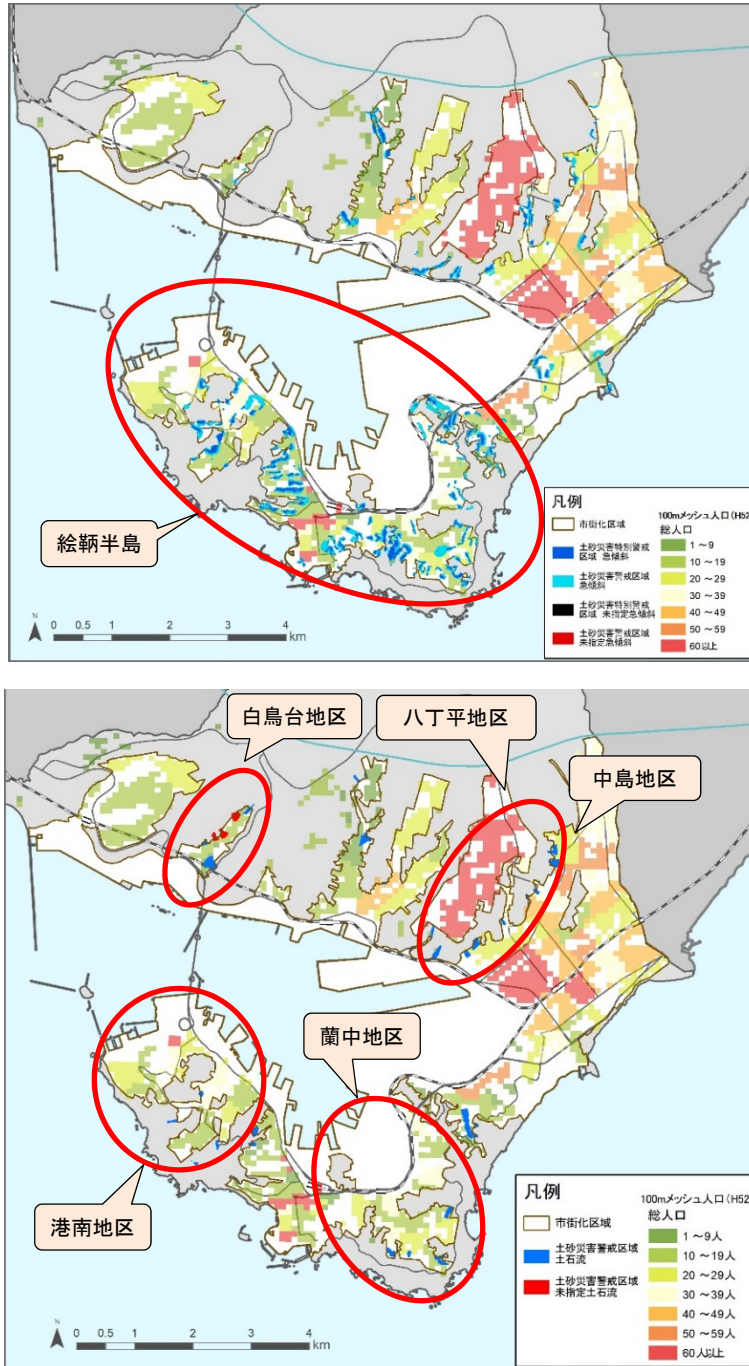


図 1-44 土砂災害警戒区域（上：急傾斜、下：土石流）と将来人口分布

資料：室蘭市

北海道が公表している津波浸水想定区域図を見ると、中心市街地である東室蘭駅周辺と室蘭駅周辺は、津波による浸水被害が想定されています。

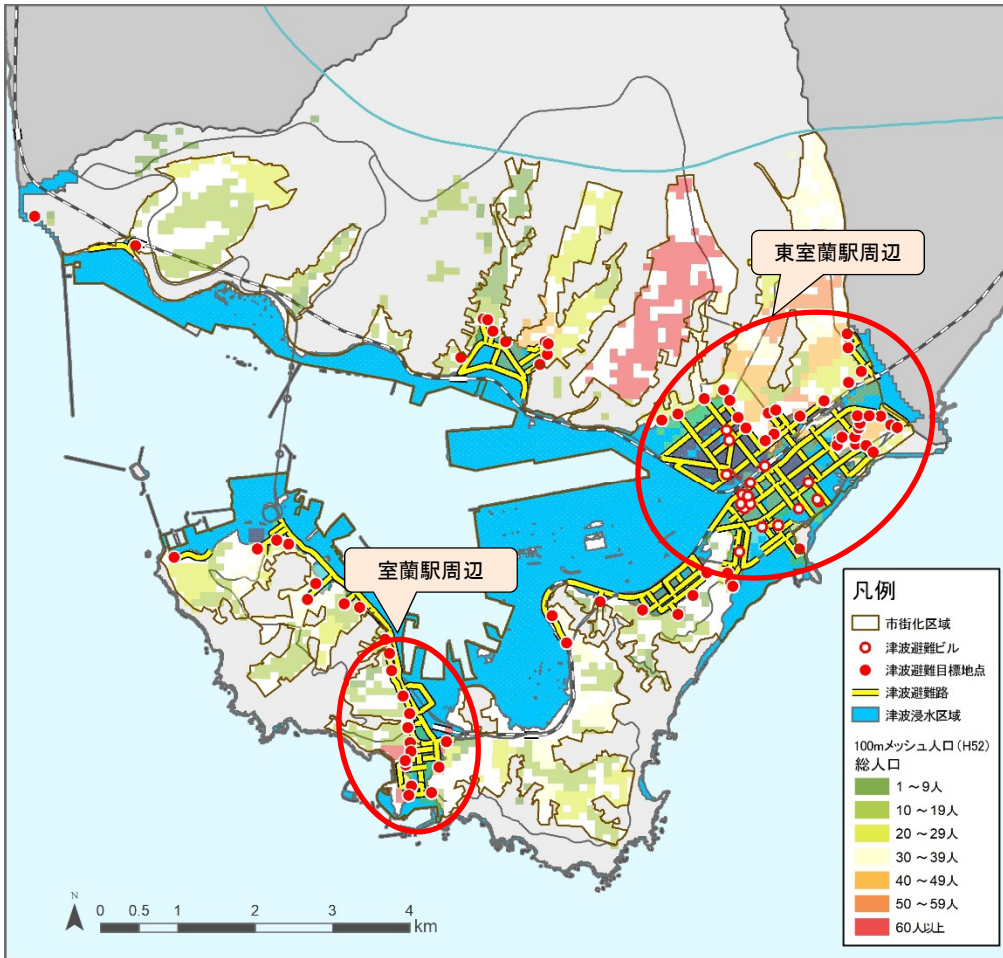


図 1-45 津波浸水想定区域と将来人口分布

資料：室蘭市

本輪西川やコイカクシ川、知利別川沿いは、洪水時の浸水が想定されています。

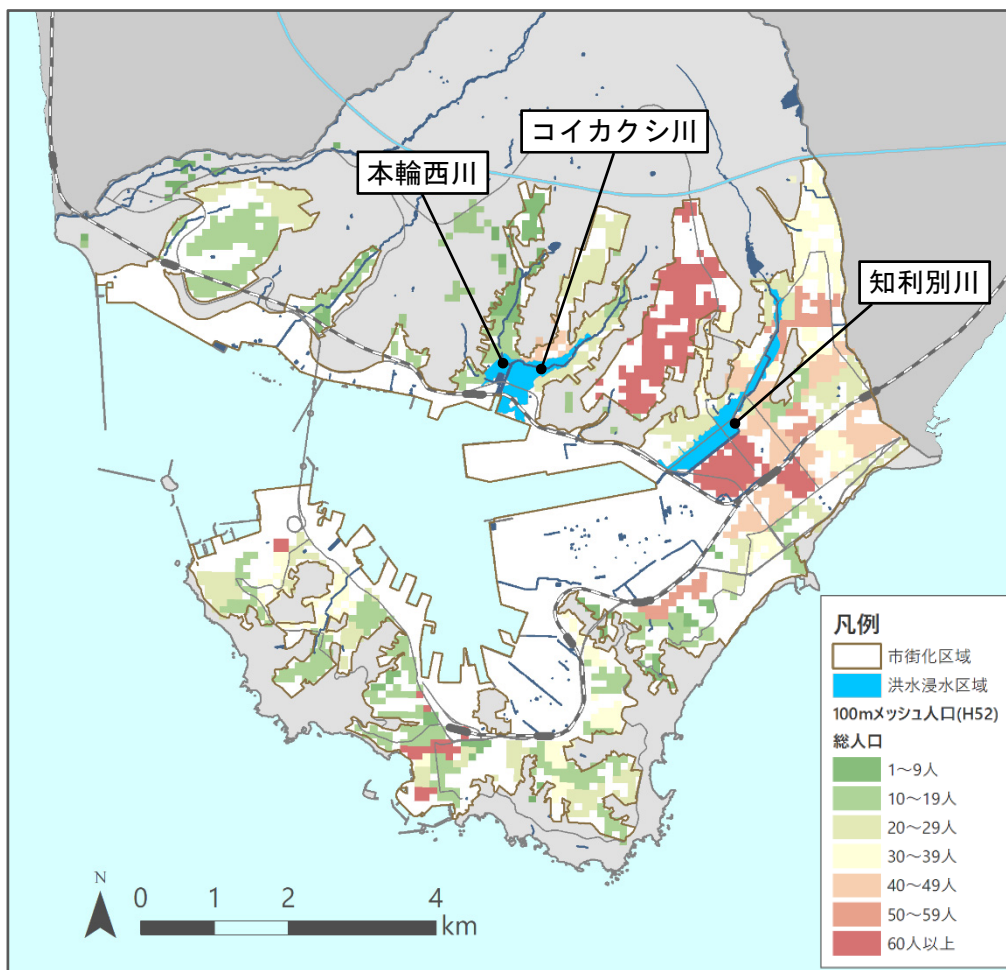


図 1-46 洪水による浸水区域と将来人口分布

資料：室蘭市

1.2. 上位・関連計画

本計画は、上位計画の内容に即すほか、基本的に室蘭市の全ての計画と関連し、関連計画との整合を図る必要があります。各種上位計画及び主な関連計画との関係性を以下のとおり整理します。

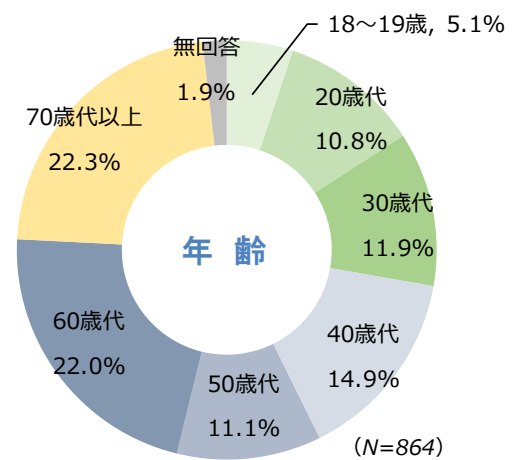
表 1-4 主な上位・関連計画との関係性

関係	計画名	作成者	計画概要	室蘭市都市計画マスタープランにおける留意事項
上位計画	都市計画区域マスタープラン	北海道	主要用途の配置方針や市街地における住宅建設の方針、市街地における土地利用の方針等を定める。	土地利用に関する上位計画として整合を図ります。
	北海道住生活基本計画		住宅施策の方向性や取り組みにおいて整合を図ります。	
	室蘭市総合計画	室蘭市	室蘭市の目指すべき将来像とその実現に向けたまちづくりの方向性を示すもので、分野別の目標などを体系的にまとめた市の上位計画。	室蘭市の上位計画として、まちづくりの方針について整合を図ります。
関連計画	室蘭市立地適正化計画	室蘭市	コンパクト・プラス・ネットワークのまちづくりを目指し、都市機能や居住を誘導するエリア、誘導施策等を定める。	都市機能誘導区域や居住誘導区域など拠点の考え方、コンパクト・プラス・ネットワークの考え方の整合を図ります。
	室蘭市地域公共交通網形成計画		市民の移動手段を確保するため、持続可能な公共交通網の形成に向けた方針、施策を定める。	公共交通に関する方針について整合を図ります。
	室蘭港湾計画		室蘭港において開発、利用及び保全を行うにあたっての指針を定める。	室蘭港の整備や利活用の方向性について整合を図ります。
	室蘭市緑の基本計画		自然、公園、オープンスペースなど緑の整備、維持管理方針を設定。人口減少に対応した機能集約や街区公園の統廃合等についての方針を定める。	自然の保全や公園機能の配置、維持管理方針について整合を図ります。
	室蘭市公共施設等総合管理計画		市が保有する公共施設等の管理にあたり、長期的な視点で方向性や取り組み内容、推進体制等を定める。	公共施設の統廃合や維持管理方針について整合を図ります。
	室蘭市公営住宅等長寿命化計画		団地別・住棟別の活用方針を定めるとともに、長寿命化によるライフサイクルコストの削減や事業量の平準化を図る。	重要な住宅ストックとなる公営住宅の整備、供給方針を踏まえた住宅整備計画と整合を図ります。
	室蘭市地域防災計画		災害の予防、応急、復旧を実施するにあたって、市民の生命、身体及び財産を保護するための基本事項を定める。	防災拠点や災害時の避難場所など拠点に対する考え方について整合を図ります。

1.3. まちづくりに関する市民意識

市民の意見を今後のまちづくりに反映した計画とするために市民アンケートを実施しました。調査結果の概要を次頁に示します。

調査期間：2017（平成29）年7月31日～8月18日
調査対象：住民基本台帳から18歳以上の方を無作為に抽出
配布枚数：3,145票
回答数：864票（回収率27.5%）
回答者属性：性別 男性36.2% 女性61.8%
年齢構成 右図のとおり



0

はじめに

1

室蘭市の
現状と課題

2

全体構想

3

地域別構想

4

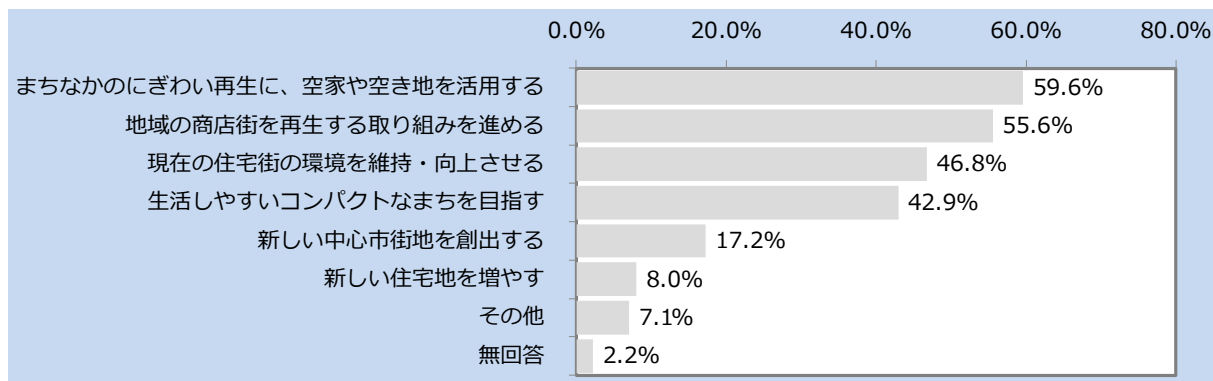
計画の推進に
向けた取り組み

5

参考資料

問 利便性の高い土地の使い方について重視すべき事項は？

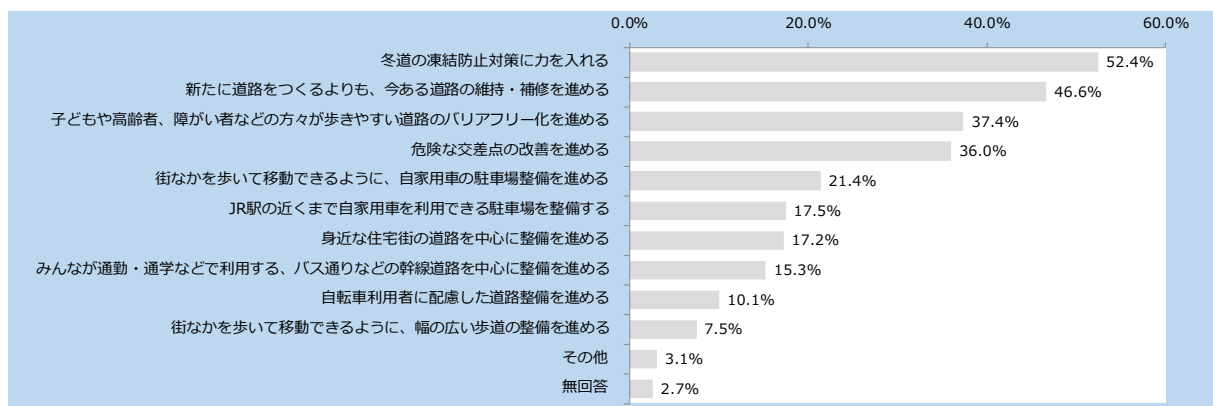
「まちなかのぎわい再生に、空家や空き地を活用する」、「地域の商店街を再生する取り組みを進める」、「現在の住宅街の環境を維持・向上させる」、「生活しやすいコンパクトなまちを目指す」の順で、重視すべき土地の使い方を望む意見が多くなっています。



(N=864)

問 道路や交通安全施設について重視すべき事項は？

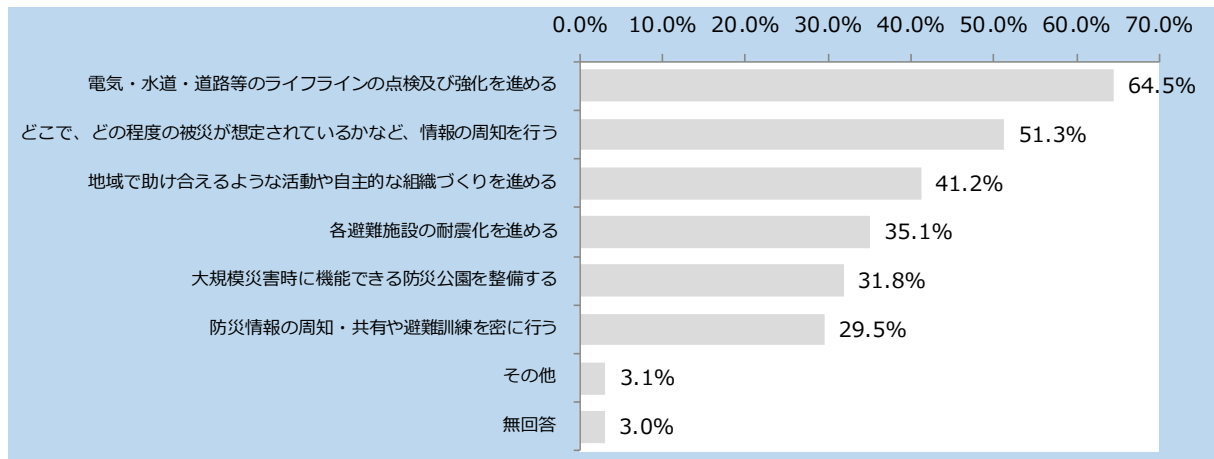
52.4%が「冬季の凍結防止対策」を、46.6%が「今ある道路の維持・補修」を、37.4%が「バリアフリー化」を、36.0%が「危険な交差点改善」を重視すべきと回答しています。



(N=864)

問 災害に強いまちづくりについて重視すべき事項は？

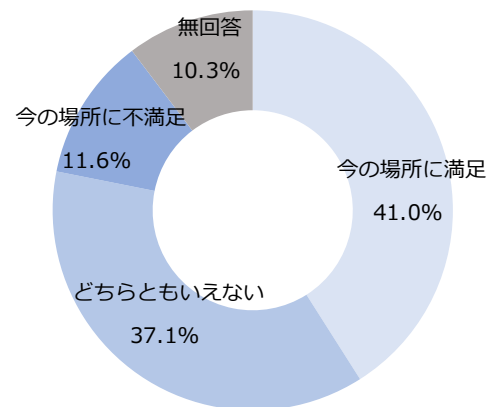
64.5%の回答者が「電気・水道・道路等のライフラインの点検及び強化」を、51.3%が「被災想定情報の周知」を、41.2%が「地域共助による自主的な組織づくり」を、35.1%が「各避難施設の耐震化」を、31.8%が「大規模災害時に機能できる防災公園の整備」を重視すべきと回答しています。



(N=864)

問 現在の居住地の満足度は？

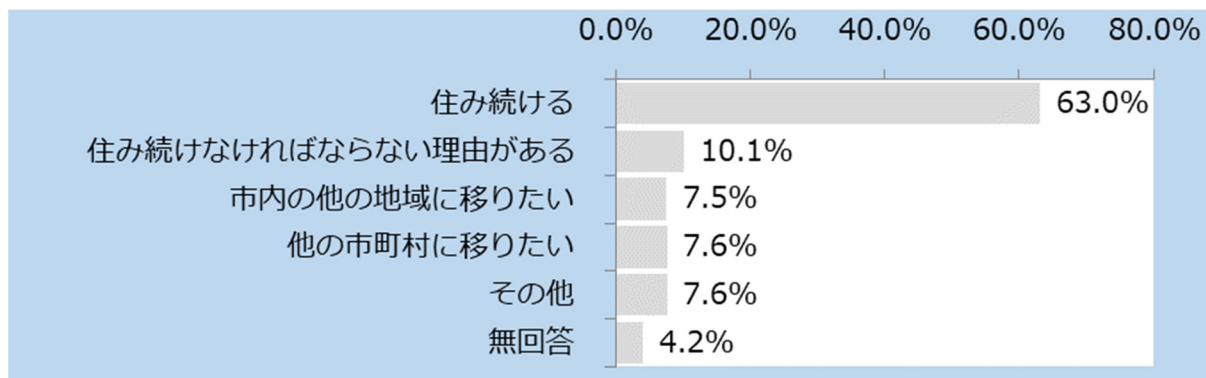
現在住んでいる場所に「満足」と回答した人が41%と最も多く、「不満足」と回答した人は11.6%でした。現在の居住・周辺環境には、おおむね満足しているといえます。



(N=864)

問 今後の居留意向は？

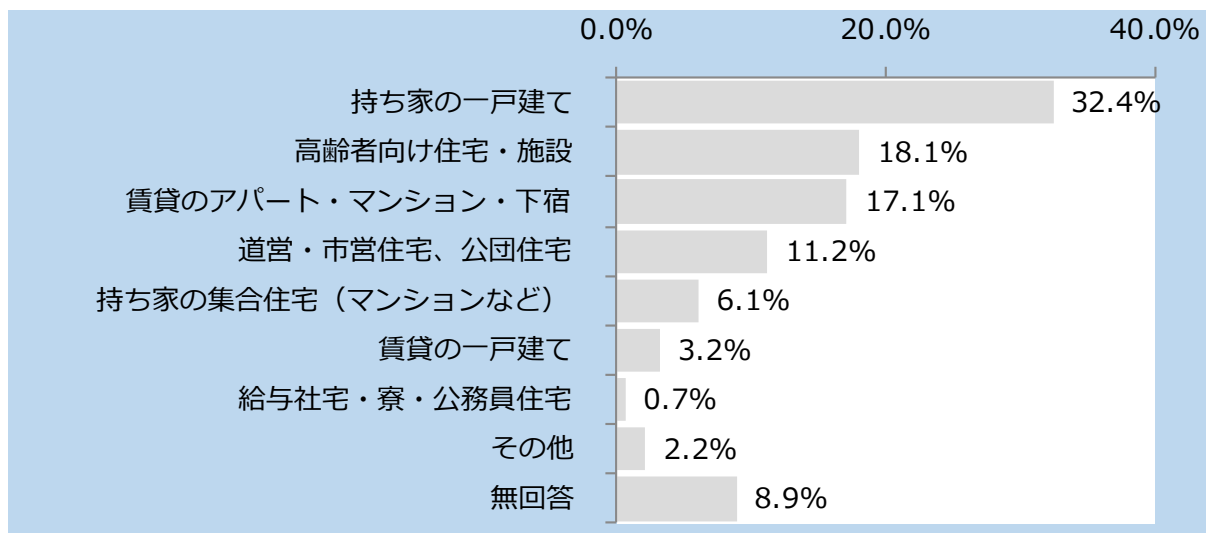
今後も住み続けたいかについて、現在の場所に住み続ける（住み続ける、住み続けなければならない理由がある）と回答した人は73.1%となっています。



(N=864)

問 住み替えた場合の希望する居住形態は？

持ち家の一戸建てに対する住み替えニーズが32.4%と最も高くなりました。その他に高齢者向け住宅・施設や賃貸の集合住宅に対するニーズが約20%と高くなっています。



(N=864)

1.4. 室蘭市が抱えるまちづくりの課題

1.4.1. まちづくりの現状と課題

これまでの検討を踏まえ、室蘭市が抱える現状と課題を整理すると、以下のとおりです。

表 1-5 室蘭市が抱える現状と課題

項目	現状	課題	
都市の現状	人口	2015→2040年で人口が4割減少し、人口密度の低下が懸念	地域活力を維持するために、都市のスポンジ化対策や都市機能集積による拠点強化が必要
		高齢化率が34%を超え、人口動向では若年世代の転出超過が顕著	増加する福祉需要への対応や若年・子育て世代の定住対策が必要
	産業	2次産業の従事比率は高いが、従業者は減少。製造品出荷額は社会情勢に左右される	基幹産業の発展に向け、ものづくりを支えるインフラ維持や働きやすい環境づくりが必要
		商業では、事業所・従業者の減少に加え、商品販売額も低下	日常生活を支える買い物環境の確保対策が必要
	観光	近年のインバウンド急増により、観光入込客数は横ばい	さらなる観光活性化に向け、稼ぐ観光の視点や道の駅周辺の強化による交流人口の拡大が必要
		豊かな自然や特徴的な景観など、魅力的な観光資源が豊富	
	自然・景観	環境保全、観光に資する緑を十分に確保	これまで受け継いできた室蘭特有の自然・景観について今後も保全が必要
		住区基幹公園の誘致圏では、おおむねの地域をカバー	人口構造や市民ニーズの変化に対応した公園の質的な向上が必要
	土地利用	沢ごとの市街地形成で、住居・商業系等の用途地域が分散・混在	土地利用の促進や新たなまちづくりに向け、実態を踏まえた見直しが必要
	住宅	単身高齢者世帯は増加傾向で、持ち家比率も高い傾向	多様なライフスタイルやライフステージに対応した住まいの環境づくりが必要
		持ち家と借家の比率が半々である一方、築30年以上の住宅が半数超え	
			既存住宅ストックの有効活用が必要
空家率は道内平均よりも高いが、新規住宅着工件数は堅調に推移			
	市営住宅耐用年限の1/2を8割が超えており、風呂無し比率も45%と高い	計画的な市営住宅の更新や住宅セーフティネット対策が必要	

項目		現状	課題
都市の現状	交通体系	都市計画道路の整備率は約90%だが、白鳥新道2期区間などが未着工であるほか、老朽化が進行	未着工区間の早期整備や着実な老朽化対策が必要
		交通機関分担率は自動車が約8割と高く、公共交通は1割以下で利用者も年々減少	公共交通の利便性向上や公共交通サービスの持続的な提供が必要
	室蘭港	取り扱い貨物が減少しているほか、港湾施設の老朽化が進行	物流の円滑化や港湾施設の老朽化対策が必要
		フェリー就航や、国内外の客船が寄港	港の利活用促進による、さらなる交流人口の拡大が必要
	都市施設	老朽化が進行しており、更新等の対策が必要	人口規模や財政状況を踏まえ、持続可能な施設マネジメントが必要
	災害	沢沿い等の土砂災害リスク	さまざまな災害リスクへの対策が必要
市街地部の津波・洪水リスク			
上位・関連計画	「室蘭圏都市計画区域マスタープラン」により、都市計画区域の区分や都市計画の目標等を定める		既存計画及び同時期に見直しする計画と整合性を確保することが必要
	2018(平成30)年度に「室蘭市立地適正化計画」、「室蘭市地域公共交通網形成計画」を策定		
	本計画と同時期に「室蘭市総合計画」や「室蘭市公営住宅等長寿命化計画」の見直しを実施		
市民意識(アンケート)	空家・空き地、商店街など今ある資源を有効活用したまちづくりを望む声が多い		市民ニーズを踏まえたまちづくりが必要
	インフラ整備は、新規整備ではなく、既存施設の利便性向上や機能強化を望む声が多い		
	現在の居住環境に不満を持っている人は12%と少なく、63%が同じ場所に住み続けると回答		市民ニーズと住宅環境をうまくマッチングさせ、居住環境の整備、居住誘導を図ることが必要
	住み替えする場合、持ち家一戸建てのニーズが高い		

1.4.2. まちづくりにおける主要課題

室蘭市の現状や課題、市民のまちづくりに対する想いを踏まえ、室蘭市のまちづくりにおける主要課題を3つに整理しました。

主要課題1 人口減少・少子高齢化に対応し、都市のスポンジ化対策や定住対策による持続可能なまちづくりが必要

人口減少及び少子高齢化は全国的な潮流であり、室蘭市も同様の状況です。都市生活や生産活動を支える市民が減少し、市街地のスポンジ化が起こると人口密度の減少を招きます。人口密度が減少すると、地域の賑わいや産業の活力が失われるだけでなく、行政サービスや生活サービスの効率が低下し、サービスレベルの低下や最悪の場合サービスそのものの維持が困難となる可能性があります。

将来のまちづくりにおいては、都市機能や居住の誘導によるスポンジ化対策やまちなかのぎわい再生、定住支援による人口維持などを行い、コンパクトで持続可能なまちづくりが必要です。

主要課題2 自然や港、産業など魅力的な地域資源を生かし、都市経営の視点を持った戦略的なまちづくりが必要

室蘭港を中心とした工業都市として発展を続けてきた室蘭市は、その歴史を生かし、今後も道内有数の工業都市としての役割が期待されますが、近年は産業規模縮小の動きが見られ、従業者数も減少傾向にあります。商業施設や売上も減少しており、日常的な生活利便性の低下が懸念されます。

一方で、フェリーの就航や客船の寄港など新たな強みも生まれています。また、地球岬や緑地などこれまで保有していた豊かな魅力的な資源に加えて、2019（令和元）年5月には「炭鉄港」が日本遺産に認定され、新たな産業遺産を活用した取り組みが始まっています。

今後の人口規模や財政状況、老朽化する公共施設などの課題を踏まえ、将来のまちづくりにおいては、公共施設の拠点集約・再編のほか、観光などの分野で新しい産業を生み出すなど、都市経営の視点を持ったまちづくりを進めるとともに、それら産業を担う人々が室蘭市に住み続けられる環境づくりが必要です。

0

はじめに

1

室蘭市の現状と課題

2

全体構想

3

地域別構想

4

計画の推進に向けた取り組み

5

参考資料

主要課題3 災害リスクへの対応や、交通体系の充実、自然環境の保全、環境負荷の低減による安全・安心なまちづくりが必要

丘陵地に多く住宅地を形成している室蘭市は、土砂災害リスクを有している地域にも居住が見られます。また、中心市街地である東室蘭駅周辺や室蘭駅周辺は、北海道の公表する津波浸水想定区域に含まれています。近年は、北海道でも台風や豪雨などこれまであまり経験の無い災害が増加しており、想定外の自然災害リスクも増加しています。

生活に必要不可欠な公共交通は、JR、バス、タクシーが運行していますが、自動車への依存の進展や人口の減少に伴い、公共交通の利用者は年々減少傾向にあります。公共交通は自家用車を運転できない子ども達や高齢者の大切な移動手段であり、公共交通の重要性はますます高まるものと考えられます。

近年の地球環境の悪化やそれに伴う大規模災害の発生を受け、今後ますます自然環境の保全が強く求められていくものと考えられます。

将来のまちづくりにおいては、市民の安全を守るためハード・ソフト両面から自然災害に備えるとともに、子育て世代や高齢者を含め全ての市民が公共交通や自家用車で移動しやすい環境を整え、自然環境も活用した環境負荷の小さい、安全・安心なまちづくりが必要です。

2. 全体構想

2.1. まちづくりの基本理念

2003（平成 15）年度策定の本計画では、「室蘭市総合計画」と整合を図り、「奏でよう人と地域が響き合う サークル都市 むろらん」を将来像としてまちづくりを進めてきました。

しかしながら、この間の急速な人口減少や少子高齢化など社会情勢が大きく変化する中、これまで以上に持続可能なまちづくりが必要となっています。

本計画では、「室蘭市総合計画」と将来像を共有し、「室蘭市立地適正化計画」の趣旨を踏まえ、

「魅力的な自然・産業・人を生かした、

コンパクト・プラス・ネットワークによる持続可能なまち」

を基本理念としてまちづくりを進めていきます。

0

はじめに

1

室蘭市の
現状と課題

2

全体構想

3

地域別構想

4

計画の推進に
向けた取り組み

5

参考資料

2.3. まちづくりの基本目標

室蘭市では、地球環境問題や少子高齢化、人口減少など周辺環境の変化を踏まえ、今後のまちづくりにおいては「持続可能」が重要なキーワードと考えています。2015(平成27)年の国連サミットでは、持続可能な社会をつくるため17の目標と169のターゲットを設定した「SDGs[※](Sustainable Development Goals)」が採択され、現在、世界的な目標となっています。

本計画では、SDGsの主に目標11「住み続けられるまちづくりを」を参考に、「都市生活」「都市経営」「安全・安心」の3つの視点でコンパクトで持続可能なまちづくりに向けた基本目標を設定しました。

都市生活の視点では、生活の基盤となる住環境の整備や誰もが移動しやすい日常交通手段の確保により、子育て世代や高齢者の定住を促進し、各世代が交流することによって衰退する地域コミュニティが維持されることで、生活の質を向上させ、住みやすいまちづくりに繋がると考えます。

都市経営の視点では、人口減少、少子高齢化が進展する社会において持続可能なまちづくりを行うためには、公共施設の拠点集約・再編のほか、定住人口の維持や交流人口拡大による人・モノ・金の動きを活発化することが重要です。そのためには、雇用や新たなサービスの創出などによって若者の働く場を確保し、人々が住みたい・訪れたいと思うまちづくりを行い地域の経済を維持することが重要と考えます。

安全・安心の視点では、世界的に地球環境が変化する中、人々が安全に安心して暮らし続けるためには、災害に強いまちづくりや現在の自然環境を保全し、公共交通や再生可能エネルギー等を活用した環境負荷の小さい暮らし方が求められると考えます。

0

はじめに

1

室蘭市の
現状と課題

2

全体構想

3

地域別構想

4

計画の推進に
向けた取り組み

5

参考資料

上記を踏まえ本計画の推進においては、「都市生活」「都市経営」「安全・安心」という3つの視点を意識しながら、取り組みを進めていくこととします。



図 2-2 まちづくりの視点

0

はじめに

1

室蘭市の
現状と課題

2

全体構想

3

地域別構想

4

計画の推進に
向けた取り組み

5

参考資料

本計画の基本理念「魅力的な自然・産業・人を生かした、コンパクト・プラス・ネットワークによる持続可能なまち」を実現するため、「都市生活」「都市経営」「安全・安心」の3つの視点を踏まえ、9つの基本目標を定めます。

表 2-1 まちづくりの基本目標

都市生活の視点	目標1 各世代に対応した移住・定住を進めよう	空き地・空家や公的不動産などの既存ストックを活用し、各世代のライフスタイルに対応した住みやすい環境をつくり、移住・定住を推進していきます。
	目標2 利用しやすい交通のネットワークをつくらう	市外とつながる広域幹線軸や室蘭駅周辺と東室蘭駅周辺をつなぐ拠点間幹線軸の維持・強化、公共交通の利用促進などにより、利用しやすい交通のネットワークをつくりまします。
	目標3 協働の輪を広げよう	民間企業も含む市内で活躍する多様な主体を発掘・育成し、協働の輪を広げていくことで、各地域の課題を解決するようなまちづくりを推進し、地域を活性化させまします。
都市経営の視点	目標4 都市経営の視点を持ってまちづくりをしよう	公共施設の拠点集約・再編により、市民サービスの充実と行財政の健全化を両立させるなど、かしこく財源を確保しながらまちづくりに投資していきます。
	目標5 働きやすさ・住みやすさが価値を生むまちをつくらう	まちなかのにぎわいづくりや産業の維持・強化を目指し、働く人が住みたくくなるような魅力的なまち、新しい価値を生むまちをつくりまします。
	目標6 まちの資源を生かして交流人口を増やそう	自然や港、産業など魅力的な地域資源を生かし、観光などの分野で、新しい産業を生み出すという視点を持って、交流人口を増やしていきます。
安全・安心の視点	目標7 災害に強いまちをつくらう	災害時の被害を最小化するような防災対策や、老朽化する橋や道路、建物などの対策により、安全・安心な暮らしを確保します。
	目標8 緑を次世代に引き継ごう	将来にわたり自然の恵みを得られるように、緑を守り次世代に引き継ぎまします。
	目標9 環境にやさしい暮らしを目指そう	市街地や交通環境のCO2削減やエネルギーの地産地消などにより、環境にできるだけ負荷をかけないやさしい暮らしを目指します。

※SDGs…持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）の略称。2015（平成27）年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に示された2030年までの国際目標。先進国・発展途上国全ての国を対象に、17のゴールとその課題ごとに設定された169のターゲットから構成される。

2.4. 分野別方針

基本目標の実現に向けて、まちづくりの基盤となる下記の8つの分野における基本方針を示します。

2.4.1. 土地利用（用途地域や低未利用土地などに関する方針）

都市計画に関する方針

- ① 市内全域に関して、現状や今後の社会情勢を考慮して、過度な土地利用規制になっていないか検証を行い、適切な土地利用となるよう、必要に応じて見直しを図ります。
- ② 都市機能誘導区域では、にぎわい創出に向けて都市機能の誘導に資するよう、地域の実情やまちづくりの進展に合わせ、必要に応じて土地利用規制の見直しを図ります。
- ③ 居住誘導区域では、長期的な視点で緩やかに居住を誘導しながら、住環境の維持に資するよう、また、その他の居住区域では、多様なニーズに対応しつつ、住環境を維持し、かつ、過度な開発に留意し、地域の実情やまちづくりの進展に合わせ、必要に応じて土地利用規制の見直しを図ります。
- ④ 市街化調整区域では、既存の自然環境及び農業地域などの保全を基本としながら、社会環境の変化による、観光や産業などの土地需要の動向を見ながら、周辺環境へ配慮の上、適切な土地利用を図ります。
- ⑤ 市街化調整区域の一定規模以上の既存宅地については、引き続き、住環境の維持・保全を図ります。
- ⑥ 市街化区域は、港湾施設や漁港に係る土地で、既存敷地と一体的な利用が必要なもの以外は、拡大を抑制します。

施策に関する方針

- ① 環境負荷の小さいまちづくりの一環として、市民の日常生活における移動距離を短縮し、自動車利用を抑制するため、職住近接を目的とした居住環境整備、拠点への公共施設などの集約・再編や拠点周辺への居住誘導を図ります。
- ② 公共施設の集約・再編に伴い生じる余剰地などの公的不動産（PRE）については、質の高い公共サービスや都市機能の集積、充実した居住環境創出に向けて効果的な活用を図ります。
- ③ 空き地・空家などの低未利用土地については、都市のスポンジ化への対応として、所有者に対して適切な管理を促すだけでなく、周辺環境に合わせた有効利用を促します。
- ④ 都市機能誘導区域及び居住誘導区域内の低未利用土地は、できる限り有効活用を図るため、誘導施設や住居としての利用を促進するような施策を検討します。
- ⑤ 都市機能誘導区域及び居住誘導区域内のにぎわいの創出に向けて、都市施設の適切な配置を行い、公共空間の積極的な利用を促すような施策を検討します。

(1) 住居系の土地利用

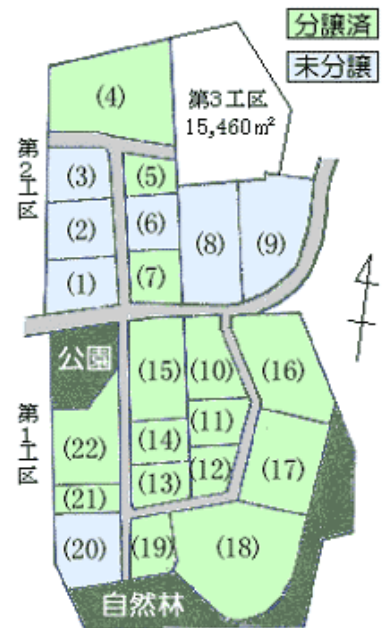
- 市街化区域内の混在系用途地域の建物用途の状況を踏まえ、主に住居系の利用に純化している区域については、必要に応じて居住環境の保全を目的とした用途地域指定の見直しを図ります。
- 市街化区域内の住居専用の用途地域については、居住環境の保全を前提としつつ、地域の実情を踏まえながら、必要に応じて生活利便性の向上を目的とした用途地域指定の見直しを図ります。
- 居住誘導区域内の住居系の土地利用については、居住の誘導を目的として、その周辺環境に応じ、地区計画の検討や、用途地域の見直しを図ります。
- その他の居住区域では、住環境の悪化を招くことがないよう、過度な開発に留意し、必要に応じて地区計画の検討や、用途地域の見直しを図ります。
- 市街化調整区域の一定規模以上の既存宅地については、引き続き、開発許可制度などによる住環境の保全を基本としつつ、誘導施策などにより、できる限り居住誘導区域内への誘導に努めます。
- 準防火地域の指定となっている古くからの密集住宅地については、土地利用の動向をみながら、火災の危険に対しての安全性を検証し、現状にふさわしい適切な規制となるよう、準防火地域の見直しを図ります。

(2) 商業系の土地利用

- 市街化区域内の「商業地域」または「近隣商業地域」となっている地域、またその周辺の地域については、「室蘭市立地適正化計画」の誘導方針との整合性や現状の土地利用、社会情勢に合わせながら、適切な規制となっているか検証し、必要に応じて、既決定の地区計画の見直しや建蔽率・容積率の見直し、用途転換を含めた用途地域の見直しを図ります。
- 西いぶり圏の商業中心地として大型複合商業施設の立地を誘導し交流促進を図る東室蘭駅周辺地区と、業務・観光・文化等を通じて広域交流を図る室蘭駅周辺地区のそれぞれの特性を生かしながら、商業・業務機能の強化に向けた土地利用を図るため、「商業地域」については、長期的な視点で緩やかに都市機能誘導区域内への集約を図ります。
- 都市機能誘導区域に含まれない区域の商業系用途は、これまでのまちの成り立ちを生かしながら、日常生活に必要な商業機能・規模に合わせた土地利用を図るため、地域の幹線道路沿いなどへの「近隣商業地域」の配置を基本とし、地域の実情を踏まえながら、必要に応じて用途地域の見直しを図ります。
- 商業系用途地域の見直しにあたっては、防火地域・準防火地域も同時に見直しを図ることを基本とし、火災の危険を防ぎつつ商業立地の促進に取り組みます。

(3) 工業系の土地利用

- 「工業専用地域」及び「工業地域」は、鉄鋼、機械、石油の物流基地などの、これまでの工業集積を生かしながら、さらに効率的な土地利用を進めるため、基本的に臨港地区内に配置します。
- 工場や住宅、商業施設等が混在する一部の「工業地域」及び「準工業地域」は、周辺市街地と調和を図りながら適切な土地利用を進めるため、建物用途を検証し、一定規模以上での純化が認められた場合は、必要に応じて地区計画の検討や、用途転換を含めた用途地域の見直しを図ります。
- 市街化調整区域に位置する香川工業団地は、引き続き、先端技術型や軽工業の企業誘致に努め、適切な開発ゾーンの中で、農業や自然など周辺環境に配慮した土地利用を進めます。



香川工業団地の分譲状況
(2019年4月1日時点)

(4) 公的不動産 (PRE) の活用

- 公共施設の拠点集約・再編に伴い生じる余剰地については、その場所や規模に応じて、「室蘭市公共施設跡地利用計画」などにに基づき、他の公共施設用地としての利用や都市機能誘導施設の誘導のための土地としての活用、住宅用地への転用を条件とした民間売却などのさまざまな手法を用いて、効果的な利用を図ります。
- 現室蘭市公設地方卸売市場用地は、市場の移転後、周辺環境へ十分配慮しつつ、誘導施設である大型複合商業施設としての活用を予定しています。
- 地元商店街や市民団体等が行うイベントの実施など、すでに整備された公共空間をまちのために有効活用するような、仕組みづくりについて検討します。



酔ってけ浜町ビアフェスタ



ウエストサマーフェスティバル

0 はじめに

1 室蘭市の現状と課題

2 全体構想

3 地域別構想

4 計画の推進に向けた取り組み

5 参考資料

(5) **低未利用土地の活用**

- 都市のスポンジ化対策として、市街地の低未利用土地を行政がコーディネートし、民間の積極的な活用を進めるなど、市街地の魅力向上やにぎわいづくりにつなげる仕組みづくりについて検討します。

(6) **緑とオープンスペースの活用**

- 緑とオープンスペースを都市の資源としてとらえ、緑とオープンスペースによる都市のリノベーションの推進、より柔軟に都市公園を使いこなすためのプランニングとマネジメントの強化、民との効果的な連携のための仕組みの充実により、市街地の魅力向上に努めます。

(7) **市街化調整区域と都市計画区域外の土地利用**

- 市街化調整区域については、既存の自然環境及び農業地域の保全を基本としながら、景観や周辺環境への配慮の上、市街化を促進することのない範囲で、交流人口の増加に資するレクリエーションや地域コミュニティ形成の場、観光資源としての活用を検討します。
- 都市計画区域外については、引き続き、保安林として保全します。

2.4.2. 交通体系（道路や公共交通のネットワークに関する方針）

都市計画に関する方針

- ① 都市計画決定済みの道路については、地域の交通実態や社会情勢を考慮しつつ、都市計画道路網としての必要性を再度評価し、必要に応じて都市計画の見直しを検討します。
- ② 都市計画決定のとおり整備済みの道路であっても、都市機能誘導施設の誘導や、必要不可欠な都市施設の立地に支障となる場合は、都市計画の見直しを図ります。
- ③ 新規の都市計画道路の計画決定については、既存道路の代替としてやむを得ない場合や、まちづくりとして面的整備を伴うような真に必要な道路に限り検討することとし、新たな長期未整備道路が生じないよう、事業化の可能性などを含めて、慎重に判断します。
- ④ 公共交通の利用促進や利便性の向上に資する、交通広場や駐車場などについては、新規決定も含めて都市計画の見直しを検討します。

施策に関する方針

- ① 室蘭市と西胆振圏域の内外を交通ネットワークでつなぎ、商業・行政・医療等の分野において圏域の中心拠点としての役割を果たすため、白鳥新道 2 期区間の整備を促進し、北海道型地域構造の保持・形成を図ります。
- ② 交通ネットワークは、都市の骨格を形成する重要な要素であるため、関係機関と連携し、この維持・改善に努めます。
- ③ コンパクト・プラス・ネットワークを基本に、まちづくりと一体となって生活を豊かにする利便性の高い公共交通網の形成に取り組みます。
- ④ 公共交通の維持・確保を目的として、また、低炭素都市づくりへの取り組みとして、公共交通の利便性の向上と市民意識の醸成により、公共交通の利用促進を図り、自動車利用から公共交通への利用転換を促します。
- ⑤ 誰もが安心できるまちづくりに向けて、車両・歩行者の双方が安全に通行できる道路空間の形成、公共交通の利用環境の向上を目指し、地域の実情に合わせて、道路の改良や歩行者空間、公共交通関連施設のバリアフリー化に取り組みます。

(1) 道路網の維持・改善

① 広域幹線道路

- 室蘭市の広域的な道路は、北海道縦貫自動車道、自動車専用道路である室蘭新道を含む国道 36 号、さらには国道 37 号及び室蘭港を横断する白鳥大橋を含む白鳥新道を骨格として形成しており、引き続き、都市計画道路として位置付け、骨格の維持に努めます。
- 未整備の白鳥新道 2 期区間は、北海道型地域構造の保持・形成に向けた、都市機能誘導区域である「室蘭駅周辺地区」へのアクセス向上に資するものであるほか、非常時におけるアクセス確保といった防災の観点、港湾物流や観光振興などさまざまな観点から必要であるため、早期整備の促進に向けて関係機関と連携しながら要望などに取り組みます。
- 国道 36 号、37 号は道央圏及び道南圏の動脈として重要な広域幹線道路となっているため、周辺の土地利用の変化に合わせて、2 車線区間の 4 車線化及び急カーブの解消、交差点の改良などによる幹線道路としての機能向上に向けて、また、橋梁やトンネルなどの道路構造物の長寿命化などによる機能維持に向けて、必要に応じて関係機関と連携しながら要望などに取り組みます。
- 北海道縦貫自動車道は、白鳥新道と直結した高速交通体系を生かした交流や流通・観光機能の展開を図るため、また、北海道における均衡のある高速交通ネットワークの確立のため、函館までの路線について早期整備の促進が必要であるため、引き続き、関係機関と連携しながら要望などに取り組みます。



白鳥大橋

② 都市内幹線道路

- 室蘭市内の幹線道路は、広域的な道路網を補完する形で形成され、市民の日常生活を支えており、より一層の市民生活の向上と各地域間の連携強化に向けたまちづくりの基盤として、維持・改善に努めます。
- 東室蘭駅周辺地区の JR 室蘭本線を横断する幹線道路については、市民の日常生活にとって特に重要な路線であり、必要に応じて都市計画変更なども検討しながら、関係機関と連携し、その維持・改善に努めます。
- 幹線街路として都市計画決定済みの道路の内、未整備区間を有する路線については、将来交通需要や地域ニーズを踏まえつつ、現状の道路が概成済みとなっている場合は、必要に応じて都市計画の見直しを検討します。
- 海岸部の景勝地を繋ぐ道路については、日常の生活のみならず、防災面や観光面からも重要であり、関係機関と連携しながら改良整備に向けて取り組みます。
- 都市機能誘導区域内の道路については、にぎわいの創出に向けたまちづくりと一体となった、居心地がよく、歩きたくなる歩行空間の創出に努めます。

③生活道路

- 生活道路は、市街地の街区形成や空間構成などのさまざまな機能を持っており、市民の日常生活に欠かせない重要な基盤として、客観的指標で整備の優先度を判定する手法などを活用し、すべての人が安心して通行できるよう、適切な維持・管理に努めます。
- 小・中学校の通学路は、関係機関と連携した、周辺からの見通しや交通安全施設の配置などの点検を踏まえて、児童生徒の安全確保に努めます。
- 日常的な通勤、通学、買い物などに利用する歩道は、高齢者・障がい者を含め、誰もが利用しやすいバリアフリー化に努めます。
- 市街地の遊歩道や東室蘭駅と一体となった自由通路「わたれーる」などの歩行者専用道路については、市民の日常生活に密着しており、徒歩による回遊性の向上に寄与する施設として、適切な維持・管理に努めます。

(2) 公共交通

- 「室蘭市地域公共交通網形成計画」に基づき、地域特性や現状を踏まえ、市全体で生活利便性の高い公共交通網の形成に取り組みます。
- 持続可能な公共交通サービスの提供に向け、交通事業者や市民などの関係者と一体となって、公共交通の利用促進や利便性向上に取り組みます。
- 公共交通の利用環境の向上のため、JR 室蘭駅や JR 東室蘭駅などの主要な交通結節点の機能向上や各鉄道駅・各バス停留所の待合環境の改善に向けて、交通事業者と連携して取り組みます。



小学生向けバスの乗り方教室

2.4.3. 港湾（港の土地利用や整備に関する方針）

都市計画に関する方針

- ① 港湾を管理運営する上で必要な施設が立地する地域及び将来それらの施設が立地するために必要な地域を臨港地区として都市計画決定し、港湾として一体的な土地利用を図ります。
- ② 港内での公有水面埋立により、新たに生じた土地については、港湾として一体的な土地利用が必要なものについて臨港地区に編入し、必要に応じて市街化区域への編入や適切な用途地域の指定を行います。
- ③ 臨港地区内は港湾法に基づき、分区を指定し、市の条例に基づく分区における構築物の規制を基本としながら、無分区の範囲においては必要に応じて都市計画法による土地利用規制を検討します。
- ④ 臨港地区内で、港湾関連施設ではない都市的な土地利用の必要が生じた場合については、必要に応じて土地利用規制の見直しを検討します。

施策に関する方針

- ① 室蘭港は、国内外と結ばれ、道央圏の多様な産業を支える工業・流通拠点港として海上ネットワークの重要な役割を担っており、老朽化した施設の機能維持・延命を図り、効率性・安全性の向上に努めます。
- ② 広域的なりサイクル施設に対応した静脈物流ネットワークづくりを進めます。
- ③ 交流人口の増加に向けて、客船やフェリーなどの受入環境の整備や利用促進を図ります。
- ④ 親水空間などを活用し、市民や観光客が港を交流の場として利用できるような環境整備を進めます。
- ⑤ 大規模災害時の防災拠点として役割も考慮し、災害に強い港づくりを進めます。

(1) 臨港地区内の土地利用

- 臨港地区内の土地利用については、「室蘭港港湾計画」に基づく港湾施設の配置や分区指定による構造物の規制により、港湾の適切な管理運営を図ります。
- 臨港地区内で無分区となっている地域については、無秩序な土地利用を防ぐため、必要に応じて、用途地域の見直しや地区計画の活用などにより土地利用の規制を図ります。
- 臨港地区内で、分区指定・無分区に関わらず、港湾関連施設ではない都市的な土地利用のため、開発が必要となった場合などについては、関係機関と十分に調整しつつ、必要に応じて分区指定や臨港地区、地区計画などの土地利用規制の見直しを検討します。

(2) 工業・流通機能の強化

- 国際拠点港湾である室蘭港は、臨海部産業や国際コンテナ航路、フェリー航路など工業、流通港湾の役割を担っており、今後も、臨海部産業の発展を支えるとともに、海上輸送のユニット化や多様化する物流ニーズへ対応した、効率的で、安全性の高い港づくりを進めます。
- 既存産業による高度な技術の集積を生かしたりサイクル社会への取り組み、産学官民の連携による資源循環型社会の構築に向けた取り組みを進めます。
- 室蘭港は、鉄鋼、機械、石油の物流基地など、工業地帯として土地利用が図られているほか、金属くず、セメント、PCB等を扱うリサイクル・ポートとして機能しており、これまでの工業集積を生かしながら、「室蘭港港湾計画」に基づき効率的な土地利用を進めます。

(3) 観光・交流機能の強化

- 室蘭駅周辺地区の都市機能誘導区域内について、都市部と臨港地区が一体化した、来街者とふれあえる魅力ある潤いの場の創出に努めます。
- 船舶を利用した旅客に対応するため、「室蘭市観光振興計画」などと連携し、客船バースやフェリー埠頭を起点とする、魅力ある回遊ルートなどの創出に努めます。
- 市民が港とふれあえる快適な環境の創造を図るため、周辺景観等に配慮しながら、親水性の高い緑地等のイベントスペースとしての活用を促進します。



客船の寄港

(4) 防災拠点機能の強化

- 耐震強化岸壁、浮体式防災施設(広域防災フロート)を有し、大規模災害時に西胆振の周辺への緊急物資や災害復旧資機材の受け入れ拠点、または、供給拠点となる室蘭港は、大規模災害発生時は人命や生活の維持、早急な復旧に果たすべき役割を担うため、胆振地域の防災拠点として機能強化を図ります。

2.4.4. 自然・景観（公園や緑地、都市景観に関する方針）

都市計画に関する方針

- ① 市内の都市計画公園・緑地に関して、周辺環境や社会情勢と照らし合わせ、質の向上を目的としながら適切な規模となるよう、統廃合や機能集約を検討し、必要に応じて都市計画の見直しを図ります。
- ② 都市計画決定済みで整備未着手区域を有する公園・緑地については、未着手区域の整備の必要性を再度評価し、必要に応じて都市計画の見直しを図ります。
- ③ 都市計画決定に基づいて、供用している公園・緑地であっても、都市機能誘導施設の誘導や、必要不可欠な都市施設の立地に支障となる場合は、都市計画の見直しを図ります。
- ④ 新規の公園・緑地の都市計画決定については、統廃合や機能集約を目的としたものに限り検討します。

施策に関する方針

- ① 豊かな自然を守り、産業と調和した室蘭独自の環境を次世代に残します。
- ② 緑化活動の継続や市民が自然にふれる機会の創出、情報提供など市民活動の支援を行い、行政と市民が一体となった緑のまちづくりを進めます。
- ③ これまでに整備した緑地や公園のストックを活用し、市民と協働で身近な道路・河川・公園などに花と緑の豊かな環境をつくります。
- ④ 環境負荷の小さいまちづくりを進め、動植物の保護・保全を今後も継続し、生物多様性の確保に努めます。
- ⑤ 都市機能の充実とやすらぎや潤いのある快適なまちづくりをめざします。
- ⑥ 豊かな自然を観光資源として活用し、交流人口の増加をめざします。
- ⑦ 室蘭の歴史や伝統、個性を尊重し、総合的・計画的な景観形成をめざします。

(1) 豊かな自然・緑の維持

- 室蘭岳山麓から広がる緑地や絵鞆半島南側に広がる緑地、海岸線に広がる断崖絶壁は、室蘭市の貴重な美しい景観であり、観光資源でもあることから、将来にわたって守っていきます。
- 絵鞆半島南側海岸部、室蘭岳周辺及び山麓は自然の動植物の生息・生育地であることから、今後とも観光的活用と併せて動植物の保護・保全を進め、生物多様性の確保に努めます。



室蘭岳からの景色

- まちなかに花と緑があふれるやさしい環境の創出を図るため、道路・河川・公園など身近な場所における緑化・保全を市民と一体となって進め、地域全体で緑地を適切に維持管理できるような仕組みづくりを検討します。
- NPO 法人が中心となって造成されたビオトープの復元された自然を保全するなど、引き続き、自然や緑の適切な維持・管理に努めます。



ビオトープ イタンキ

(2) 既存ストックを生かした公園の魅力向上

- これまでに整備した公園ストックについては、それぞれの公園特性を生かし、地域の資源として、地域の魅力向上に役立てるよう活用していきます。
- スポーツ機能を有する大規模公園については、「室蘭市公共建築物適正化計画」や「室蘭市スポーツ施設ストック適正化計画」とも整合を図りながら、市民ニーズや利用状況などを踏まえたうえで機能の再編を行います。
- 小規模公園については、地域住民のニーズや誘致圏の人口分布などを参考に、今後の活用方法を検討し、機能や配置の再編、民間活力の導入などを検討するほか、必要に応じて廃止を含む都市計画の見直しを図ります。
- 小規模公園が廃止になった場合は、その跡地の有効活用方法を検討します。
- 人口減少や少子高齢化により、公園整備や管理運営のための財源及び人材確保が難しくなることが予想されるため、官民連携による民間の人材・ノウハウを活用した管理運営の効率化や公園の魅力向上に取り組みます。



入江陸上競技場

(3) 地域と連携した魅力ある緑や都市景観の形成

- 公園の利活用促進や効率的な維持管理に向けて、市民が主体となった公園利用、清掃活動などを市民と協働で検討を進めます。
- ガーデニングの促進や市民植樹祭、緑化協定など、市民参画による緑豊かなまちづくりを推進します。
- 緑に関する情報提供、環境学習、パネル展などを通して、市民みんなが緑に親しみ、緑を大切に作る意識を醸成し、緑に関する将来の担い手育成に努めます。
- 室蘭の風土を生かし、誇りや愛着心が深まるよう、市民や企業、行政が一体となつての景観形成に努めます。

2.4.5. 都市施設（市民の日常生活を支える公共施設に関する方針）

都市計画に関する方針

- ① 室蘭市において、交通施設（道路・駐車場）、公共空地（公園・緑地・墓園）以外の都市施設で、都市計画決定を行うものは、周囲への影響が大きく恒久的な施設に限ることとし、下記のとおりとします。
 - ・下水道
 - ・一般廃棄物処理施設
 - ・市場
 - ・火葬場
- ② 上記の都市施設のうち、近隣市町との共同化や社会情勢の変化により、都市計画への位置づけが不要となったものについては、廃止・縮小も含め都市計画の見直しを図ります。
- ③ その他の都市施設で、社会情勢の変化やまちづくりの進展に伴い、都市計画施設として位置付ける必要が生じた場合には、都市計画決定を検討します

施策に関する方針

- ① 人口減少や社会情勢の変化に合わせ、既存ストックの有効活用を基本とし、長寿命化・集約化などによる公共施設保有量の適正化を進めます。
- ② 真に必要な都市施設については新規整備も検討することとし、検討の際は、土地利用方針との整合、市民との合意形成を図りながら、その配置場所や整備計画等を定めます。

(1) 下水道

- 下水道に関する都市計画は、公衆衛生の確保と公共用水域の水質保全を目的とし、下水道法に基づく「室蘭市公共下水道事業計画」及び土地利用方針等と整合を図りながら、排水区域、処理場、ポンプ場及び主要な管渠を一体的かつ総合的に定めます。
- 持続可能な下水道サービスを確保するため、目指すべき将来像や具体的施策等を示した「室蘭市下水道ビジョン」に基づき、施設の効率的な維持管理を目的とした「室蘭市下水道ストックマネジメント計画」により、将来にわたって下水道施設の適切な点検・調査及び修繕・改築を実施します。
- 効率的な事業運営を継続するための取り組みとして、近隣市町との広域化・共同化について検討を行います。また、下水汚泥の資源・エネルギー利用の取り組みとして、汚泥の再資源化等の有効利用を進めます。

(2) 一般廃棄物処理施設

- 公害の抑制、廃棄物の減量化と再資源化を推進するため、広域の連携による都市計画処理施設として、「西胆振地域一般廃棄物処理施設」を石川町に配置します。
- 現在稼働中の処理施設は、老朽化により建替えの必要があり、現処理施設を稼働させながら、隣接地へ新たな処理施設を整備することとし、隣接する総合公園の利用者の安全が確保できるように、公園と一体となった施設配置となるように努めます。
- 施設の安定した稼働に努め、余熱を発電や隣接する総合公園内の温水プールなどに活用します。

(3) 市場

- 安定的な生鮮食料品等の供給確保を目的とし、都市計画市場として「室蘭市公設地方卸売市場」（水産物部門）を東町に配置します。
- 青果物部門の卸売市場の機能については、立地場所を含めその方針が定まり次第、必要に応じて都市計画の見直しを図ります。
- 日の出町の「室蘭市公設地方卸売市場」は老朽化が著しいため、市場機能の移転後、稼働停止に合わせて都市計画を廃止します。

(4) 火葬場

- 公衆衛生の確保、公共福祉の向上を目的とし、都市計画火葬場として「室蘭市営火葬場」を神代町に配置します。
- 周辺環境と調和し、会葬者の心情に配慮した、故人とのお別れの場としてふさわしい施設となるように整備します。

(5) その他都市施設

○ 上水道

- 安全な水を安定的に供給するため、水源の保全に努めるとともに、水質の安全性を確保します。
- 水道施設の老朽化が進む中、アセットマネジメントによる計画的な管理運営や耐震化対策を進め、確実に水を供給できる体制づくりを進めます。
- 給水人口や給水量の減少に対応した施設のダウンサイジングや再編を検討し、効率的な事業運営を確保します。

○ 室蘭市学校給食センターの建て替えを検討します。

○ 公共施設については、「室蘭市公共施設等総合管理計画」、「室蘭市公共建築物適正化計画」等に基づき、人口減少やコンパクトなまちづくりなど長期的な視点から総合的な検討を行い、更新・移転・集約などの方針を定めます。

○ 公共施設の整備・更新時には、「室蘭市立地適正化計画」との整合を図るとともに、市民ニーズを踏まえながら、市内における配置や整備内容を定め、必要が生じた場合には都市計画決定についても検討します。

○ 公共施設の整備にあたっては、バリアフリー化と合わせて、万一の災害時の防災機能にも留意した施設整備に努めます。

0

はじめに

1

室蘭市の
現状と課題

2

全体構想

3

地域別構想

4

計画の推進に
向けた取り組み

5

参考資料

2.4.6. 住宅（住宅供給や住環境に関する方針）【室蘭市住宅マスタープラン】

本計画の分野別方針として示す内容は、「北海道住生活基本計画」との整合性を踏まえたうえで、2009（平成 21）年度に策定した計画を見直し、改めて「室蘭市住宅マスタープラン」として位置づけます。

施策に関する方針

- ① 防犯や防災に対する地域の取り組みなどを推進し、地域コミュニティの活性化を図るとともに、「室蘭市空家等対策計画」に基づき、所有者に対して空家の適切な管理を促すなど、安全で安心な住環境の形成を目指します。
- ② 安全な地域環境整備のため、宅地耐震化に関する調査を実施し、その調査結果を周知します。
- ③ 子育て世帯や高齢者世帯などの世帯状況、それぞれのライフスタイル・ライフステージや居住する地域の特性に応じた住環境の形成に向けて、公的不動産（PRE）の活用など、住宅関連事業者など関係団体等と連携した定住支援の検討を進めます。
- ④ 民間賃貸住宅を対象とした住宅セーフティネットの構築の検討を進め、誰もが安心して暮らせる住生活の実現に取り組みます。
- ⑤ 各市街地において、傾斜地からの移転を念頭に置きながら、「室蘭市立地適正化計画」で定めた居住誘導区域への居住誘導の促進など地域コミュニティの維持と住み続けられるまちづくりに対応した住まいづくりを進めます。居住誘導区域外の地域は、それぞれの地域に合わせた個性ある住環境の保全に努めます。
- ⑥ 老朽化した市営住宅の再編を計画的に実施し、将来の人口や人口分布に見合った市営住宅戸数の適正管理を進めます。また、民間が所有する住宅との役割分担により住宅供給の適正化を図ります。
- ⑦ 誰もが住み続けられることができ、環境負荷が小さく持続可能な住環境づくりを進めます。

(1) 安全・安心な住環境の創出

- 地域における防犯・防災面の不安要素である空家解消に向けて、助成制度等の活用を促進するとともに、所有者などに対する適切な管理の誘導を行い、空家の発生を未然に防ぐ取り組みを促進します。
- 危険空家の解体を推進するとともに、地域の生活環境に悪影響を与える懸念のある空き地の適切な管理を推進します。
- 大規模な震災時の家屋倒壊を未然に防ぐため、市内における現状の戸建て住宅などに対して耐震診断・耐震改修の重要性や必要性の普及・啓発を図ります。
- 公共施設の拠点集約・再編により生じた跡地は、定住の観点から魅力的な住宅用地への転用を検討するほか、地域に与える影響を考慮し、地域にふさわしい活用を検討します。

(2) 各世代に対応する良質な住環境の創出と既存ストックの活用

- 既存ストックの積極的な活用を図り、子育て世代・若年世代から高齢者世代までのすべての世代がまちに住み続けることが出来る、総合的な住環境の創出を進めます。

①子育て世代・若年世代の住環境充実

- 子育て世代や若年世代に対する住環境の充実に向けて、PRE の有効活用等を促進し定住を進めます。
- 親同士の交流機会の創出や育児経験の少ない親の支援体制などまち全体で子育てを応援する環境を整備し、安心して住み続けることができる環境づくりを推進します。

②高齢者世代の住環境充実

- 高齢者が安心して暮らせる自宅の改修制度の活用を促進し、高齢者の住環境整備に取り組みます。
- サービス付き高齢者向け住宅※整備事業など、関係機関と連携し、国の補助制度を適宜活用した良好で安心な居住環境の創出に取り組みます。

(※：サービス付き高齢者向け住宅：2011（平成23）年度の「高齢者の住居の安定確保に関する法律」の改正により創設された登録制度です。バリアフリー構造等を有し、安否確認等のサービスを受けることができ、高齢者が安心して自立した生活を送ることができます。)

③住宅セーフティネットの取り組み推進

- 民間賃貸住宅への円滑な入居支援や民間賃貸住宅の空家を活用するなど、民間事業者や関係団体と連携した、低所得者、被災者、高齢者、障がい者、子育て世代などの要配慮者に対する入居を拒まない、セーフティネットの構築を検討します(図 2-3 参照)。
- 登録住宅の改修費に対する補助や、登録住宅の入居者の家賃と家賃債務保証料の低廉化に対する補助など、居住支援と経済的支援の両補助制度の内容について、積極的な情報提供に努めます。

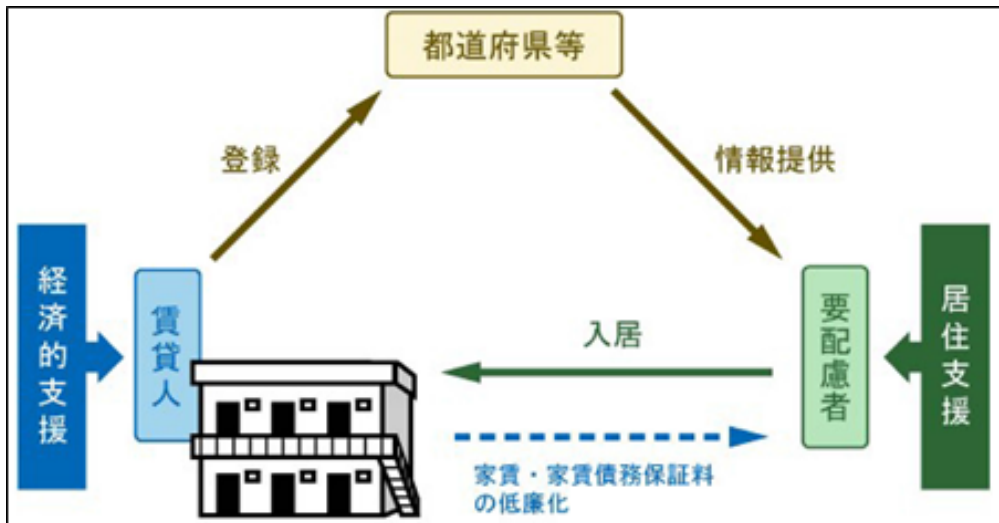


図 2-3 要配慮者の入居を拒まない住宅（登録住宅）

資料：国土交通省ホームページ

④既存ストック活用促進の取り組み

- 近年の人口減少や住宅に対する社会的なニーズの変化に伴い、既存住宅活用の必要性が増加していることから、活用が可能な空家の利用を含め、広い住宅が不要になった高齢者と子育て世代のマッチングによる既存住宅活用の仕組みなど、幅広い世代に向けた既存住宅の活用策や、円滑な流通の方法を検討します。
- 既存住宅の活用にあたっては、売買や賃貸などの正確な情報が消費者に届くことが必要であることから、関連情報の発信方法などの検討を進め、利用しやすい環境づくりを進めます。

(3) 市営住宅のストック活用と再編

- 国の支援制度を活用(図 2-4 参照)し、居住誘導区域における市営住宅の再編による管理戸数の適正化を図ります。
- 市営住宅の管理戸数は、国の「住生活基本計画」における「公営住宅供給の目標量設定の考え方」に基づき、著しい困窮年収未満の世帯をカバーできるように、北海道と連携しながら設定します。
- 既存の市営住宅は出来る限り長寿命化して活用します。
- セーフティネット住宅の取り組み推進により、低所得者、被災者、高齢者、障がい者、子育て世代などへの居住地提供を民間企業と協力して進めます。
- 特定目的住宅の再編を行うことにより、各世代のニーズと世帯規模に合った適切な規模の市営住宅の住戸の提供を進めます。

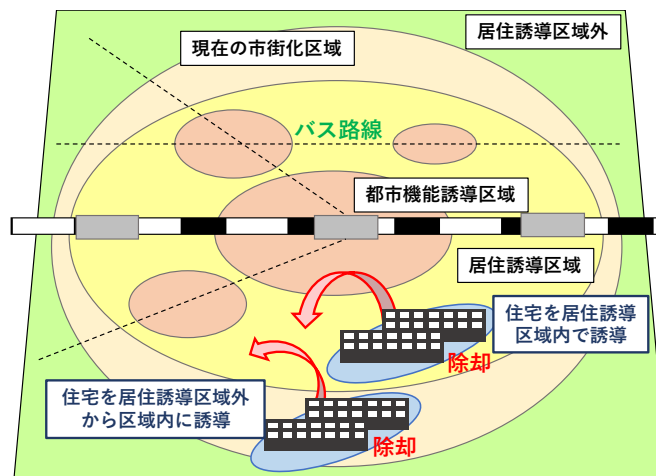


図 2-4 国の支援制度のイメージ図

資料：国土交通省資料をもとに作成

(4) 必要住宅数の設定

本計画の目標年次である 2040（令和 22）年度における、必要住宅数は、国が開発した「ストック推計プログラム」を活用して、国勢調査や住宅・土地統計調査の数値から、将来推計を行いました。

このうち、公的借家の将来推計は、国の「住生活基本計画」に基づき、低い所得のために世帯構成に適した規模の住宅を自らの収入で確保することのできない「著しい困窮年収未満の世帯」をカバーするように、必要数を設定しています。

表 2-2 住宅所有関係別の必要住宅数の推計

区分	基準年		推計									
	2015/2013		2020		2025		2030		2035		2040	
		構成比		構成比		構成比		構成比		構成比		構成比
住宅数	50,003	100%	40,006	100%	37,078	100%	33,670	100%	30,195	100%	26,977	100%
持家	49,444	98.9%	39,526	98.8%	36,633	98.8%	33,266	98.8%	29,833	98.8%	26,653	98.8%
借家	27,653	55.9%	21,523	54.5%	19,948	54.5%	18,114	54.5%	16,245	54.5%	14,513	54.5%
公営借家	21,791	44.1%	18,003	45.5%	16,685	45.5%	15,152	45.5%	13,588	45.5%	12,139	45.5%
うち市営住宅	5,058	23.2%	4,851	26.9%	4,574	27.4%	4,186	27.6%	3,752	27.6%	3,143	25.9%
民間借家	4,620	21.2%	4,366	24.3%	4,117	24.7%	3,767	24.9%	3,377	24.9%	2,829	23.3%
民間借家	16,733	76.8%	13,152	73.1%	12,111	72.6%	10,966	72.4%	9,836	72.4%	8,996	74.1%
間借り	559	1.1%	480	1.2%	445	1.2%	404	1.2%	362	1.2%	324	1.2%

2.4.7. 防災・減災（災害発生時の対策に関する方針）

施策に関する方針

- ① 災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、さまざまな施策を組み合わせ災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめます。
- ② 自助・共助・公助のそれぞれが効果的に推進されるよう、市民並びに市及び防災機関の適切な役割分担による協働により着実に実施します。
- ③ 災害発生時は市民自らが主体的に判断し、行動できることが必要であることから、災害教訓の伝承や防災教育の推進により、市民の防災意識の向上を図ります。

(1) 防災・減災対策の推進

①土地利用の促進

- 都市計画による、用途規制や形態規制、及び防火地域・準防火地域の適切な指定を行うとともに、建築物の防火性能の向上により、安全性の向上に努めます。
- 災害が発生した場合、交通の混乱を防止し、消防、避難、救助、救護等の応急対策活動を円滑に行うための交通対策のほか、災害発生時の救助物資の緊急輸送路及び避難路となり、また火災の延焼遮断帯としての役割も担う道路の維持・改善に努めます。
- 避難場所、応急仮設住宅の建設場所や震災後の復旧拠点基地、救援基地、救助物資集積拠点・災害廃棄物臨時収集場所となり、また、火災の延焼を防ぐ役割を担う公園や緩衝緑地帯、オープンスペースを適切に維持するとともに、防災機能強化を検討します。

②風水害防災対策

- 重要水防箇所は、堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予測される箇所であり、洪水等に際して水防上、特に注意を要する箇所であることから、被害を未然に防止し、又は被害の拡大を防ぐため、関係機関と連携し、対策を進めます。
- 土砂災害を予防する必要な措置について、急傾斜地崩壊危険箇所、土石流危険渓流の周知を行うとともに危険区域の指定と整備を、関係機関と連携し、促進します。
- 風水害等の災害により住宅を失い、または破損のため居住できなくなった世帯に対する住宅対策を実施します。

③地震・津波防災対策

- 建築物、土木構造物、通信施設、ライフライン施設、防災関連施設など構造物、施設等の耐震性を確保するため、地盤状況の把握など地域の特性を考慮し、地震に強いまちづくりを推進するとともに、地域の実情を踏まえつつ、できるだけ短時間で避難が可能となるようなまちづくりを目指します。
- 住宅をはじめとする、既存建築物の耐震化を計画的に推進するため、「室蘭市耐震改修促進計画」などにに基づき、所有者等への普及・啓発を図ります。
- 白鳥新道2期区間に代表される道路や、主要な鉄道、港湾・漁港などの基幹的な交通施設等の耐震性強化や津波発生時の代替性を考慮したネットワークの充実に努めます。
- 主要な通信施設等の整備にあたっては、災害対応に必要なネットワークの範囲を検討するとともに、設備の耐震性の確保や通信手段の多様化、多重化に努めるなどして、耐災害性の強化に努めます。
- 上下水道、工業用水、電気、ガス、電話等のライフライン施設は、耐震化、震災後の復旧体制の整備、資機材の整備等に努めます。
- 公共施設等の整備にあたっては、地盤改良等により液状化の発生を防止する対策や液状化が発生した場合においても施設の被害を防止する対策を適切に実施するよう努めます。
- 津波から迅速かつ確実に避難を実現させるため、やむを得ない場合を除き、徒歩による避難を原則として、地域の実情を踏まえつつ、できるだけ短時間で避難が可能となるようなまちづくりを目指します。
- 津波からできるだけ短時間で避難が可能となるような緊急避難場所・津波避難ビルの整備など、避難関連施設の計画的整備や民間施設の活用による避難関連施設の確保、建築物や公共施設の耐浪化等により、津波に強いまちの形成を図ります。
- 被災地への救援部隊や支援物資等の迅速な輸送経路を確保するため、白鳥新道2期区間の整備促進に向けて取り組みます。

④事故災害防災対策

- 石油コンビナート等特別防災区域内の特定事業所における災害対策は、協議会を中心に防災訓練など安全対策を進めるとともに、防災機能の充実に努めます。
- 危険物等の漏洩、流出、火災及び爆発等により、死傷者が多数発生又はまさに発生しようとしている場合に、初動体制を確立して、その拡大を防止し被害の軽減を図るため、防災関係機関は予防及び応急対策を実施します。
- 突発的な大規模停電が発生し、早期に初動体制を確立して被害の軽減を図るため、防災関係機関は予防及び応急対策を実施し、携帯電話等の情報通信機器や在宅医療機器への充電ステーションを避難所とは別に開設します。

(2) 市民との協働による災害時の体制構築

- ハザードマップの作成・配信、防災情報メール配信、公式防災ブログによる防災情報の発信や市民が参加する防災訓練・各種の防災学習会等を計画的に実施し、市民の防災意識を高め、自助の防災力強化を図ります。
- 地域特性を考慮した自主防災組織の結成を促進し、共助の防災力強化と公助との連携を進めます。
- 災害発生時には、要介護者や障がい者など自ら避難することが困難である避難行動要支援者が被害を受ける場合が多いことから、避難行動要支援者の安全を確保するため、住民、自主防災組織等の協力を得ながら平常時から実態把握、緊急連絡体制、避難誘導等の防災体制の整備に努めます。
- 地震時等において、通行を確保する必要があるため道路沿いの建築物所有者へ防災対策の啓発を図ります。

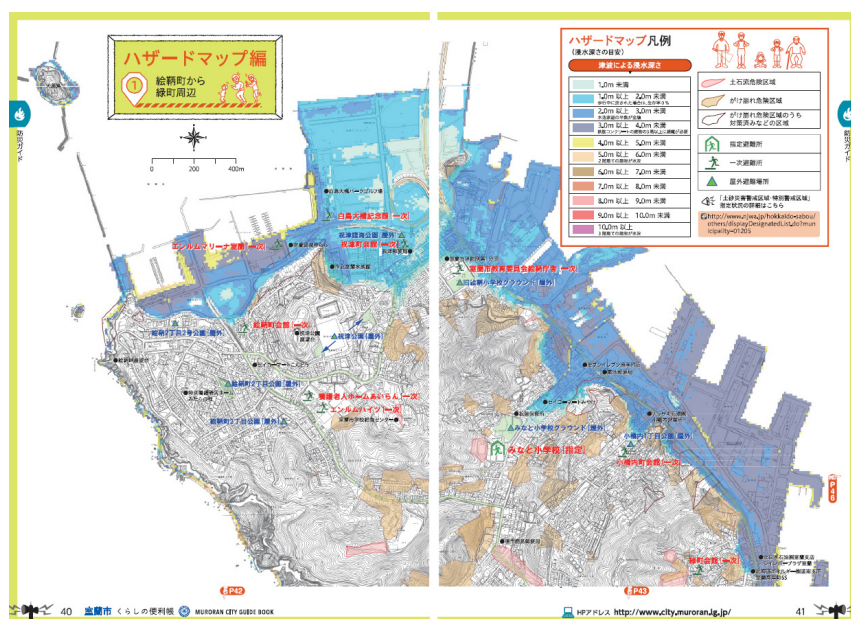


図 2-5 ハザードマップ（絵鞆町から緑町周辺）

2.4.8. 市民とともに進めるまちづくり（まちづくりにおける市民協働に関する方針）

施策に関する方針

- ① 多様な主体がお互いを尊重し、それぞれができることを持ち寄り協働することで、地域に根ざしたまちづくりを進めます。
- ② まちづくりの担い手がつながれるような場づくりや、新しい担い手を育成することにより、持続的なまちづくりを進めます。
- ③ 意欲的なまちづくり活動に対し、その活動が円滑に進むように支援します。

(1) 市民協働の促進

- 室蘭市ホームページや広報紙によるまちづくりに関する情報発信を継続するとともに、イベントやSNS等を活用し若者世代への情報発信を強化します。
- 学生から高齢者まで全ての世代がまちづくりへ容易に参加できる仕組みの構築を検討します。
- 各地区の住民と協働し、市民の思いを反映した地区別構想の作成を推進します。
- 市民活動団体だけでなく、民間企業も巻き込み、ビジネスの手法を用いて地域の課題を解決するまちづくりの取り組みを検討します。



市民参加型のまちづくりイベント

(2) まちづくりの担い手育成

- 小学校や中学校と連携し、小・中学生に室蘭市について考えてもらう機会を創出し、室蘭市への愛着と将来のまちづくりの担い手の育成に努めます。
- まちづくり活動を継続できるよう、人材の安定的な確保や知識・情報の伝承、モチベーションの維持、活動団体の認知度向上などに向けた取り組みを検討します。
- まちづくりの担い手となる多様な主体が交流し、協働の輪が広がっていくような場を創出します。

(3) 市民のまちづくり活動の支援

- まちづくりの担い手が活用可能な各種制度について助言し、市民のまちづくり活動をサポートします。
- 市民団体や学生などが新しいまちづくりを始める場合など、活動を円滑に進めるために、市の相談体制を整えます。
- イベント等で使用可能な市有地の紹介や、関係機関との調整、行政手続きの助言などの支援を行い、市民のまちづくり活動を活発化させます。

2.4.9. 基本目標と分野別方針の関係性

9つの基本目標は、それぞれ以下に示す分野別方針と大きく関わっています。目標の達成に向けて各分野間の連携も取りながらまちづくりを進めます。

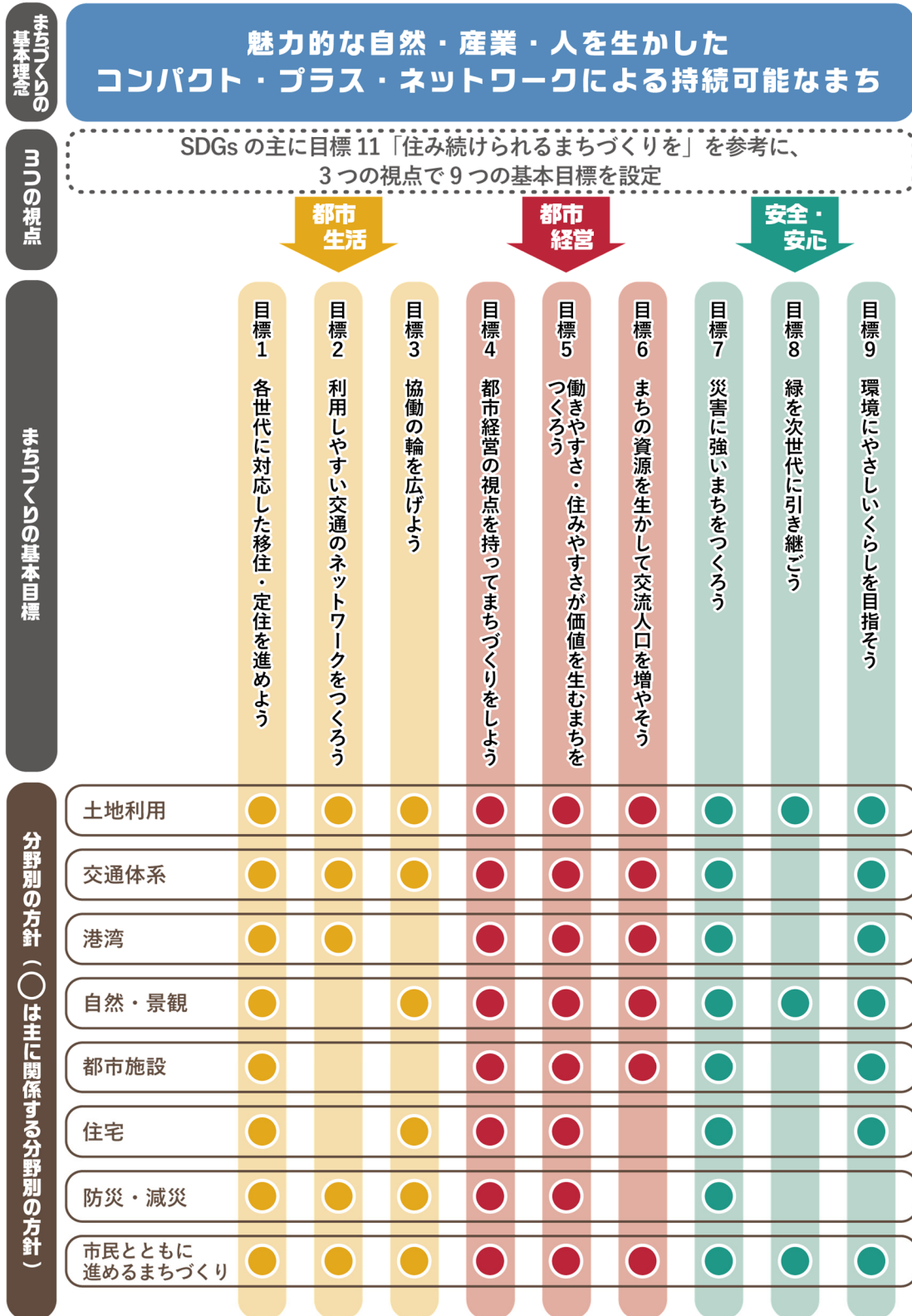


図 2-6 基本目標と分野別方針の関係性

3. 地域別構想

3.1. 地域別構想について

「室蘭市立地適正化計画」の都市機能誘導区域、居住誘導区域との整合や市民の地区割りのイメージを踏まえ、本計画では、「蘭西」「蘭東」「蘭北」の3地域の区分により、大きな方向性として、地域別構想を定めます。

また、この地域別構想をベースとし、より細かな単位である地区の目指す姿やまちづくりの方針などを具体的に示す、「地区別構想」を住民主体で作成することを推進していきます。

「地域別構想」では、地域の特徴を整理した上で、地域の目指す将来像とまちづくりの方針を明らかにするとともに、「地区別構想」を住民主体で作成することとなった際に、住民が地区の将来の姿をイメージしやすいように、具体的な「まちづくりの取り組み」も記載します。

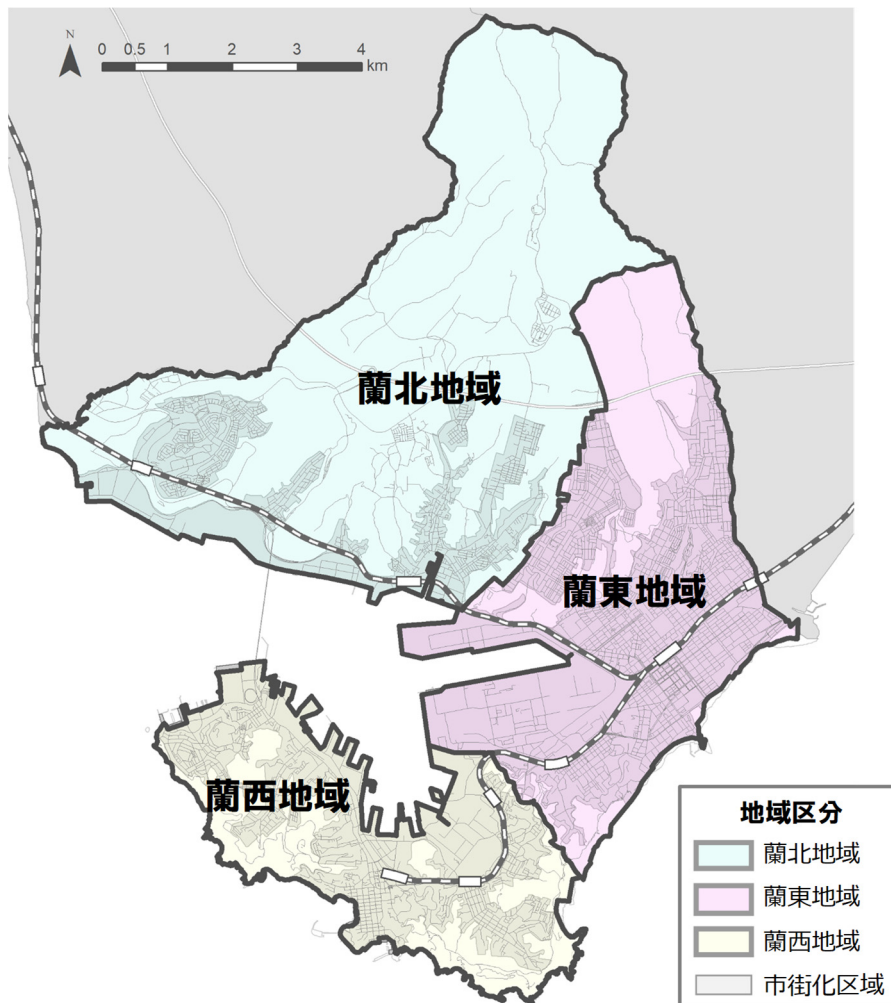


図 3-1 地域区分図

3.2. 蘭西地域

3.2.1. 蘭西地域の特徴

- 2040（令和 22）年の地域人口は 1.1 万人まで減少することが想定されているほか、高齢化率は 48% まで上昇することが想定されています。
- 室蘭港フェリーターミナルや中央ふ頭の客船バースが存在し、室蘭の海の玄関口となっています。
- 道の駅「みたら」やエンルムマリーナ、道内に現存する駅舎の中で最古の木造建築物である旧室蘭駅舎を含む日本遺産「炭鉄港」の構成遺産、北海道の自然 100 選にも選ばれた地球岬や測量山など、観光や景観資源が豊富に存在しています。
- 室蘭市役所をはじめ、胆振総合振興局の入居する広域センタービルや国の合同庁舎など官公庁が集積しています。
- 文化センターや図書館、科学館など公共施設が多く立地する地域となっています。

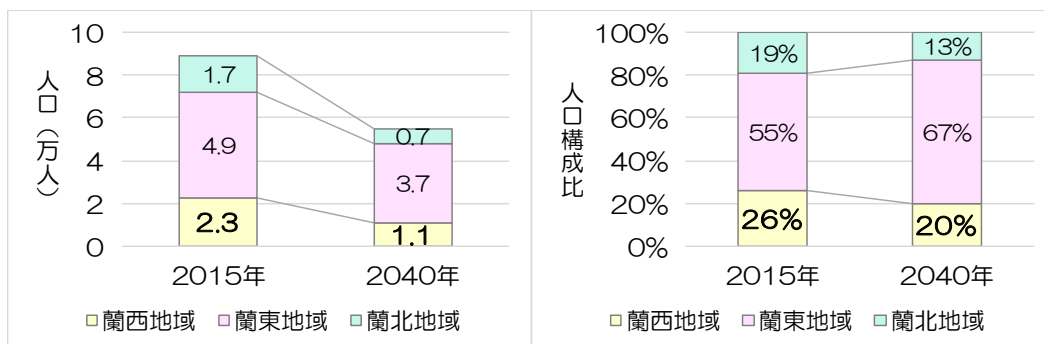
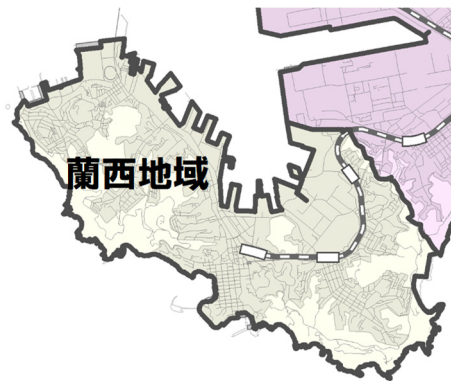


図 3-2 地域別の人口（左：人数、右：構成比）

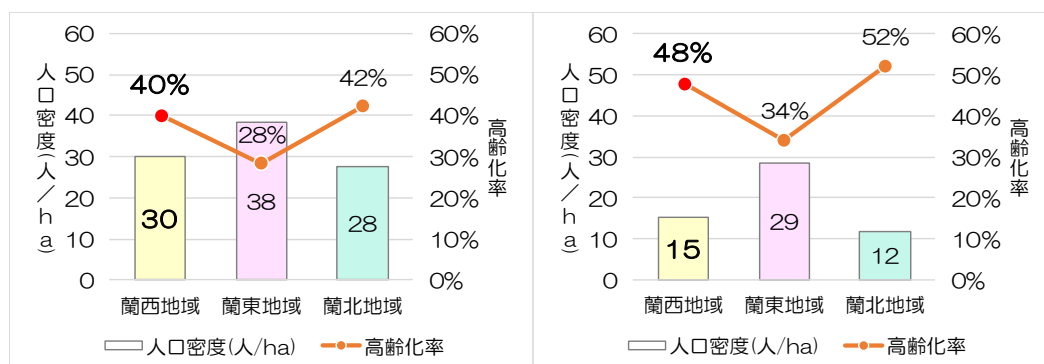


図 3-3 人口密度及び高齢化率（左：2015年、右：2040年）

※市街化区域内の可住地域

3.2.2. 蘭西地域の目指す将来像

～目指す地域の将来像～

観光・交流拠点として「にぎわいあふれるコンパクトなまち」

室蘭市の中でも地球岬や測量山、工場夜景、道の駅など特に観光・景観資源が豊富な蘭西地域は、本市の観光の中核地域としてまちの経済活性化に貢献するまちづくりを進めます。また、集積する官公庁や公共施設、フェリーや客船が就航・寄港する室蘭港など、市内外から集まる人をまちなかにうまく回遊させることで、にぎわいあふれるコンパクトなまちを目指します。

3.2.3. 蘭西地域のまちづくりの方針

地域の特徴を踏まえ、蘭西地域の目指す将来像を実現するため、まちづくりの方針を以下のとおり定めます。

- 港や室蘭駅周辺地区を中心とした交流人口の増加
- 豊富な観光・景観資源を活用した「稼ぐ観光」の実現
- 職住近接で住みやすいコンパクトな街づくりにより移住・定住を促進

3.2.4. 蘭西地域のまちづくりの取り組み

まちづくりの方針に従い、全体構想で定めた9つの基本目標ごとに蘭西地域で行う取り組みを示します。

●太字：地域特有の取り組み ○細字：3 地域共通の取り組み

都市生活の視点	目標1. 各世代に対応した移住・定住を進めよう <ul style="list-style-type: none"> ○ 高齢者向けの住み替え支援 ○ 子育て・若年代向けの住まいの支援 ○ 魅力ある住環境の整備 ○ 低未利用土地の有効活用と適正管理
	目標2. 利用しやすい交通のネットワークをつくろう <ul style="list-style-type: none"> ● フェリー航路の利用促進 ● 白鳥新道2期区間の整備促進 ● 交通結節点の利便性向上 ○ 広域幹線軸の強化 ○ 生活道路の維持・保全 ○ 観光地へのアクセス強化 ○ 公共交通の利用環境の向上
	目標3. 協働の輪を広げよう <ul style="list-style-type: none"> ● 官民連携による室蘭駅周辺地区のにぎわいづくり ○ 官民連携によるまちづくりの担い手発掘と育成
都市経営の視点	目標4. 都市経営の視点を持ってまちづくりをしよう <ul style="list-style-type: none"> ● 入江運動公園と祝津公園へのスポーツ機能の集約・再編 ● 図書館・科学館の合築 ● 官民連携による室蘭駅周辺地区のにぎわいづくり ● 本庁舎機能の維持 ○ 既存ストックの有効活用 ○ 産業の維持・強化 ○ 公的不動産（PRE）の有効活用
	目標5. 働きやすさ・住みやすさが価値を生むまちをつくろう <ul style="list-style-type: none"> ● 都市計画の見直しによる商業立地・住宅建て替えの促進 ○ 商店街の活性化 ○ 魅力ある住環境の整備 ○ 緑とオープンスペースの有効活用 ○ 産業の維持・強化 ○ 臨海部の工業エリアの活用
	目標6. まちの資源を生かして交流人口を増やそう <ul style="list-style-type: none"> ● 入江運動公園と祝津公園へのスポーツ機能の集約・再編 ● 図書館・科学館の合築 ● 官民連携による室蘭駅周辺地区のにぎわいづくり ● 道の駅を核とした観光拠点の強化 ● 景勝地や港、日本遺産「炭鉄港」の有効活用 ● 室蘭駅周辺地区の回遊性向上 ○ 観光資源へのアクセス向上
安全・安心の視点	目標7. 災害に強いまちをつくろう <ul style="list-style-type: none"> ● 白鳥新道2期区間の整備促進 ○ 津波や土砂災害などの自然災害対策 ○ インフラの老朽化対策 ○ 建築物の耐震化促進
	目標8. 緑を次世代に引き継ごう <ul style="list-style-type: none"> ● 海岸部の緑を保全 ○ 公園の統廃合・機能集約 ○ 地域全体で行う緑の維持管理
	目標9. 環境にやさしい暮らしを目指そう <ul style="list-style-type: none"> ● (仮称) 環境科学館による環境教育の充実 ○ コンパクトシティ実現による環境負荷の少ないまちづくり ○ 公共交通の利用促進 ○ 低炭素化・資源循環による住環境整備

3.2.5. 蘭西地域の将来都市像



図 3-4 蘭西地域の将来都市像

3.3. 蘭東地域

3.3.1. 蘭東地域の特徴

- 2040（令和 22）年の地域人口は 3.7 万人まで減少することが想定されているほか、高齢化率は 34%まで上昇することが想定されています。
- 大規模な商業施設が立地しているほか、福祉施設や子育て施設、総合病院等が立地し、西いぶり圏域の中心拠点となっています。
- 一般国道 36 号と一般国道 37 号が結節しているほか、特急停車駅である東室蘭駅や、路線バス・都市間バスのターミナルが存在する交通の要衝となっています。
- 国立大学法人室蘭工業大学が立地するほか、高等学校や専修学校が多数立地するなど、文教施設が充実している地域です。
- 区画整理事業で整備された八丁平や、企業遊休地を開発して誕生した大規模な住宅用地など、中心地に近く利便性の高い住環境が充実した地域です。

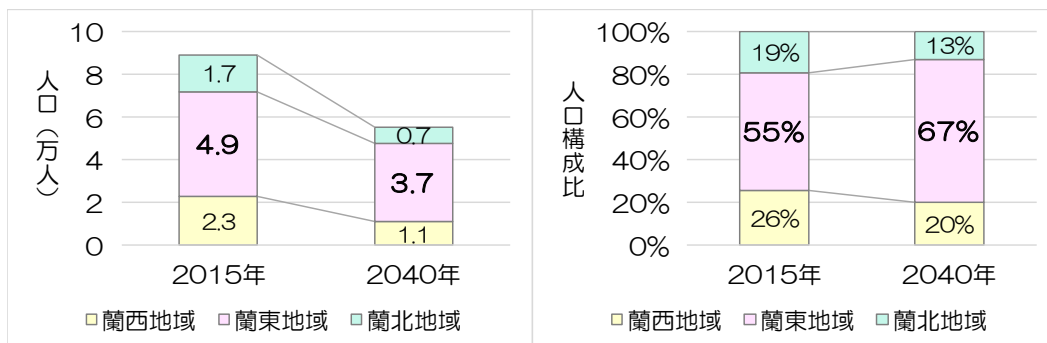
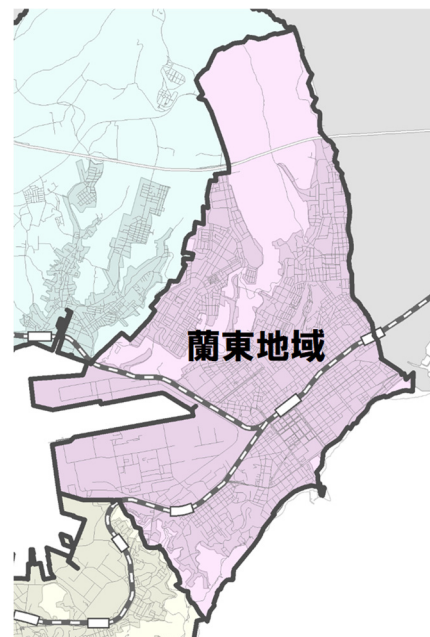


図 3-5 地域別の人口（左：人数、右：構成比）

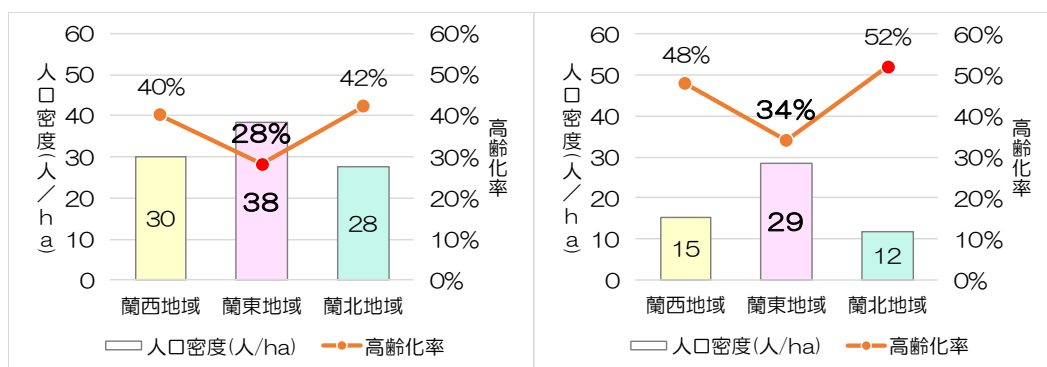


図 3-6 人口密度及び高齢化率（左：2015 年、右：2040 年）

※市街化区域内の可住地域

3.3.2. 蘭東地域の目指す将来像

～目指す地域の将来像～

西いぶり圏域の中心地として「便利で活気あふれるまち」

3 地域の中で最も人口が多く、高齢化率も低い蘭東地域は、大型商業施設や室蘭工業大学が立地し、JR 東室蘭駅には学生が集まるなど若者が多く集まるまちです。中島町にはキッズパークや研修室等を整備した「室蘭市生涯学習センター」（きらん）が2018（平成30）年12月にオープンし、子育て世代から高齢者まで幅広い年代の市民の活動の場となっています。また、飲食店や商店街が多数立地する室蘭市の商業中心地であることや、商業・教育・医療などの都市機能が集積するという特徴を生かし、西いぶり圏域の中心地として便利で活気あふれるまちを目指します。

3.3.3. 蘭東地域のまちづくりの方針

地域の特徴を踏まえ、蘭東地域の目指す将来像を実現するため、まちづくりの方針を以下のとおり定めます。

- 大型複合商業施設などの都市機能誘導と地元商店街との連携により中心地としての魅力を向上
- 交通結節点の機能強化により利便性の向上と交流人口の増加
- 室蘭工業大学の学生などと協働・連携した地域コミュニティやまちなかの活性化
- 利便性の高い住環境を生かして移住・定住を促進

3.3.4. 蘭東地域のまちづくりの取り組み

まちづくりの方針に従い、全体構想で定めた9つの基本目標ごとに蘭東地域で行う取り組みを示します。

●太字：地域特有の取り組み ○細字：3地域共通の取り組み

都市生活の視点	目標1. 各世代に対応した移住・定住を進めよう <ul style="list-style-type: none"> ● 水元地区の公営住宅再編 ● 需要の高い住宅地への対応 ○ 高齢者向けの住み替え支援 ○ 子育て・若年世代向けの住まいの支援 ○ 魅力ある住環境の整備 ○ 低未利用土地の有効活用と適正管理
	目標2. 利用しやすい交通のネットワークをつくろう <ul style="list-style-type: none"> ● 線路を横断する幹線道路の維持・改善 ● 交通結節点の利便性向上 ○ 広域幹線軸の強化 ○ 生活道路の維持・保全 ○ 観光地へのアクセス強化 ○ 公共交通の利用環境の向上
	目標3. 協働の輪を広げよう <ul style="list-style-type: none"> ● 室蘭工業大学の学生などと地域の交流 ● 官民連携による東室蘭駅周辺地区のにぎわいづくり ○ 官民連携によるまちづくりの担い手発掘と育成
都市経営の視点	目標4. 都市経営の視点を持ってまちづくりをしよう <ul style="list-style-type: none"> ● 大型複合商業施設の誘導 ● 官民連携による東室蘭駅周辺地区のにぎわいづくり ● 水元地区の公営住宅再編 ○ 既存ストックの有効活用 ○ 産業の維持・強化 ○ 公的不動産（PRE）の有効活用
	目標5. 働きやすさ・住みやすさが価値を生むまちをつくろう <ul style="list-style-type: none"> ● 大型複合商業施設の誘導と地元商店街との連携 ● 都市計画の見直しによる商業立地の促進 ○ 商店街の活性化 ○ 魅力ある住環境の整備 ○ 緑とオープンスペースの有効活用 ○ 産業の維持・強化 ○ 臨海部の工業エリアの活用
	目標6. まちの資源を生かして交流人口を増やそう <ul style="list-style-type: none"> ● 東室蘭駅周辺地区の回遊性向上 ● 室蘭工業大学の学生などとの協働・連携 ● 官民連携による東室蘭駅周辺地区のにぎわいづくり ○ 観光資源へのアクセス向上
安全・安心の視点	目標7. 災害に強いまちをつくろう <ul style="list-style-type: none"> ● 線路を横断する幹線道路の維持・改善 ○ 津波や土砂災害などの自然災害対策 ○ インフラの老朽化対策 ○ 建築物の耐震化促進
	目標8. 緑を次世代に引き継ごう <ul style="list-style-type: none"> ● 知利別川の親水空間を保全 ● ピオトープ・イタンキの維持管理 ● 海岸部の緑を保全 ○ 公園の統廃合・機能集約 ○ 地域全体で行う緑の維持管理
	目標9. 環境にやさしくらしを目指そう <ul style="list-style-type: none"> ○ コンパクトシティ実現による環境負荷の少ないまちづくり ○ 公共交通の利用促進 ○ 低炭素化・資源循環による住環境整備

3.3.5. 蘭東地域の将来都市像



図 3-7 蘭東地域の将来都市像

3.4. 蘭北地域

3.4.1. 蘭北地域の特徴

- 室蘭岳山麓にはスキー場やキャンプ場をはじめ、運動施設、宿泊研修施設等があり、自然豊かな環境の中でレクリエーション機能が充実しています。
- 北海道縦貫自動車道室蘭インターチェンジに隣接して、先端型産業等に最適な環境に立地する香川工業団地が立地しています。
- 貴重な農業地帯や貴重な自然の資源である保存樹林や保存樹木が存在している地域です。
- 高台に広がり、津波浸水被害や土砂災害に対するリスクが少なく安全で閑静な住環境を有する地域です。
- 室蘭の地名の由来となった坂道や史跡など歴史的な資産を有しています。

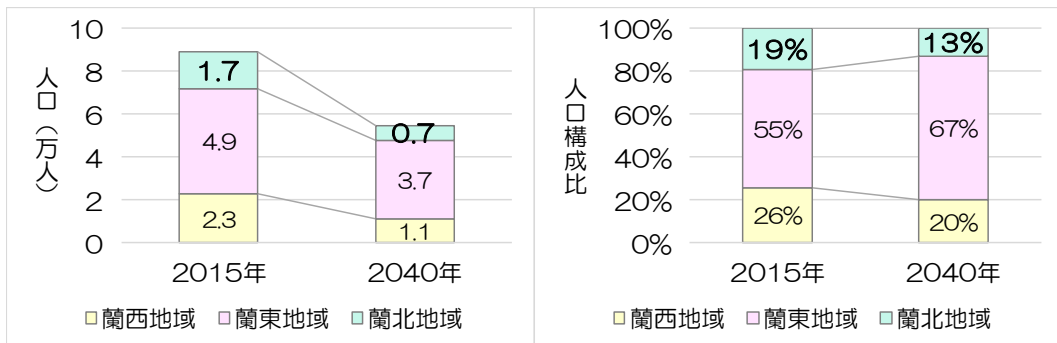


図 3-8 地域別の人口 (左：人数、右：構成比)

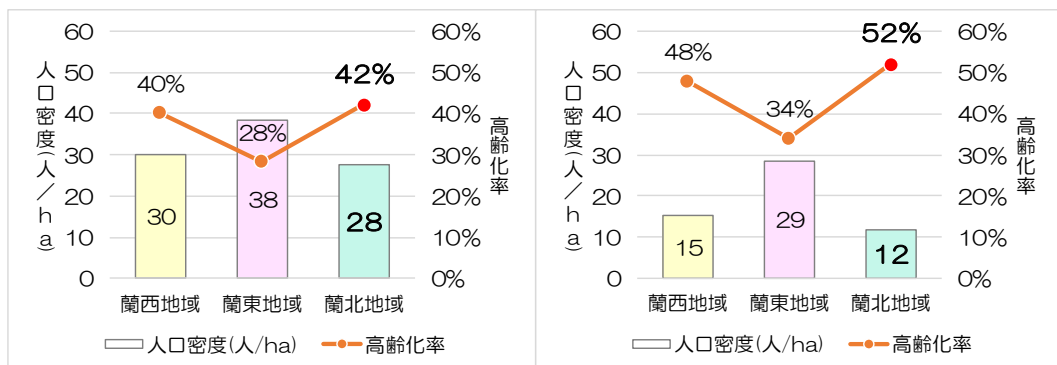


図 3-9 人口密度及び高齢化率 (左：2015年、右：2040年)

※市街化区域内の可住地域

0

はじめに

1

室蘭市の
現状と課題

2

全体構想

3

地域別構想

4

計画の推進に
向けた取り組み

5

参考資料

3.4.2. 蘭北地域の目指す将来像

～目指す地域の将来像～

自然とネットワークを生かした「安全で暮らしやすいまち」

室蘭発祥の歴史を有する蘭北地域は、室蘭岳の山麓に位置し、室蘭市の中でも特に自然豊かな地域です。室蘭市では貴重な農業地帯がある地域でもあります。一方で、崎守埠頭や室蘭 IC と言った交通拠点があり、香川工業団地や臨海部の工業エリアとのアクセスが良好な地域です。住宅は沢沿いや白鳥台団地に整備され、津波による浸水想定が少ない地域です。3 地域の中で、高齢化や人口減少が最も進むと見込まれる蘭北地域ですが、豊かな自然や広域アクセスの優位性を生かした安全で暮らしやすい地域を目指します。

3.4.3. 蘭北地域のまちづくりの方針

地域の特徴を踏まえ、蘭北地域の目指す将来像を実現するため、まちづくりの方針を以下のとおり定めます。

- 自然豊かなレクリエーション機能を生かした交流人口の増加
- 室蘭 IC の立地を生かした産業の維持・強化
- 保存樹林などの貴重な自然や歴史を生かしたまちの魅力向上
- 豊かな自然と安全な住環境を生かして移住・定住を促進

3.4.4. 蘭北地域のまちづくりの取り組み

まちづくりの方針に従い、全体構想で定めた9つの基本目標ごとに蘭北地域で行う取り組みを示します。

●太字：地域特有の取り組み ○細字：3地域共通の取り組み

都市生活の視点	目標1.各世代に対応した移住・定住を進めよう <ul style="list-style-type: none"> ●白鳥台地区の公営住宅再編 <ul style="list-style-type: none"> ○魅力ある住環境の整備 ○高齢者向けの住み替え支援 <ul style="list-style-type: none"> ○低未利用土地の有効活用と適正管理 ○子育て・若年代向けの住まいの支援
	目標2.利用しやすい交通のネットワークをつくろう <ul style="list-style-type: none"> ●北海道縦貫自動車道室蘭ICの有効活用 <ul style="list-style-type: none"> ○生活道路の維持・保全 ●白鳥新道2期区間の整備促進 <ul style="list-style-type: none"> ○観光地へのアクセス強化 ○広域幹線軸の強化 <ul style="list-style-type: none"> ○公共交通の利用環境の向上
	目標3.協働の輪を広げよう <ul style="list-style-type: none"> ○官民連携によるまちづくりの担い手発掘と育成
都市経営の視点	目標4.都市経営の視点を持ってまちづくりをしよう <ul style="list-style-type: none"> ●白鳥台地区の公営住宅再編 <ul style="list-style-type: none"> ○産業の維持・強化 ○既存ストックの有効活用 <ul style="list-style-type: none"> ○公的不動産(PRE)の有効活用
	目標5.働きやすさ・住みやすさが価値を生むまちをつくろう <ul style="list-style-type: none"> ●香川工業団地への企業誘致 <ul style="list-style-type: none"> ○緑とオープンスペースの有効活用 ●北海道縦貫自動車道室蘭ICの有効活用 <ul style="list-style-type: none"> ○産業の維持・強化 ○商店街の活性化 <ul style="list-style-type: none"> ○臨海部の工業エリアの活用 ○魅力ある住環境の整備
	目標6.まちの資源を生かして交流人口を増やそう <ul style="list-style-type: none"> ●室蘭岳の有効活用 <ul style="list-style-type: none"> ●北海道縦貫自動車道室蘭ICの有効活用 <ul style="list-style-type: none"> ○観光資源へのアクセス向上 ●だんぱら公園の四季を通じた利用促進
安全・安心心の視点	目標7.災害に強いまちをつくろう <ul style="list-style-type: none"> ●北海道縦貫自動車道室蘭ICの有効活用 <ul style="list-style-type: none"> ○津波や土砂災害などの自然災害対策 ●白鳥新道2期区間の整備促進 <ul style="list-style-type: none"> ○インフラの老朽化対策 ○建築物の耐震化促進
	目標8.緑を次世代に引き継ごう <ul style="list-style-type: none"> ●室蘭岳の自然を維持・保全 <ul style="list-style-type: none"> ○公園の統廃合・機能集約 ●貴重な農業地帯を保全 <ul style="list-style-type: none"> ○地域全体で行う緑の維持管理
	目標9.環境にやさしい暮らしを目指そう <ul style="list-style-type: none"> ○コンパクトシティ実現による環境負荷の少ないまちづくり <ul style="list-style-type: none"> ○公共交通の利用促進 ○低炭素化・資源循環による住環境整備

0

はじめに

1

室蘭市の
現状と課題

2

全体構想

3

地域別構想

4

計画の推進に
向けた取り組み

5

参考資料

3.4.5. 蘭北地域の将来都市像

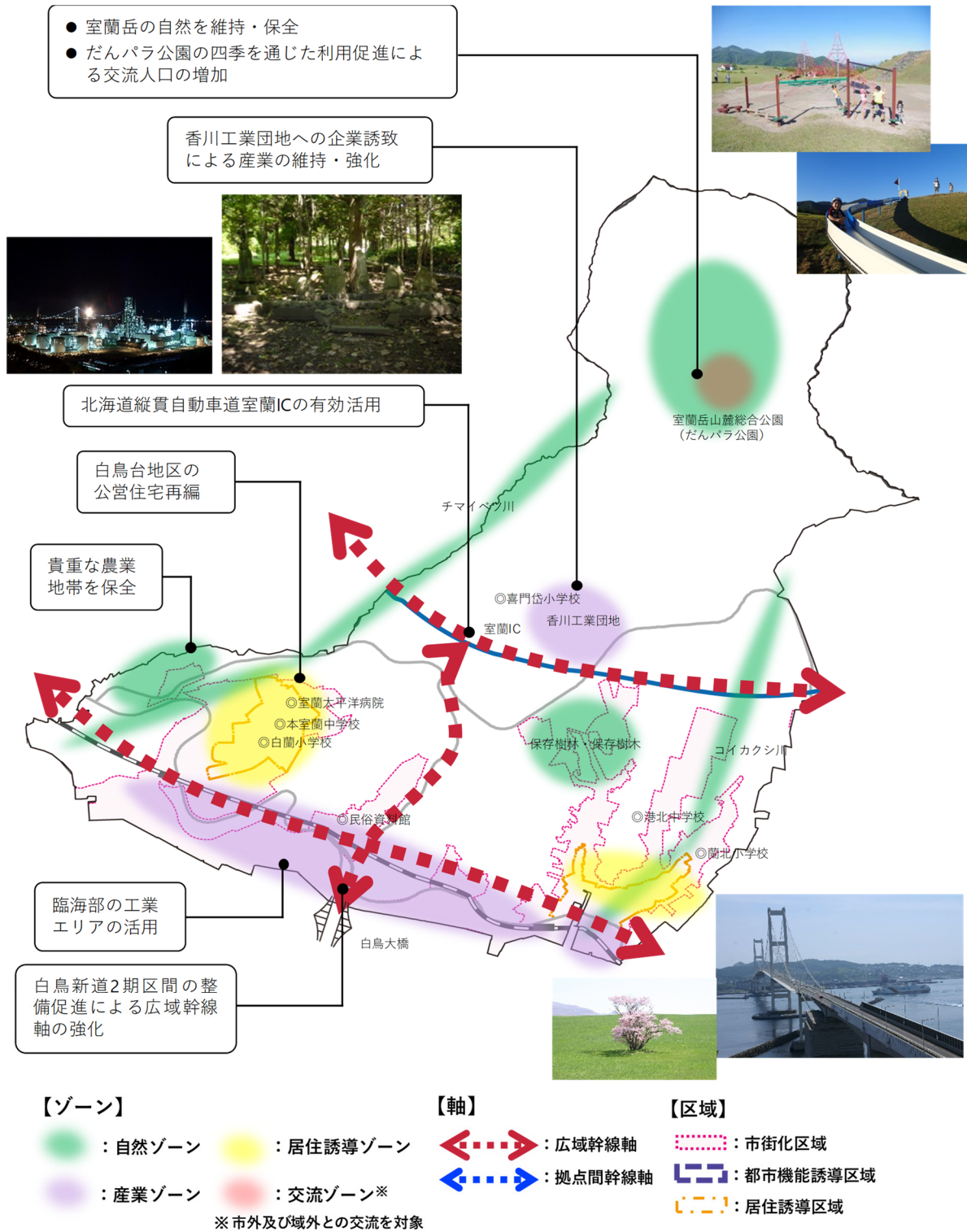


図 3-10 蘭北地域の将来都市像

はじめに

1

室蘭市の現状と課題

2

全体構想

3

地域別構想

4

計画の推進に向けた取り組み

5

参考資料

4. 計画の推進に向けた取り組み

4.1. 計画の評価

本計画は、長期的な視点でまちの将来像を実現するための取り組みの指針となる計画であるため、まちづくりの進捗状況を把握し、総合的・効果的な取り組みを進める必要があります。

このため、計画の進捗管理と評価は、関連する個別計画の進捗や目標達成の評価をフィードバックすることにより行います。

4.2. 計画の見直し

本計画は、長期的な視点に基づく計画ですが、「室蘭圏都市計画区域マスタープラン」や「室蘭市総合計画」の見直しに合わせて、整合を図るとともに、本計画の一部である「室蘭市立地適正化計画」のおおむね5年後ごとのPDCAサイクルによる評価も踏まえながら、必要に応じて見直しを実施していきます。

4.3. 地区別構想の作成の推進

地区別構想は、本計画の全体構想、地域別構想の策定を受け、地区の住民や事業者、市民団体など多様な主体が連携しながら地区のまちづくりを進めるために、地区の目指す姿やまちづくりの方針などを具体的に示すものです。

この構想は、地区の姿を一番よく知っている住民が主体的に定めることが望ましいことから、行政がサポートを行いながら住民主体で作成することを推進していきます。

5. 参考資料

5.1. 本計画策定の経緯

	項目	日程	概要	備考
1	都市計画マスタープラン見直し及び立地適正化計画策定に向けた説明資料「新しいまちづくり計画をつくりまします。」の発行	平成 29 年 4 月	● 立地適正化計画の制度概要について	市内全町内会・自治会に回覧
2	「蘭西地区の未来をつくる会」への説明・意見交換	平成 29 年 4 月 26 日	● 都市計画マスタープラン及び立地適正化計画の制度説明・意見交換	9 名参加
3	第 35 回 室蘭市都市計画審議会	平成 29 年 6 月 30 日	● 室蘭市都市計画マスタープラン見直し及び室蘭市立地適正化計画について ● 策定協議会設置について	
4	第 1 回室蘭市都市計画マスタープラン見直し及び室蘭市立地適正化計画策定協議会 (以下、策定協議会)	平成 29 年 7 月 12 日	● 会長選出 ● 室蘭市都市計画マスタープラン見直し及び室蘭市立地適正化計画策定協議会について ● 室蘭市都市計画マスタープランの見直し及び室蘭市立地適正化計画策定について ● 市民アンケート(案)について	
5	室蘭市都市計画マスタープランの見直し及び室蘭市立地適正化計画の策定に向けた市民アンケート調査	平成 29 年 7 月～8 月	● 市民意見を把握するためのアンケート調査	無作為抽出した市民 3145 人に送付
6	第 2 回策定協議会	平成 29 年 9 月 13 日	● 都市構造分析・アンケート結果について ● 今後の分析、検討方針について	
7	「蘭西七町連合会地区懇談会」での説明・意見交換	平成 29 年 10 月 3 日	● 都市計画マスタープラン及び立地適正化計画の概要について ● まちの現状分析について ● 市民アンケート結果について ● グラフで見る 10 地区の特徴の比較について	47 名参加
8	第 3 回策定協議会	平成 29 年 10 月 18 日	● 分析結果等に基づく課題・基本方針について ● 都市機能誘導区域の区域設定案について	
9	「都市マス・立適ニュース vol.01」の発行	平成 29 年 10 月 20 日	● まちの現状分析から見えてきた室蘭市の課題について	市内全町内会・自治会に回覧
10	「東地区連合町会懇談会」での説明	平成 29 年 10 月 25 日	● 都市計画マスタープラン及び立地適正化計画の概要について ● まちの現状分析について ● 市民アンケート結果について ● グラフで見る 10 地区の特徴の比較について	43 名参加

	項目	日程	概要	備考
11	「室蘭商工会議所」への説明・意見交換	平成 29 年 10 月 25 日	<ul style="list-style-type: none"> ● 都市計画マスタープラン及び立地適正化計画の概要について ● まちの現状分析について ● 市民アンケート結果について ● グラフで見る 10 地区の特徴の比較について 	12 名参加
12	「蘭中地区連合町会懇談会」での説明・意見交換	平成 29 年 10 月 31 日	<ul style="list-style-type: none"> ● 都市計画マスタープラン及び立地適正化計画の概要について ● まちの現状分析について ● 市民アンケート結果について ● グラフで見る 10 地区の特徴の比較について 	53 名参加
13	「市町連理事会」での説明	平成 29 年 11 月 9 日	<ul style="list-style-type: none"> ● 都市計画マスタープラン及び立地適正化計画の概要について ● まちの現状分析について ● 市民アンケート結果について ● グラフで見る 10 地区の特徴の比較について 	30 名参加
14	「室蘭商工会議所」への説明・意見交換	平成 29 年 11 月 17 日	<ul style="list-style-type: none"> ● 都市計画マスタープラン及び立地適正化計画の概要について ● まちの現状分析について ● 市民アンケート結果について ● グラフで見る 10 地区の特徴の比較について 	20 名参加
15	「大町商店会」への説明・意見交換	平成 29 年 11 月 20 日	<ul style="list-style-type: none"> ● 都市計画マスタープラン及び立地適正化計画の概要について ● まちの現状分析について ● 市民アンケート結果について ● グラフで見る 10 地区の特徴の比較について 	8 名参加
16	「室蘭商工会議所」への説明・意見交換	平成 29 年 11 月 21 日	<ul style="list-style-type: none"> ● 都市計画マスタープラン及び立地適正化計画の概要について ● まちの現状分析について ● 市民アンケート結果について ● グラフで見る 10 地区の特徴の比較について 	21 名参加
17	「都市マス・立適ニュース vol.02」の発行	平成 29 年 11 月 22 日	<ul style="list-style-type: none"> ● 市民アンケートから見てきた目指すべきまちづくりの方向性について 	市内全町内会・自治会に回覧
18	第 1 回私たちの住む場所を考えるワークショップ	平成 29 年 11 月 26 日	<ul style="list-style-type: none"> ● まち歩き 	30 名参加
19	「中島連合町会」への説明・意見交換	平成 29 年 11 月 27 日	<ul style="list-style-type: none"> ● 都市計画マスタープラン及び立地適正化計画の概要について ● まちの現状分析について ● 市民アンケート結果について ● グラフで見る 10 地区の特徴の比較について 	8 名参加

	項目	日程	概要	備考
20	第36回 室蘭市都市計画審議会	平成29年11月29日	<ul style="list-style-type: none"> ● 室蘭市立地適正化計画の策定状況について ● まちの現状分析について ● 室蘭市立地適正化計画の基本方針（案）について ● 「都市機能誘導区域」の検討状況について 	
21	「白鳥台連合町会」への説明・意見交換	平成29年11月30日	<ul style="list-style-type: none"> ● 都市計画マスタープラン及び立地適正化計画の概要について ● まちの現状分析について ● 市民アンケート結果について ● グラフで見る10地区の特徴の比較について 	15名参加
22	第2回私たちの住む場所を考えるワークショップ	平成29年11月30日	<ul style="list-style-type: none"> ● 地区の特徴ワークショップ ● 住む場所の評価基準ワークショップ 	29名参加
23	「大町商店会」への説明	平成29年12月15日	<ul style="list-style-type: none"> ● 地方再生コンパクトシティについて 	2名参加
24	第3回私たちの住む場所を考えるワークショップ	平成29年12月15日	<ul style="list-style-type: none"> ● 2017年「同棲」作戦ワークショップ ● 2027年「子育て引っ越し」作戦ワークショップ 	23名参加
25	「都市マス・立適ニュース vol.03」の発行	平成29年12月22日	<ul style="list-style-type: none"> ● 「私たちの住む場所を考えるワークショップ」の結果（全3回中、第1回と第2回）について 	市内全町内会・自治会に回覧
26	第4回策定協議会	平成29年12月26日	<ul style="list-style-type: none"> ● 都市機能誘導区域における誘導施設・施策の方向性について ● 居住誘導区域設定の考え方について 	
27	「都市マス・立適ニュース vol.04」の発行	平成30年1月22日	<ul style="list-style-type: none"> ● 「私たちの住む場所を考えるワークショップ」の結果（全3回中、第3回）について 	市内全町内会・自治会に回覧
28	第5回策定協議会	平成30年2月19日	<ul style="list-style-type: none"> ● 室蘭市立地適正化計画骨子案について ● 今後の進め方について 	
29	第37回 室蘭市都市計画審議会	平成30年2月28日	<ul style="list-style-type: none"> ● 今年度のスケジュールと進捗報告について ● 室蘭市立地適正化計画骨子（案）について 	
30	「都市マス・立適ニュース vol.05」の発行	平成30年3月22日	<ul style="list-style-type: none"> ● 室蘭市立地適正化計画骨子（案）について 	市内全町内会・自治会に回覧
31	「広報むろらん6月号」での周知	平成30年6月	<ul style="list-style-type: none"> ● 室蘭市立地適正化計画骨子案について 	
32	宅建協会室蘭支部主催「不動産研修会」での説明・意見交換	平成30年6月12日	<ul style="list-style-type: none"> ● 室蘭市立地適正化計画骨子（案）及び室蘭市の助成金について 	30名参加
33	室蘭市立地適正化計画 住民説明会	平成30年6月26日～6月28日、 7月2日～7月4日	<ul style="list-style-type: none"> ● 立地適正化計画骨子（案）について ● 室蘭市緑の基本計画の見直しについて ● 市役所本庁舎並びに（仮称）総合体育館の建設地区等について 	市内5会場 計79名参加

	項目	日程	概要	備考
34	「町内会・自治会長懇談会」での説明・意見交換	平成 30 年 6 月 28 日	<ul style="list-style-type: none"> ● 立地適正化計画骨子（案）について ● 室蘭市緑の基本計画の見直しについて ● 市役所本庁舎並びに（仮称）総合体育館の建設地区等について 	69 名参加
35	「都市マス・立適ニュース vol.06」の発行	平成 30 年 7 月 20 日	<ul style="list-style-type: none"> ● 室蘭市立地適正化計画骨子（案）住民説明会の結果について 	市内全町内会・自治会に回覧
36	「社会民主党室蘭支部」への説明・意見交換	平成 30 年 7 月 31 日	<ul style="list-style-type: none"> ● 立地適正化計画骨子（案）について 	13 名参加
37	市立室蘭水族館でのオープンハウス	平成 30 年 8 月 1 日	<ul style="list-style-type: none"> ● 室蘭市立地適正化計画骨子（案）について 	108 名参加
38	「蘭西七町連合会」への説明・意見交換	平成 30 年 8 月 3 日	<ul style="list-style-type: none"> ● 立地適正化計画骨子（案）について ● 地方再生コンパクトシティについて 	13 名参加
39	「むろらん My City Reprt まちあるき」での説明・意見交換	平成 30 年 8 月 5 日	<ul style="list-style-type: none"> ● 立地適正化計画骨子（案）について 	11 名参加
40	「東明中学校」での壁新聞取材	平成 30 年 9 月 20 日	<ul style="list-style-type: none"> ● 立地適正化計画骨子（案）について 	3 名参加
41	「蘭西七町連合会地区懇談会」での説明・意見交換	平成 30 年 10 月 3 日	<ul style="list-style-type: none"> ● 立地適正化計画骨子（案）について ● 地方再生コンパクトシティについて 	47 名参加
42	「室蘭商工会議所」への説明・意見交換	平成 30 年 10 月 11 日	<ul style="list-style-type: none"> ● 立地適正化計画骨子(案)について ● 市役所本庁の建設地区について ● (仮称)総合体育館の建設地区について ● (仮称)環境科学館・図書館整備について 	41 名参加
43	第 6 回策定協議会	平成 30 年 10 月 24 日	<ul style="list-style-type: none"> ● 室蘭市立地適正化計画の評価について 	
44	「港南地区連合町会懇談会」での説明・意見交換	平成 30 年 11 月 1 日	<ul style="list-style-type: none"> ● 立地適正化計画骨子（案）について ● 室蘭市緑の基本計画の見直しについて 	23 名参加
45	「輪西商店街振興組合」への説明・意見交換	平成 30 年 11 月 7 日	<ul style="list-style-type: none"> ● 立地適正化計画骨子（案）について 	16 名参加
46	日本賃貸住宅管理協会主催「賃貸住宅の住環境工場セミナー」での説明・意見交換	平成 30 年 11 月 10 日	<ul style="list-style-type: none"> ● 立地適正化計画骨子（案）について ● 住宅セーフティネットについて 	60 名参加
47	全日本不動産協会北海道本部道央ブロック主催「法定研修会」での説明・意見交換	平成 30 年 11 月 16 日	<ul style="list-style-type: none"> ● 立地適正化計画骨子（案）について 	19 名参加
48	第 7 回策定協議会	平成 30 年 11 月	<ul style="list-style-type: none"> ● 室蘭市立地適正化計画素案について 	持ち回り開催

	項目	日程	概要	備考
49	第 38 回 室蘭市都市計画審議会	平成 30 年 11 月 27 日	<ul style="list-style-type: none"> ● これまでの取り組みと今年度のスケジュールについて ● 室蘭市立地適正化計画（素案）について 	
50	室蘭市立地適正化計画 パブリックコメント	平成 31 年 1 月 4 日～2 月 4 日	<ul style="list-style-type: none"> ● 室蘭市立地適正化計画に関する意見募集 	15 件(4 人) の意見
51	「都市マス・立適ニュース vol.07」の発行	平成 31 年 1 月 22 日	<ul style="list-style-type: none"> ● 立地適正化計画を踏まえた、これからのまちづくりイメージや取り組み施策について 	市内全町内 会・自治会 に回覧
52	第 8 回策定協議会	平成 31 年 3 月	<ul style="list-style-type: none"> ● 室蘭市立地適正化計画について ● 室蘭市都市計画マスタープランたたき台について ● 今後のスケジュールについて 	持ち回り開催
53	第 39 回 室蘭市都市計画審議会	平成 31 年 3 月 20 日	<ul style="list-style-type: none"> ● パブリックコメントの実施結果について ● 室蘭市立地適正化計画（案）について ● 室蘭市都市計画マスタープラン見直しの概要について 	
54	室蘭市 立地適正化計画策定	平成 31 年 3 月 22 日		
55	「広報むろらん 4 月号」で の周知	平成 31 年 4 月	<ul style="list-style-type: none"> ● 室蘭市立地適正化計画策定に伴う届出制度について 	
56	第 9 回策定協議会	令和元年 6 月 10 日	<ul style="list-style-type: none"> ● 室蘭市都市計画マスタープランについて ● 今後のスケジュールについて ● 地域別構想の取りまとめ単位と考え方について ● 市民意識の把握方法について ● 分野別方針の素案について 	
57	「都市マス・立適ニュース vol.08」の発行	令和元年 6 月 21 日	<ul style="list-style-type: none"> ● 都市計画マスタープラン見直し住民説明会のご案内と第 9 回策定協議会での協議内容について 	市内全町内 会・自治会 に回覧
58	第 10 回策定協議会	令和元年 6 月 27 日	<ul style="list-style-type: none"> ● 住民説明会開催予定 ● 住民説明会資料（案） ● 蘭西地域のまちづくり方針（案）について ● 蘭東地域のまちづくり方針（案）について ● 蘭北地域のまちづくり方針（案）について ● 分野別方針（案）について 	
59	第 1 回 室蘭市都市計画 マスタープラン 住民説明会	令和元年 7 月 23 日～7 月 25 日、 7 月 29 日～7 月 30 日	<ul style="list-style-type: none"> ● 室蘭市都市計画マスタープラン見直しの考え方 ● 全体構想の考え方 ● 地域別構想の考え方 ● 今年度のスケジュール ● 地区別構想の策定について 	市内 5 箇所 計 92 名参加
60	「都市マス・立適ニュース vol.09」の発行	令和元年 8 月 22 日	<ul style="list-style-type: none"> ● 都市計画マスタープラン見直し住民説明会の結果について 	市内全町内 会・自治会 に回覧

	項目	日程	概要	備考
61	第 11 回策定協議会	令和元年 9 月 2 日	<ul style="list-style-type: none"> ● 住民説明会の結果報告 ● 地域別構想の作成単位の確認 ● 地域別構想の内容（案）について 	
62	第 12 回策定協議会	令和元年 9 月 12 日	<ul style="list-style-type: none"> ● 室蘭市都市計画マスタープラン（骨子案）について 	
63	第 40 回 室蘭市都市計画審議会	令和元年 10 月 24 日	<ul style="list-style-type: none"> ● 室蘭市都市計画マスタープラン（骨子案）について 	
64	「東地区連合町会懇談会」での説明・意見交換	令和元年 10 月 26 日	<ul style="list-style-type: none"> ● 室蘭市都市計画マスタープラン（骨子案）について 	45 名参加
65	第 2 回 室蘭市都市計画 マスタープラン 住民説明会	令和元年 11 月 6 日～11 月 8 日、 11 月 11 日～11 月 12 日	<ul style="list-style-type: none"> ● 室蘭市都市計画マスタープラン（骨子案）について 	市内 5 箇所 計 92 名参加
66	「蘭北地区を考える会」への説明・意見交換	令和元年 11 月 10 日	<ul style="list-style-type: none"> ● 室蘭市都市計画マスタープラン（骨子案）について ● 地区別構想について 	15 名参加
67	第 13 回策定協議会	令和元年 11 月 19 日	<ul style="list-style-type: none"> ● 室蘭市都市計画マスタープラン（素案）について ● 室蘭市都市計画マスタープラン（概要版）について 	
68	第 41 回 室蘭市都市計画審議会	令和元年 11 月 28 日	<ul style="list-style-type: none"> ● 室蘭市都市計画マスタープラン（素案）について 	
69	「都市マス・立適ニュース vol.10」の発行	令和元年 12 月 19 日	<ul style="list-style-type: none"> ● 都市計画マスタープラン見直し住民説明会の結果について 	市内全町内会・自治会に回覧
70	室蘭市都市計画 マスタープラン パブリックコメント	令和 2 年 1 月 7 日～2 月 7 日	<ul style="list-style-type: none"> ● 室蘭市都市計画マスタープランに関する意見募集 	
71	第 14 回策定協議会	令和 2 年 2 月 20 日	<ul style="list-style-type: none"> ● パブリックコメントの結果について 	
72	第 42 回 室蘭市都市計画審議会	令和 2 年 2 月 28 日	<ul style="list-style-type: none"> ● 室蘭市都市計画マスタープランの諮問 	
73	室蘭市都市計画 マスタープラン策定	令和 2 年 3 月 25 日	<ul style="list-style-type: none"> ● 室蘭市 HP にて室蘭市都市計画マスタープランの策定・公表 	

0

はじめに

1

室蘭市の
現状と課題

2

全体構想

3

地域別構想

4

計画の推進に
向けた取り組み

5

参考資料

5.2. 策定協議会委員構成

会長	真境名 達哉	(国立大学法人 室蘭工業大学准教授)
委員	市村 恒士	(国立大学法人 室蘭工業大学教授)
委員	有村 幹治	(国立大学法人 室蘭工業大学准教授)
委員	山田 一正	(室蘭商工会議所 専務理事)
委員	長谷川 義郎	(室蘭地区バス協会)

室蘭市都市計画マスタープラン

〒051-8511 室蘭市幸町1番2号

室蘭市都市建設部都市政策推進室

電話 0143-25-2592

FAX 0143-24-2091

E-mail toshikei@city.muroran.lg.jp